

平成19年上富良野町決算特別委員会会議録（第1号）

平成19年11月15日（木曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

議案第 1号 平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第 2号 平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件

出席委員（12名）

委員長	長谷川徳行君	副委員長	渡部洋己君
委員	向山富夫君	委員	村上和子君
委員	岩田浩志君	委員	谷忠君
委員	米沢義英君	委員	今村辰義君
委員	金子益三君	委員	中村有秀君
委員	和田昭彦君	委員	佐川典子君

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	副町長	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
会計管理者	佐藤憲治君	議選監査委員	岩崎治男君
総務課長	北川雅一君	産業振興課長	伊藤芳昭君
保健福祉課長	岡崎光良君	農業委員会事務局長	
建設水道課長	早川俊博君	町民生活課長	尾崎茂雄君
ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君	教育振興課長	前田満君
関係する主幹・担当職員		町立病院事務長	大場富蔵君

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	主査	大谷隆樹君
主事	廣瀬美佐子君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 12名)

事務局長(中田繁利君) おはようございます。
決算特別委員会に先立ちまして、議長と町長から
ごあいさつをいただきたいと思います。

初めに、議長からごあいさつをいただきます。

議長(西村昭教君) おはようございます。

18年度の決算特別委員会ということで、きょう
から始まるわけでありましてけれども、えてして過ぎ
たことは忘れがちでありますけれども、18年度の
予算編成のときにいろいろな意見が出されまして、
その意見に基づいて執行された18年度決算の結果
でございますので、最小限の予算で最大の効率を上
げるといえることがある意味では課せられているわけ
でありますけれども、そういう面で成果報告書の中
にもいろいろと報告されておりますけれども、どれ
だけの成果が上がったのかということも含めまし
て、それぞれ皆さん方、住民に近い立場で見られて
いるわけでありまして、ひとつ十分なる審査をお
願い申し上げたいと思います。

あわせまして、理事者側の大きな努力もまた陰に
はあるわけでありまして、その点も十分評価をし
ながら、この決算がまた20年度の事業執行に当
たって生かされるようになれば幸いかと思うわけ
であります。

三日間という日程ではございますけれども、ひと
つよろしく審査のほどお願い申し上げたいと思いま
す。

よろしく願いいたします。

事務局長(中田繁利君) 続きまして、町長から
ごあいさつをいただきます。

町長(尾岸孝雄君) おはようございます。

委員の皆様方には大変御多用の中、また加えまし
て白いものがちらちらと舞いおきるような季節を迎
えまして、何かと御苦労の中で御参集をいただきま
してありがとうございました。

ただいま議長からお話ございましたように、9月
定例議会に御提案させていただきました平成18年
度の各会計歳入歳出決算と企業会計の決算についま
して御認定の御提案をさせていただきました。それ
ぞれに決算特別委員会をつくって慎重な御審議をい
ただくということで、きょうから特別委員会の御審
議をいただくわけでありまして、ただいま議長から
もお話がありましたように、私どもといたしまして
は限られた厳しい財源の中で予算を編成させていた
だいて、議員の皆さん方の御議決を賜って、その予

算の執行をさせていただきました。

厳しい限られた財源を有効かつ適切に使用するよ
うに努めながら決算を迎えたわけでありまして、そ
れぞれ皆さん方の立場で十二分に御審査を賜りまし
て、この両決算につきまして御認定を賜りますよう
にお願いを申し上げまして、開会に当たりましての
ごあいさつにかえさせていただきますと存じます。

どうかよろしく願いいたします。

事務局長(中田繁利君) 正副議長の選出でござ
いりますが、平成19年第6回臨時会で議長及び議選
の監査委員を除く12名をもって決算特別委員会を
構成しておりますので、正副委員長長の選出につい
ては議長からお諮り願います。

議長(西村昭教君) 正副委員長長の選出につい
てお諮りいたします。

議会運営に関する先例によりまして、決算特別委
員会の委員長に、副議長長谷川德行君、副委員長に
総務産建常任委員長渡部洋己君ということでよろし
いでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長に長谷川德行
君、副委員長に渡部洋己君と決しました。

事務局長(中田繁利君) それでは、長谷川委員
長は委員長の席へ御着席願います。

それでは、長谷川委員長よりごあいさつをいた
だきます。

委員長(長谷川德行君) 皆さんおはようござい
ます。

一言ごあいさつを申し上げます。

先例によりまして、さきの第6回の臨時会で付託
されました決算特別委員会の委員長に就任いたしま
した。どうぞよろしく願いいたします。

御承知のとおり、町におきまして、国の三位一
体の改革等によりまして地方交付税の削減、そして
その中において、本当に厳しい財政の中、18年度
予算、一般会計、各特別会計並びに各企業会計11
6億円余りの予算を議会に提出し、議会ではこれを
承認して議決いたしました。

本特別委員会は、18年度予算を議決した趣旨と
目的に従って適正にして効率的に執行されたのか、
それによってどのような行政効果が発揮できたの
か、今後、行政運営においてどのように改善、工夫
されるべきかという観点を踏まえまして、次年度、
上富で言えば平成20年度ですが、その予算編
成、執行に反映させるための重要な審議だと思いま
す。

委員の皆様、そして執行部の皆様におかれましては、この決算特別委員会で実りある審議と審査が、そして委員会運営が円滑に進みますように御協力を賜りまして、一言あいさつにかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程等について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御説明申し上げます。

本委員会の案件は、平成18年第6回臨時会において付託されました議案第1号平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第2号平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件の2件です。

本委員会の議事日程について、10月30日に議会運営委員会を開いて協議し、その内容はお手元に配付いたしました議事日程のとおり、会期は本日より11月19日までの5日間とし、本日は、これより会場を第2会議室に移して、議席番号順に2分科会を構成し、各分科会において分科長を選任して書類審査を正午まで行い、昼食休憩後、担当外の書類審査を午後3時30分まで行い、その後、全体審査を午後5時30分まで行いたいと存じます。

2日目の16日は、議事堂において、各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の質疑を行います。

なお、一般会計の歳出につきましては、款ごとに質疑を進めます。

3日目の19日は、分科会ごとによる審査意見の取りまとめをいただき、引き続き審査意見に対する全体での意見調整を経て、討論、表決という順序で進めてまいりたいと存じます。

なお、分科会の構成と担当につきましては、既にお配りいたしました議事日程表のとおり、第1分科会は議席番号1番から6番までの6名の委員、第2分科会は議席番号13番の長谷川委員が委員長として決しましたので、13番長谷川委員長と議席番号8番岩崎議選監査委員を除き、議席番号7番から12番までの5名の委員となります。

なお、本委員会の説明員は、町長を初め三役と議案に関係する課長、主幹並びに担当職員であります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明の

とおりにいたしたいと存じます。

これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいまの説明のとおりと決しました。

お諮りいたします。

本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いには委員長の許可といたしたいと存じます。

これに御異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いには委員長の許可とすることに決しました。

これより、本委員会に付託されました議案第1号平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第2号平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件を議題といたします。

本件は、さきに説明が終了しておりますので、直ちに分科会を開会し、各分科長を選任の上、地方自治法第98条第1項の規定による書類審査を行います。

なお、本委員会の書類審査は、各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の審査といたします。

念のために申し上げます。

書類審査により知り得た事項の中には、秘密に属する事項があると存じます。これについては、外部に漏らすことのないように御注意願いたいと存じます。

また、要求資料は本委員会の審査のための資料であり、要求した委員個人のみでなく全委員に配付することになりますので、審査に当たって所定の書類以外に必要な資料等がございましたら、各分科会で協議し、別紙決算特別委員会審査資料要求書に必要事項を記入の上、委員長に申し出てください。

なお、資料要求は、本日の書類審査のときのみとし、あすの質疑応答中は要求できません。

ただいまから、会場を第2会場に移します。

事務局長（中田繁利君） 第2会議室のほうへ移動をお願いいたします。

午前 9時32分 散会

上記会議の経過は、議会議務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

決算特別委員長 長谷川 德行

平成19年上富良野町決算特別委員会会議録（第2号）

平成19年11月16日（金曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

議案第 1号 平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第 2号 平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件

出席委員（12名）

委員長	長谷川徳行君	副委員長	渡部洋己君
委員	向山富夫君	委員	村上和子君
委員	岩田浩志君	委員	谷忠君
委員	米沢義英君	委員	今村辰義君
委員	金子益三君	委員	中村有秀君
委員	和田昭彦君	委員	佐川典子君

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	副町長	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
会計管理者	佐藤憲治君	議選監査委員	岩崎治男君
総務課長	北川雅一君	産業振興課長	伊藤芳昭君
保健福祉課長	岡崎光良君	農業委員会事務局長	
建設水道課長	早川俊博君	町民生活課長	尾崎茂雄君
ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君	教育振興課長	前田満君
関係する主幹・担当職員		町立病院事務長	大場富蔵君

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	主査	大谷隆樹君
主事	廣瀬美佐子君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 12名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
昨日に引き続き、御出席、御苦勞に存じます。
ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会第2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

議案第1号平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第2号平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件の議事を継続いたします。

これより、平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の質疑を行います。

初めに、各会計の一般会計より質疑を行います。

一般会計の歳出については、款ごとに質疑を行い、質疑を終了していきます。調書及び資料等の質疑につきましても、その款ごとに質疑を行ってください。また、一般会計終了後、質疑内容が重複しない場合に限り全般質疑を行います。審議の進行上、なるべくその款の質疑のときに終了させてください。

委員並びに説明員にあらかじめお願い申し上げます。審議中の質疑・答弁につきましては、要点を明確にし、簡素に御発言くださいますようお願いいたします。

なお、委員におかれましては、一問一答方式により一項目ごとに質疑を行いますので、質疑のある場合は挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立して、ページ数と質疑の件名を発言してください。

また、説明員は、挙手の上、職名を告げ、委員長の許可を得てから自席で起立し、説明してください。

なお、時間の関係もございますので、さきの委員の質問と重複することのないよう質問をしていただきたいと思っております。

それでは、質疑に入ります。

最初に、歳入全体。

1款町税の22ページから、21款町債の59ページまでの質疑を行います。

9番中村委員。

9番(中村有秀君) 29ページ、分担金及び負担金の関係の児童福祉負担金の関係をお願いをいたしたいと思っておりますが、児童福祉負担金の関係です。収納の関係等を含めて載せてあります。しかし、未

収が中央保育所が15万9,400円、西保育所が65万200円、わかば愛育園が10万7,800円ということで調書の中に出ているのですけれども、中央保育所は収納率99.5%、西保育所は94.4%、わかばが99.5%ということで、西保育所の負担金の未収が異常に大きいということで、例えば平成17年、西保育所は9万7,200円しかなかったのです。それで、一気に65万200円ということになっているわけです。それから、調定比で対比すれば94.4%ということで、中央もわかばも99.5%になっているのです。その関係で、まずこの65万200円という未収金の内容についてお尋ねをいたしたいと思っております。

委員長(長谷川徳行君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(岡崎光良君) 中村委員の御質問にお答えを申し上げたいと思っております。

児童福祉負担金、いわゆる保育料の関係でございます。未納につきまして、委員御指摘のように、18年度も未納が生じているという実態でございます。そこで、その中身でございますが、委員の御指摘のように、中央、西、わかば、この3保育所の中で西保育所の数字が高いという状況にあります。

傾向といたしまして、17年以前につきましては、そう偏ることなくばらつきがあって、例年未納の解消には努力をしているところでございますけれども、18年度におきまして西の保護者の未納が目立つという状況でございます。

この中身といたしまして、18年度に限っては個々の家庭の事情を把握いたしますと、やはりそれぞれの家庭の事情がたまたま西保育所に集中した形で額が膨らんだというふうに推測をしているところでございます。階層につきましては、中クラスといえますか、4階層で言う所得階層が多くて、いわゆる低所得者層に集中しているということでもございませぬし、18年度の分析を見ますと、18年度に限ってそういった集中してきたものというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村委員。

9番(中村有秀君) 現実の問題として、今、課長のほうで4階層の人たちが多くと。現実今回資料請求していただいた4階層の人たちというのは、所得課税額6万4,000円未満ということで調べてみると、中央保育所は19人いるのですよ。しかし、西保育所は10人なのですよ。それから、わかばは16人いるのですよ。だから、その根拠にはならないのです、現実の問題として。だから、4階層

だけれども、その中で例えば失業したとか、いろいろな形が具体的にあるのかなという気がするのです。ですから、この65万200円という、ほかの保育所と比べると4倍から5倍なのです。そうすると、今言う課長の説明ではちょっと納得しがたい面が。考えてみてそうでしょう、今言った人数。そうすると、第4階層ということであれば、ほかの保育所はこれより人数が多いのだから、だからその中でなお（発言する者あり）続行していいですか、時間切れのチャイムかなと。その点、再度ちょっとお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 中村委員の再度の質問にお答え申し上げたいと思います。

4階層という数字が多いということをお知らせしたけれども、それと会計閉鎖である5月までにどうしてもおくれたという、そういった事情もあります。他の債務であるとかということも、中には聞いているところでございます。そういった中で、4階層、勤め人の方がいらっしゃいまして、そういった中では計画的に今後払うという確約を得た中で、5月までには間に合わなかったという事情がありますけれども、その後において6名中3名の方は完納している状況でございます。ということで、西に限ってのそういった傾向ということではなくて、たまたま18年度におくれたという、5月までの会計閉鎖に間に合わなかったけれども、その後においては完納していただいているという状況であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 5月の閉鎖の段階はこの金額、そして、その後完納されたということで理解していいかというのが一つ。

それから、もう一つは不納欠損処理の関係なのですが、現実に今年度もなっております。そうすると、それはどこの保育所の部分の不納欠損かということをお知らせをお願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

西保育所の18年度の未納額であり、4階層と申し上げましたけれども、65万円のうち3件の方に完納していただいております。未納の方はまだ2名ほどございますという状況にあります。

それから、18年度の不納欠損が1件ございました。これにつきましては、当初わかば愛育園で、途中で中央に変わったということもあったようであります。平成6年、7年の状況ということでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 65万200円のうちの3件が完納ということで、3件完納の金額、それからまだ未納の2件の金額についてお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。

65万200円のうち、完納分は3件、20万9,800円です。未納が残り44万400円でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 残り2件の44万400円の徴収等の関係について、これは見込みがあるということで理解をしていいか。

それから、もう一つは、滞納、未納をなくすような努力ということで、どのような形にされているかということをお聞きをしたい。ある程度聞けば、担当の三好君がお母さんやお父さんが迎えに来るときに時間を合わせて保育所の前で待っていて、個別の対談をしているということもちょっとお話を聞いたものですから、そういうある程度の努力というのは多としたいと思いますけれども、あと2件の関係、どのような形で収納に努力をされているかお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの中村委員の御質問にお答え申し上げます。

残りの2件でございますが、ただいま面談の中で分納の誓約をいただいているところでございます。そういった中で、滞納者につきましてそれぞれ面談をした中で、どういった状況になるかということも把握をした上で分納をお願いしているところでございます。

保育料だけではないという状況にもありまして、なかなか思うようにはかどらない状況にもありますけれども、町として、これらの保育料ばかりでなく他の滞納もあることから、全体として協議をした中で早期の未納の解決に努力をしているところでございます。

保育料につきましても、今年度、滞納者に対するマニュアルをつくりまして、いち早く滞納の処理が進むように努力をしているところでございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 9番中村委員の御質問に関連しまして、私、ことし4月から税及び税外収入の総合収納の担当をさせていただいております関係から、私のほうからもお話をしたいと思います。

まず、保育料に限らず、特に今御質問の保育料の未納の関係につきましては、ほとんどの方が税金、あるいは水道、それぞれの理由から滞納されている実態がございます。したがって、その生活状況を把握しながら分納額を幾らまで払えるのか、こういった調査と協議を進めまして、一定程度の額を分納したものを、税、あるいは保育料、あるいは水道料にどのように割り振るかという点を、今、盛んに担当者と連携をとりながら行っているところであります。

また、保育料につきましても、担税能力がありながら悪質な滞納者も中にはおりまして、今年度に入ってからですが、保育料の差し押さえを3件執行いたしました。今後、こういった悪質な滞納者については、強制力を持って収納対策を進めているところでありますし、また、分納を、納入の意識がある方につきましては、繰り返しになりますが、そういった調整を図りながらそれぞれの収納を進めているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 現実に、今、主幹のほうからお話があったので、一応今回の監査の関係で所管の意見の中では、7月に悪質な滞納者2件に対して預金を差し押さえたということなので、その差し押さえた金額等をお知らせいただきたいのと、もう一つは、保育所関係、それから学校給食もそうですけれども、今回2件、4万4000円残っているということになると、これは岡崎課長の答弁では、ほかにもまた未納、滞納があるということになると、非常に困難な条件が出てくるのかなと。特に保育料の関係は、もし保育所を卒園されたら、また徴収が困難になるのではないかと。学校給食もそうだと思うので、卒業されたらまた困難という状況がありますので、できるだけ未収金をなくす、それから不納欠損処理をなくすということで、なお一層努力をしていただきたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 中村委員の差し押さえに關しましての御質問にお答え申し上げます。

世帯的には2世帯であります。合計額21万1,498円の差し押さえを行っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

4番谷委員。

4番（谷 忠君） 中村委員からいろいろ御指摘があったというふうに思いますが、私も関連させていただきまして、実は未収についての御質問を

させていただきたいというふうに思います。

それぞれ時効が分野で定められているというふうに承知をいたしてございますけれども、実は町税のことに關してお尋ねをさせていただきますけれども、監査意見書の中でも、それから、今、同僚委員からの御質問の中でもそれぞれ示されている分野については、12年度からの意見が載っています。

実際に、これは現況、現年度分ということになっておりますけれども、ちょっと固定資産のことに關してお話をさせていただきますけれども、これが極めて多額な1,383万9,000円と、こんなふうになってございます。これは12年度からのトータル数字というふうに理解してよろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 4番谷委員の御質問でありますけれども、そのとおり12年度からの未収でございます。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷 忠君） この時効年度を過ぎて、税の時効というのは5年だというふうに承知をいたしてございますけれども、それ以前からのものがこの中に入っているのか入っていないのかというのがまず第1点。

それから、まさに固定資産税というのは収入の安定性に富んだものであって、町財政にとっては、これは安定的な収入財源だということに思っておりますから、この点についてはまさに基幹税目というふうに考えておりますから、この項目についての未収があるということについては、特別な配慮をしなければならぬと私は思っておりますので、その2点についてまずお尋ねをさせていただきます。

それから、いわゆる時効を過ぎていたものがあるとするならば、それは時効の中断が成立しているのかということについてもお尋ねをさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 4番谷委員の未収についての御質問でございますが、まず1点、固定資産税に限らず時効がございます。税に關しましては、地方税法に基づきまして、委員御指摘のとおり5年の時効になってございます。時効は、基本的には徴収権が消滅をすることでありまして、この時効を迎えることで請求権がなくなりますから、請求行為ももちろんできなくなります。

ただ、時効をとめる手法が何点がございまして、大きく三つですが、まず、差し押さえを執行すること、もう1点は誓約書、納入計画書なり、本人にその債権を認めさせる手法がございまして、三つ目は、仮に1,000円を徴収して、時効を迎えるものに

例えば100円ずつ入れていく、こういう三つの方法が考えられます。委員の御質問にあります固定資産税の平成12年の今現在、未収金で上げてございますのは、そういった手法をとりながら時効を中断させて債権を補てんしているところであります。

2点目の収納対策、特に固定資産税につきましては、町税の約4割近くを占めてございまして、委員おっしゃるとおりの基幹税目となっております。したがって、私どもとしましては、そういった時効をとめる手法を一方ではとりながら、時には強制執行をかけながら、これらの収納対策を総合的に進めているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷 忠君） 一方では、ことしから制限条例が制定されていると思うのでありますけれども、これによって極めて抑止力も働いているということでもありますから、19年度に向けては相当な改善をされているというふうに私も承知をいたしてございますし、職員の努力も評価したいというふうに思います。

それで、先ほど同僚委員からも御指摘もありましたとおり、名寄せをやって重複しているという方もおられるのだと思います。そこで、分割納入が一つの抑止力になって時効の中断をされているということでもありますけれども、従前ものまで私は追及しようというふうに思いませんけれども、12年度以前のものが引き続き未収計上されているというものがあるかないかと。それから、それが分割をされているのだということでもありますけれども、後ほど出てきますけれども、病院とか水道とかというものについては企業会計ですから、病院に入れば、入院したら1回きりということもありますし、継続して入院される方もありますけれども、こういう税とかというものは必ず毎年発生してくるというものですから、今年度は例えば5,000円だとしたら1,000円納入されても、結果的に未収が膨らんでいくだけであって、要は減少になるという状況でなければ、私は完全な未収対策にはならないというふうに思っておりますから、その辺についての見解を伺いたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） ただいまの御質問でございますが、基本的には先ほど言いましたように、時効をとめるなり、あるいは強制執行をかけるなり、これらの収納努力をしている一方で、どうしても払いたくても払えない事情を抱えている方、相当数ございます。特にこの数年、不景気が続いておりまして、例えば年間雇用されている方が季

節雇用になってしまう、季節雇用の方がパート雇用になってしまう、パート雇用の方が首を切られてしまうと、こういった事情を相当数見てございます。これらの方々につきましては、委員おっしゃるとおり、年間5,000円かかる税金がどうしても1,000円しか納まらなないと、こういった方相当数ございます。決算書にも載せてございますように、こういった方々をいわゆる不納欠損として、この債権を放棄しているところであります。

もう1点お答えしてございませませんが、税金につきましては、一番古くは平成10年から抱えている事案がございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 23ページ、町民税、固定資産税関係についてお伺いいたします。

今、担当の主幹の方が言われましたが、やっぱり経済的理由とその他もろもろのものが要因した中で徴収できないという状況がある。一方で、昨年できた税の制限条例に基づいて、徴収ができると、強制執行もできると、サービスの制限条例もできると、こういう中で行政は成績主義に走ってはいけなと。そこはきちっと押さえた中で、相手の経済状況も踏まえた中で徴収されているのかどうか、もう1回確認したいと思います。

それと、意見徴収書の中にも細かくその原因等が書かれておりますが、不納欠損においてもむやみやたらに不納欠損をしてはならないということがうたわれています。不納欠損のこの中に、個人住民税等については町民税と11件、46万9,000円何がしかの滞納で欠損処分したというふうになっております。そのほかにも固定資産税があると。これは、1件1件のケースに照らしてみれば、どういったケースの中で不納欠損に陥ったのか。5年度分、過年度分を含めたそういった徴収、行ってもなかなか会えないだとかというふうになっているのかお伺いします。

税条例のサービスの制限条例が出たときに、何らかで退職した方がどこへ行ったかわからないという理由で、自衛隊の退職者も含めてそういう方が100何人おられるという資料を前回もりました。制度上、課税は翌年課税されるわけですから、その時点ではわからないと、退職時点ではわからない。翌年いって初めてわかるというケースなのかもしれませんが、いわゆる転出だとか転入だとかそういったときに、個々の事例をきちっと把握できないのかどうなのか。それを未然にやれば、不納欠損の処理においても何らかの形で減少、いわゆる税収入をあら

かじめということにはなりません、どこへ行くのかという連携プレーをやれば、少なくとも不納欠損や処理も少なくなるのではないなかとと思うのですが、そういうことは可能なのか。いわゆる個人情報等の関係で、そういうことは難しいのかどうか、この点確認しておきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢委員の御質問でありますけれども、まず、強制執行等につきましては、御承知のことと存じますけれども、長引く経済不況の影響から、生活困窮の滞納者の増加が原因だと思われます。また、一部では、納税につきましては二の次といった意識の低下が見られるなど、滞納者が減らないことが現状にあります。

このようなことから、ある程度の資力がありながら納税に誠意を見せない滞納者については、公平性を確保するという一方で、特に納税に協力している町民の中には、滞納者と同様の経済状況にあるにもかかわらず、納税に努力をしている人が多数いることを念頭に置きまして収納に当たっておりまして、特に悪質な滞納者には強制執行などの強い対応をしているところでございます。

次に、不納欠損につきましてでございますけれども、不納欠損につきましては、財産調査、住所等の調査結果、特に無財産、生活困窮、それから所在不明の理由によりまして徴収困難と判断した場合につきまして、地方税法に基づきまして滞納処分を停止、資産状況の回復を見込めないなど、停止が3年間継続したものに付きまして欠損処分をしているところでございます。

また、居所不明の関係の質問だと思っておりますけれども、これにつきましては11件ありまして、46万9,255円というような不納欠損処分になっているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） それで、1点答弁漏れがあるのですが、いわゆる成績主義に走ってはならないと。行政というのは、絶えず相手の税の納入を促す作業をしなければ、条例があるから、あるいはそれがあるからということでそれに走っては、行政のやる仕事ではないと思っている。ここをきちっと対処されているかどうかという点、ちょっと確認したいのが1点です。

それと、納入金額の点について伺いたいと思っておりますが、例えば仮に50万円滞納額があるとして、月々1万円ぐらいしか納入することはできないと、こういうケースの場合は、お金として納入と認められないのかどうか。たまたま聞きましたら、余

りにも滞納額と見合った納入金額でないから、これは納入したお金という形では評価しませんよというような話も一部聞かれます。それは、生活状況も踏まえた中で収納担当者は言っているのだと思いますが、相手がきっちり誓約書を書きながら1万円、あるいは納入できませんよということであれば、それは意思があるわけですから、納入を否定しないわけですから、これはそういった見合わなくても納入されたという意味をみなしてくれるのかどうか、この点。

それと、固定資産税の評価についてお伺いしたいと思っておりますが、今、上富良野町では固定資産税の評価等については、いわゆる調査です、これはどのように調査をされているのかお伺いしたいと思います。正しく固定資産を課税して、押さえて毎年課税する。例えば、何年も固定資産評価、課税の調査もされないで放置して、昔のありもしない建物、あるいは高いときの実勢評価を課税評価として課税させていると、そういうケースがあってはなりません、そういう意味では調査方法はどのようなふうになっているのか、この点を伺いたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず一つは、成績主義のお話でしたが、決して私ども成績主義だけを主に行っているわけはありません。ただ、先ほど町民生活課長が言いましたように、5,500人近い納税義務者の多くが納期内の納税に協力をしている一方で、ほんの一部が滞納している実態、まさに声なき声、サイレントマジョリティーといいますが、それらの方々の意識の問題を常に私ども意識をして業務に当たっているところであります。

成績主義の話で言いますと、滞納者を基本的には取る、押さえる、落とすと、こういった3区分に分類をかけた上で、まさに取るとは分納をかけてでもこれを完納に導く。押さえるというのは、まさに強制執行をする。落とすというのは、これは大変申しわけないですが、収納の見込みがないという区分で分類をかけているところであります。もちろん毎回、就職、あるいは退職、これらの状況変化がたびたびありますから、その都度それらを修正をかけていきますが、今、委員おっしゃるような、いわゆる50万円滞納で1万円ずつ納めていくから、その人は納税の意識があるからいいのではないかと、このような御指摘もありましたが、もちろんケース・バイ・ケースであります、その年間にかかる税額が幾らなのか、分納される金額が幾らなのか、さらに

は生活実態、本人に金額を言わせると、やっぱり少なく本人は納めようとしています。私たちは、それらの生活状況を見ながら、車の借金はどれだけあるのか、あるいはほかのカードローンが幾らあるのか、これらの実態をつぶさに見ながら、その分納額が適当なのかどうかということを見定めながら行っているところであります。

あと、固定資産税の評価の関係で言いますと、基本的には課税客体をつかむために最善の努力を進めるところであります。住宅等につきましては、都市計画区域内にありましては確認申請が出てまいりますので、これらで把握をする。確認申請の要らないような建物につきましては、年1回の町内会長の調査を行いながら、あるいは職員が独自のパトロールをしながら、これらの課税客体をつかんでいるところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ケース・バイ・ケースということですから、決して過度に求めてはいけない部分、これはうそついているのではないかということもあるのかもしれません。そういう場合は、そういうものをきちっと見きわめた中で対処するということはぜひ必要だと思っておりますので、そこをきちっと押さえた中で、納税担当者、あるいは徴収に当たってはぜひやっていただきたいというふうに思います。

それと、先ほどもう1点答えられていないのですが、いわゆる転出した場合、把握するその時点でどうなのかということ、この点。

それと、地方税法の中では、固定資産の状況については、毎年少なくとも1回、きちんと調査しなさいということの義務づけがあるかと思っております。408条の中に、市町村長は固定資産評価員または固定資産評価補助員に、当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少なくとも1回は実地に調査させなければならぬということが書かれています。今聞いたのは、そういうことがきちっと正しくやられているのかどうかということだったのですが、もう1度この点、こういったことに基づいて行われているかどうか伺いたい。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 答弁漏れございまして、大変申しわけありません。

転出者の調査については、住民係で転出する情報をリアルタイムにつかんでございます。本人が来られた場合は、その場で呼びとめまして、呼びとめましてといたしますが、住民窓口のほうで私どもに連絡が来る体制になっております。そこで支払っていただくか、もしくは約束を取りつけるわけでありませ

が、多くの場合、転出をしまして、のど元を過ぎてしまいますと滞納が発生する事例が相当数ございます。

そうした場合、転出先の市町村に私どもは調査をかけます。市町村はそれに答える義務が、応答義務が地方税法に基づいてございますので、相手の市町村から住民票の添付をしていただいて、送付をいただく。私どもはそこに催告書を送る、それで、つかないということが結構あります。さらに調査をかけながら、再転出がされているのかいないのかの調査を行います。そういうふうにして追跡をしながら調査をかけていくわけですが、それでもなお不明であるという方について、居所不明というところが出てまいります。

また一方で、住民票を置きながら全く違うところに住んでおられる方、これは上富良野町でも何十人かございますが、こういったところはもう調査のしようがございません。したがって、そういう居所不明という、請求行為をすることができないと、これらについて、地方税法に基づきまして不納欠損なりの処理を行っているところであります。

また、2点目の固定資産税の評価につきましては、委員おっしゃるように、法律に基づきまして最低年1回以上の調査を行っているところであります。また、固定資産税の対象になっておりますこれらを消滅するような、壊してしまうようなものにつきましては、これは本人からの申請が基本でございますが、これらについても把握を進めているところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

6番今村委員。

6番（今村辰義君） 関連質問といたしまして、住宅使用料についてお尋ねします。

第13款1項6目、30、31にページになります。町税とか徴収するのと違って、住宅使用料というのは住宅戸数とか使用料が決まっている、あるいは入居者数も大体把握できると思うのです。そういったところで年間の予算等を組めると思うのですが、予算額と調定額に590万1,480円の差が生じた理由は何かと。

先ほどからお話を聞いておりますと、払いたくても払えない人もいと、非常にわかります。非常に皆さん収集するのに努力をしているというのも重々わかりますが、この590万円、600万円弱の差があるということは、最初から滞納者があることを予測して計画したのか。ということであれば、全額収集するという意欲にも欠けるのではないかというふうに思われますので、予算計上した理由をお聞かせ願いたいというふうに思います。

それともう一つは、意見聴取書によりますと非常に努力していることが伺えられるのですけれども、この中で連帯保証人制度を適切に運用すると、さらに連帯保証人制度を適切にするというふうにとらえております。この連帯保証人制度の現状、未収、要するに払えない人ですね、その人の連帯保証人の現状はどうなっているのかということ。

この言葉の文面から、ちょっととらえられないところと言いますと、さらにということは、今までは連帯保証人を余り活用していなかったのかどうか、そこもあわせてお聞きしたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 6番今村委員の御質問にお答え申し上げます。

町営住宅の使用料につきましては、平成18年度、調定戸数といたしまして403戸、調定額につきましては6,136万円でございます。また、収入未済額につきましては12名で、49万4,500円でありました。また、過年度分につきましては26名ということで、550万9,000円に対し121万7,000円の納入でありまして、不納欠損としまして75万4,000円を差し引きますと353万6,000円でございます。現年と合わせると403万1,480円ということでございます。

要因につきましては、例年、通年雇用から臨時雇用やパートになったことによりまして、生活苦が多く見られるということでございまして、担当といたしましても分納誓約をいただきまして、計画的に納入いただくよう努めているところでございます。

また、保証人の関係につきましては、特に保証人への請求につきましては、平成18年度におきましては1件もございませんけれども、平成19年に入りまして保証人に連絡いたしまして、逃げることをは許さないということから実施しているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかに。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 31ページ、13款1項5目の商工使用料、セントラルプラザ使用料でございます。このところすけれども128万3,269円、それと、社会教育使用料としまして同じくセントラルプラザが使用されております。45万2,930円。これを合わせますと173万6,199円でございます。社会教育総合センターが213万9,210円、使用料として入っておりますけれども、

私も、私は場所的なこともあるかと思えますけれども、比較的利用されているなというふうにとらえているのですけれども、これはいろいろ見方があるかと思えますけれども、このところは商工会員と一般の方との利用につきましては区別みたいなものはあるのでしょうか。

それと、前にもちょっと、入り口も階段になっておりますし、バリアフリー的に少し改修してはというような話も出ていたかと思うのですけれども、もっと使いやすいバリアフリーに改修してはと思うのですけれども、まずこの場所の位置づけについてどのようにお考えになっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

まず、セントラルプラザの使用料の関係でございますけれども、これは商工会の事務所の専有の部分でございます。使用料を徴収しているところでございます。

それと、セントラルプラザの使用料128万3,269円の中に、今、答弁をさせていただきました商工会の専有使用料と商業研修の施設の使用料で128万3,000円ということでございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） それでは関連で、村上委員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、セントラルプラザ、今、産業振興課長が言いましたように、1階部分については商工施設、2階部分につきましては学習等供用施設という位置づけの中で、私ども教育委員会のほうの使用の取り扱いとなっております。そういう形の中で、もちろんこの使用については、一般町民の方が利用する際の使用料ということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員のバリアフリーの関係の御質問にお答えを申し上げます。

現在、既存のところにはバリアフリー、玄関までの部分についてはスロープがございますので、あと、それを利用していただいて、中は今現在の中ではちょっと難しいのではないかなということで考えております。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 今、商工会員と一般会員が使用する場合は、そんなに区別はないのですか。利用しますときの区分というものはございませんか。そこお尋ねしたのですが、まだ回答をいただいでい

ないのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 区分はしておりません。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） バリアフリーは、確かに横はできております。でも、2階のところ、らせん階段になっておりまして、これからですと滑りにくくするような感じのものを考えたり、それから、あそこは煮炊きができませんので、そこら辺は持ち込んで食べたり、研修の場で懇親会をしたりということはできるわけですが、そういったことの今後についてお考えなんかはどうなのでしょう。お尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

今の煮炊きの関係でございますけれども、実は煮炊きをやりますして、商工会の会員の皆さんですとかいろいろな人から、そこでメニューづくりですとか、いろいろなものをやっておる場所がございます。

それと、持ち込みの部分ですけれども、今現在も会議等を開催するときに、弁当、飲み物等を持参されまして利用されているのが現状でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 商工会員の方があそこを利用する場合は、もちろんイベント等で利用するのかもしれませんが、煮炊きとかはあれだけども、一般の場合は余りあそこで煮炊きをしてはならないようなことを言われているわけなのですけれども、あそこは、では特別してもよろしいのですか。オードブルなんかをとってやりますときは、あそこで食べたり飲んだりということはいいのですけれども、あそこに厨房ございますね、あそこで煮物をしたり、そういうものをしてよろしいのでしょうか。何かそこら辺ちょっと区別があるような。

商工会もイベント等が、この間、味覚市がございましたが、そういったときはあそこを大いに使っているみたいなのですけれども、そこら辺の使用の基準というのでしょうか、規制というのでしょうか、そういうのはどうなのでしょう。ちょっとそこら辺を伺いたいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 2番村上委員の御質問がありますが、先ほど御説明をさせていただきましたように、1階は商工業研修施設というようなことで、商工業者の研修というようなことで使用目的が

決まっております。2階につきましては学習等供用施設ということで、一般的に学習研修を進めるということで、2階に電磁気で厨房施設があって、そこで研修に基づいて調理教室だとかそういうことをやっていただくことについての目的で設置がされているところであります。そこら辺につきましては、全体につきましては、今、商工会のほうに管理委託や何かをした中で進めているところでありますので、その中で商業のためのイベントや何かに使うということについては、今使われていると思いますし、一般的に調理実習、研修だとか、そういうことに使うのが2階の調理実習室の利用の形態だということに考えているところです。

委員長（長谷川徳行君） 村上委員、よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 関連で、セントラルプラザの関係です。

バリアフリー的な要素としてスロープはあるのですけれども、スロープの最初のところがぐんと落ちてしまっているのですよ。まず、それが1点。

それからもう一つは、正面玄関に入るところの階段のタイルが、一時ちょっと直してはありますけれども、これがまたはがれて連鎖的にいつている状態。

それからもう一つ、2階へ上がる階段の手すりの関係なのですが、たまたま私きのう町民トークへ行ってみて、私の前にお年寄りがいたのだけれども、手すりを行っても最後は今度は左におりてきて、左に回っていかなければならないです。そして、その手すり自体が、つかむと何となく切れるのではないかという、心配はないと思うのですけれども、ああいう形の手すりは今なっていないから、できれば階段の上がる左側に、一般的に言う丸いやつの手すりをぜひつけていただかないと。きのうも、おりていく僕の前へ行って、もう一人つえの人がいたので、おばあちゃん左へ曲がっておいらないとだめだよと。手すりがぐっと曲がっていつていますから、ですから、あれはあのままでもよろしいのですけれども、上り口の左側にずっと階段沿いにぜひつけていただかないと、多くの利用ということを考えていけば、そういうバリアフリー的な配慮が必要なのかという気がするので、その点意見を申し上げます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 9番中村委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目のスロープの関係でございますけれども、現地スロープと関連でありますのでタイルの

関係。タイルのほうも、私ども来年に向けて部分的な補修を考えておりますので、その中でスロープのほうも段差がありますので、それも含めて対応してまいりたいと。

それと、手すりについては現地を確認しまして、またそれについても検討をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 28ページの児童福祉費の負担金の問題についてお伺いいたします。

決算からも見えてくるのは、また、働いているお母さんやお父さん方の話を聞いても保育料が高すぎると。階層別についても、7階層のゼロ歳児でも7万円から8万円を払わなければならない。仮に、4階層、3階層でも、わずかに課税所得が1,200円出ても一定の課税がされて、本当に大変だという状況が聞かれます。

私、すべてがそうだとは言いませんが、やはり支払い困難な理由も、こういったところにも一つの要因があるのではないかと。ただ、収納が未収だからこれが悪いというだけではなくて、それでは行政側の保育料の設定はどうなのかいうところをきっちり押さえないと、これは一方的な論議になるわけです。この点考えた場合、町長、どうですか、余りにも高いとは思いませんか。この点ちょっとお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問に私のほうからお答え申し上げたいと思います。

委員からは、保育料の関連についても時々そういう御意見いただいているわけでありませうけれども、保育料の賦課段階からいろいろな事情を考慮するわけにはいかないわけでありませう。ただ、賦課した後、ルールに基づいて賦課しますが、賦課後の負担能力がどうかについては、先ほど町税の中でも申し上げましたように、いろいろ個々の実態をつぶさに把握しながら対処しているわけでありませうので、その点は御理解いただいていると思ひますが、ただ、こういう御時世でございますので、いろいろなものが上がる、なかなか下がらないということも含めまして、負担感を強く持たれている方も多いかと思ひますが、私ども賦課段階からこのルールに基づいてやっておりますので、当然、所得税額の区分に応じてやっておりますことから、そういう視点から見ますと、お願いしている保育料については適正だというふうに思ひます。

あとは、今申し上げましたように、それぞれおの生活実態、それから資力等に応じて適切に対処してございますので、その点十分御理解いただきたいというふうに思ひてございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 適正だというのは、そちら側の理論だと思うのです。適正に課税、いわゆる評価に基づいて料金設定がされているということですから、それはそれだと思うのです。ただ、やはり今の生活状況を見ますと、給与が減額された、何が減ったとかという形の中で生活が大変になってきていると。小泉改革の理由でいけば個人主義だと、それは個人が努力すべきだと、こういう理屈なのです。そこで終わってしまうのです、今の社会というのは、だけれども、我々の行政というのはそうではなくて、そういう実態があるからこそそれではどうするのだということ、前に進めるといふことが今求められてきているのです。

そういう意味では、こういうお母さんがいました。少しは家計の足しにと思ひて働いたけれども、全部保育料に消えていってしまう。最近よく言われている、ごみ手数料も引き上げられましたと。本当に生活は大変なのです。そういうことを考えたときに、ただ正しい課税評価で保育料の設定がされているからという理由というものは、そこで相反するものが出てくるわけです。

やはり行政がやるべき問題というものは、こういう困っている人たちに対してどういうふうに保育料の軽減を実施するかということなのです。財源をどこにするのかということなのですが、この上富良野町には財政調整基金を初め、いわゆる積み立てたお金があります。こういうものをこういったところに充てる、あるいは18年度の決算の中でありませうけれども、町長車を400万円で買ったのです。困っているときにこういうところに充てるだとか、僕は町長車買わなくても一般の公用車、あるいはタクシーでも乗れば、それはいいはずなのです。そういうやりくりをやれば、全部なくせというのではないですよ、その一部を取り崩しながら、こういった負担軽減に充てる財源は十分あるのではないかなというふうに思ひますが、町長はこの点どういうふうにお考えですか。また、そうすべきだと思ひますが、できないとすれば、できない理由を明確にしたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

保育料等々について、税等々の課税について、これは適正なのか適正でないのかと、高いのか安いのか

かという判断につきましては、私自身も払う側になれば高いと認識しますし、私どもは課税するに当たっても、例えば保育料の設定に当たっても、今、基本的に国が定めた基準の95%の保育料を徴収させていただいております。これを例えば減額すれば、基本的には町から一般財源を繰り出さなければいけない。現在、一般財源を対応している額も相当額を抱えている。そういうようなことで、私どもとしては保育料の対応につきましても、今後、中央保育所の民間移譲等々を図ることによって数千万円の一般会計からの繰出金を減額できるというようなことも含めながら、そういったものの財源を生み出しつつ対応していかなければならない。

今、例えば保育料を下げるということによりまして一般財源をそこに繰り出す。その財源を、今、委員が御発言になりました基金を使ってはどうだと、あるいは町長車の400万円を使わなければ、その400万円を減額できたのではないかとということですが、私どもは行政を新たな立場として全般的な視野の中で予算措置をせざるを得ないと。片方だけ偏らせることにはならないというようなことも含めながら対応させていただいておりますので、基金につきましても確かにあります。しかし、その基金というのは使えばなくなっていくわけです。なくなってしまったときに町の財政運営がどうなるかということを考えてときに、ある程度の規模に応じた基金の確保というものは位置づけなければならないということでも考えておりますので、そういった観点で財政運営をさせていただいたということで御理解を賜りたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 長くは言いませんけれども、町の理論というのは特定の方ということをよく言われるのです。特定ではないのですよ、子育てしているわけですから社会的なものですよ、これは。特定だと言うのだったら、いろいろな補助事業をやっている分、特定ということになるのではないですか、町長。そういうことではなくて、社会的に子供がこういうような保育所で伸び伸びと、あるいは社会のルールを学んで成長していくという大事な過程の中で、ここで預けて安心して子育てができる。町長がことあるごとに子育ての充実しているということを言うのですけれども、それは町長認めているのだから、それはいいのではないかなと思うのですけれども、私は違うと思う。

そういったところに、きちっと手厚い財源措置をする必要があると思う。住民の立場からすればどういふふうにつながっているのかということをもう1回考えていただきたい。中央保育所をお金がないと

いって譲渡するだとか言っていますよね、いろいろなもの。ごみ手数料も引き上げた。我々は本当にそれにふさわしいような生活、安心して行政が送っていただけるような状況になっているのかという点では、そうでないと言う方もいれば、そうであると言う方もいますが、保育所関連の財源を削ったのであれば、こういったところを充実してほしいという声があるのです、実際に。そういう問題だというふうに思いますが、町長、18年度の決算見て、もう一度こういった実態を踏まえた軽減策というのを実施されるかどうかお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきますが、町といたしましては財政運営をどのようにしていくかということが基本でありまして、今、町は行財政改革実施計画を進めながら歳入に見合った歳出構造の財政運営をしていこうということで、来年20年度を最終年度として今計画を立てているところでありまして、現在は、御案内のとおり、それぞれにスクラップをしながら、あるいは手数料等々の収入の見直しをしていながら、また、歳出の大幅な削減をしながら、御承知のとおり、ほんのこの間までは100億円近くの一般会計予算でありましたのが、今は62億円と約4割の収入が減ってきていると。そのために、今スクラップをしながら、歳出の削減をしながら財源確保をしているというのが現状でありまして、これが今、行財政改革事業計画のとおり、歳入に見合った歳出構造の上富良野町の財政運営ができるようになった時点では、今、委員から御質問にありましたように、スクラップした部分の財源をもとにしてビルドをしていくというような財政運営が可能ないように、少しでも早くそういうような財政運営ができるように、私としては努力していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 29ページ、保健福祉総合センター使用料の関係でお尋ねをしたいと思います。

18年度の使用料が1,074万8,643円ということですが、この中で健康入浴施設、これが平成18年度は341万2,000円ということで、総体の使用料の42.9%を占めております。それで、入浴券の3カ月券、1年券の販売の関係なのですが、17年度は3カ月券が291枚、18年度は240枚、1年券は17年度は172枚、18年度は165枚ということになっております。言う

なれば総体使用料の42.9%を占めている、それから、341万2,000円の18年度入浴券のうち、74%が3カ月、1年券です。ここで問題が出てきたのです。というのは、土、日、祝日だとか、その間だとかいろいろケースがあって、例えば日曜日もしくは土曜日に切れるからという人たちが、これだけの人数がおりますから当然出てくると思います。ところが、土曜日に行ったら売れません、日曜日に行ってもだめ、祝日も当然だめと、そういう関係で、この問題を何とかしてくれないかという要望が利用される方から出されたのです。

それで、担当者に聞くと、できないものはできないのだと。言うならば、我々がいる間できるけれどもという話だったけれども、その後、何とかしなければならぬというような気持ちにもなっているということで、特に3カ月、1年にしている人は自分の生活のリズムで、プールに行く、お風呂に入ることがなってきたりしているものですから、そういうことになると、土曜日に切れる、もしくは日曜日に切れるというのを何とか事前に発行ができないか、普通の平常日にそういうことができないかといったら、それができないということで断られたというのですね。

ですから、例えば通学定期あたりもそうやってあれした場合は、事前にこれ以前の有効ですよという判を押して使えるようになっているのですよ。ですから、利用する方が非常に怒って、こんなことが町民のための施設かということで私のところで言われたもので、調べたら利用状況や何かはこういことで、それぞれ利用料金の42.9%も占めているということであれば、何とか抜本対策をしていかないとだめではないかということで、窓口に行かれたケースもあったと思いますので、今後どう対処しようとしているのか、その点の対処方法をお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 9番中村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

委員御指摘のように、販売機でありますけれども、1年券、3カ月券は交付するカードに写真を張るといふ、そういったことから自動販売機が使えないという状況にあります。そこで御指摘のように、土日は職員不在ということで発行できないということがございまして、不都合が生じていたということで、苦情も寄せられたということで私も報告を受けているところでございます。

その改善策としてでありますけれども、販売機を使うことはできないということでありますが、3カ月券、1年券の最終日が休みになる、土曜日になる

という場合においては、5日程度前にそういった手続をするように改めようということで内部で協議をいたしております。そういうことをいち早くお伝えいたしまして、利用者の便を図りたいということを考えてございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 改める方向で検討しているということなので、ぜひ早い時期にこの点を改めていただくことでお願いをしたいのが1点と、それから、利用者のためにそれらの周知をやっていたいただきたいということを要望します。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員

9番（中村有秀君） できれば年内にもやってほしいという。特に、年末の連休等もあるから。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの御質問でございます。

利用者の便を図るように、できるだけ早い状況で対応すべく努力をしていきたいと思っております。周知も図るよういたします。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） ほかにありませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 44ページの利子及び配当金にかかわって、運用のあり方、基金のあり方についてお伺いしたいと思いますが、それぞれ財政調整基金、あるいは公共施設基金という形で積み立ててきました。ここで問題だと思われることが何点あるかというふうに思います。

どこの自治体でも基金を積み立てることによって、少しでも財政の調整機能を図ろうという形で積み立てるのだらうと思っています。この背景には、やはり地方交付税等の削減があるという状況の中で、そういった状況になるかというふうに思いますが、そういった傾向の中で財政調整基金の積み立てというのも、一定積み立てはどうしてもしなければならぬというような状況になっているのかなというふうに思いますが、その点どうなのかということ。

同時に、過度かどうかわかりませんが、余りにも積み立てに依存しすぎて、住民のところに積み立てた部分、あるいは一方的に住民の暮らしや福祉のところに回すというところがおろそかになっていないかどうかということですが。

もう一つは、地域福祉基金というのがありますが、この運用活用というのはこの間どのようになっているのかお伺いしたいというふうに思います。

今、低利という形の中で、なかなか利息運用がされないという状況がありますが、しかし、この地域福祉基金については、全体的にその運用がなされていない部分もあるのかなというふうに思いますので、この実態等についてお伺いしておきたいと思いません。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 5番米沢委員の今の御質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

基本的には財政調整機能を果たすということでございまして、今のところ実質収支の部分でバランスよく、ある程度黒字になっているのかなという状況でございます。その中で、全体的な投資での支消予定の中で、本来であれば戻し入れという形で対応すべきかというふうに思いますけれども、そのような状況になっていないのが実態でございまして、できる限り今後、先の状態に合わせた基金の活用に入っていきたいという考え方で積み戻しをさせていただいている状況でございます。

また、あと、過度的に住民の暮らしのおそれがあるのではないかとございまして、先ほどもお話が出ましたように、行財政改革の中で一つの部分の展開の中で進めてございます。その範囲の中で削れるものは削っていくような、住民の暮らしの分を削るということではございませんけれども、中央等の対応についての見直しも十分に図っていかなければならないということで、今の状況の中で進めている状況になってございます。

また、地域福祉基金についての利用度合いは、今現在なってございません。仕組み的に特定部分の使用目的になってございますので、これにつきましても今後幅広く、その地域福祉に係る部分に対応していくべく、今、協議・検討をしていきたいというふうに考えてございますので、そういう部分の整理の仕方に対応していきたいということで取り進めてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 町全体がどこの町村でもそうかと思いますが、地方交付税の削減との関係で、あるいはこれは早くからなのですが、こういったところに積み立てをなささいということをしなればならないと、せざるを得ない状況も生まれてきているわけですが、一方で余りにも過度にこういったところに積み立てるばかりに、やはりいろいろな地域に密着したものが一部疎外されたりだとか、しているという実態があるのではないかなというふうに思います。

例えば、実際行われているのですが、いわゆる訪

問介護、あるいはこの間やってきた利用者負担軽減の問題でも、その制約を所得制限するだとか、そういうような形の中で利用枠をどんどん狭めてきているという状況があるわけです。そういうところにこういった基金の一部を回すだとかをやれば、十分可能な財源がある。何百万円ではありません、何十万円の話をしているわけですから、そういうことを今こういうものを使ってやる、あるいは積立金の一部を、訪問介護ならそういったところに負担軽減の財政措置をするために拡充するだとか、そういったところがやれる部分というのはたくさんあるわけです。そういったところが落とされてしまって、いわゆる財政改革という形の中で全部一つになって、全部削減だという形になっているのではないかなというふうに、私はこの決算を見て改めて感じたわけで、やはりこういったところはきちっと是正すべき時期ではないかなというふうに思いますが、町長はこの点どのようにお考えなのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問に私のほうからお答えしますが、今の各基金については、ここでごらんのように年間運用でこの程度の果実しかないわけでありまして。ただ、基金それぞれ条例を持って有してございますので、それぞれの条例で定めたその目的に沿って、係る事態に取り崩すのが主たる目的だというふうに思いますが、今後もそういう方向に沿って適切に対処しなければならぬというふうに思います。

ただ、交付税等の関係、それから以前は基金をたくさん有すると、富裕団体ということで国からいろいろと介在をされるような状況でありましたが、今現在は地方分権の時代でございますので、しっかり町長の責任において財政の健全化をし、それから係る事態のときには自己責任において事態に対処するという、そういう目的でこの基金を現在有してございますので、今、委員がおっしゃられるように、住民の多くの皆様方が負担を軽減してほしいということに、本当にこの基金を充てたらいいかどうかについては、慎重にならざるを得ないというふうに考えるところであります。

いずれにしても、この基金をどう使うかについては、やはり今、事務事業の評価の制度を高め、以前から行っているものが今後も必要であれば計画する努力をしなければならぬでしょうし、もう効果の薄くなったものについては、見直し、縮減、もしくは廃止をするような対応をしているのが今の実態でございますので、と言いながら、今現在、もしくは将来に向けて、新しいものに行政が対応しなければならぬ事柄がたいくさんございます

ので、そういうものに対応する必要度合いの高いものについては、当然、基金の用途も視野に入れて行政対応をしなければならないということでございますので、いずれにしましても、いつときの負担の軽減のために基金を使ってしまうことで、その対応が将来に向けて持続的に対応できないということであれば、やっていることがどうなのかということもあるでしょうから、多角的に物を見て判断をしているところでございますので、その点ひとつ十分御理解をいただきたいというふうに思うところであります。

特に、先ほど総務課長からも説明申し上げましたように、地域福祉基金につきましても制度的には果実運用という形で条例がありますので、なかなかこの制度の果実ですと、使うのに効果が上がるような使い方はできませんので、今、少子高齢化の中で、町として実態を見て町が行えるものについては、ある意味こういう基金を活用して対応しなければならないということも内々検討を協議してございますので、またもう一方、今、要介護者がこれから少子高齢化の中でふえても減ることはございませんので、そういうことををにらみながら、できるだけ今の健康状態を長くして健康に暮らしてもらうということで、保健の充実についても来年以降、制度改正の中で町もそれなりの取り組みをしなければならないということで考えてございますので、そういう新しい幅出しの中で必要な財源については、今、申し上げましたような基金をできるだけ活用できるような形で何とか対応してまいりたいと。そのことについてもまた時期を見て、十分議会とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 米沢委員、よろしいですか。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑を続けます。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 31ページの住宅使用料の滞納の関係です。

先ほどちょっと出ておりましたのですが、今回、決算特別委員会に資料が出されました。その滞納の期間別内訳ということで、最長は12年間以内、1件、81万4,700円という滞納があるというこ

とで、24件、403万1,480円の滞納額。公営住宅の条例からいくと、出ていただかなければならないということにはなるのだけれども、それぞれの事情があるかと思います。そして、今回、初めて住宅使用料の不納欠損が4件、75万4,800円ということが出てまいっております。ただ、最大滞納額があった平成16年、685万4,280円が今回403万円ということで、それぞれ収納の努力の跡が伺い得れます。

ただ、この滞納の中で、先ほど同僚委員の質問で連帯保証人が18年度は1件もしていないというような答弁がありました。それで、この意見調書の中にも今後やっていくということでございますけれども、私は以前、一般質問等で分納誓約をするということと、それから連帯保証人に請求をする行為を、これはぜひやるべきだと。いろいろな形でやっていますけれども、生活状態が悪くてこういう結果の蓄積がなったのかなという気がいたします。

したがって、まず1点は、滞納の分納誓約での分納が全部なされているのかどうか。

それから、もう1点は連帯保証人の関係で、私は以前質問したときには、公営住宅入るから判こを貸せやということをやった、これはだめだよ。美瑛や中富良野でやっている連帯保証人の印鑑証明をつけて、そして納税証明もつけてやるというような形に変わってきております。したがって、連帯保証人に対する請求はどの程度行われているか。

それからもう一つは、住宅使用料の未納で生活保護者の滞納ということがあります。先般、10月28日の朝日新聞には、代理納付、言うなら生活保護費として支給された学校給食費、公営住宅家賃、介護保険料の一部は納付されていない実態の中から、代理納付が本人にかわって支払う制度ということで、去年の4月から受給者の同意がなくても事務所の裁量で実施できるようになったと。これは福祉事務所の関係なのですが、この代理納付の関係については、うちの町で適用されるのかどうか。法律的なことはわかりませんが、その点あわせてお願いをしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 9番中村委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、分納誓約と連帯保証人の関係であります。特に連帯保証人につきましては、先ほど申し上げましたように、18年度におきましては保証人に連絡をしなかったということでございまして、平成19年度につきましては連絡いたしまして、納入されているということを私のほうで確認してございます。今後におきましても連帯保証人につきましては、き

つく連絡いたしまして、納入いただくということで努めていきたいというふうにして考えてございます。

また、生活保護につきましては、15年度4件、16年度2件、17年度2件、18年度3件ということでございまして、それ以前につきましては、生活困窮ということで不納欠損しておりましたですが、それ以後につきましては、生活保護世帯につきましては住宅使用料というのが入りまして、分納していただいているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 9番中村委員の代理納付の関係の御質問にお答えしたいと思います。

基本的には、法的な部分では代理納付は認められております。特に税金の場合はよくありますが、判断能力に欠けてきた高齢者の方にとって、例えば息子さんが、あるいは娘さんが、こういう代理納付が結構ございます。しかし、これら以外のケースで言いますと、そういった特殊なケース以外で言いますと、あくまでも納入義務者、公営住宅で言いますと入居者、これが大原則になっているのは言うまでもないところであります。したがって、法的な制約は一方ではございませんが、特殊なケースというふうにとらえております。

あと、若干連帯保証人の関係で補足説明をさせていただきますと、委員おっしゃるように、連帯保証人の請求は、私たち債権を持つ町にとっては当然のことです。ただ、長い歴史の中で、これらの保証人の厳格化をしていない部分も確かにあるかと思えます。いわゆる保証人を立てていても、債務保証をきっちり明記していない、当時はそういうことを想定せずに、いわゆる身柄保証人といいますが、判断能力がなくなったときに次の行き場所だとか、こういった保証人の性格が当時からあったことは確かでありまして、しかし、今こういう滞納が生じる現状にあって、一昨年から保証人の債務保証をきっちり取るべきだということで担当課との調整を図ってございまして、今、町民生活課長が申しましたとおり、昨年度からは保証人の厳格化に努めているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 再度確認いたしますけれども、この18年度の住宅使用料滞納期間別内訳の中では、分納誓約をしての分納というのは全部やっておられるということで理解をしたいのですが、それが1点。

それから、代理納付の関係、私はやれとは言いません。一応基本的には生活保護費の中に、学校給食費、公営住宅家賃、介護保険料が入っているにもかかわらず未納になっているということだろうと思うのです。そういう関係で、代理納付というのが昨年の4月からできるようになったということで、私はこういう制度が厚生労働省の中でまた出てきたのだなということでは理解ができ、うちでもそれは適用できるのだよということで確認をいたしました。

問題は、入るときに連帯保証人をやる、最近入る人は債務の関係も全部やっけてはいるのですけれども、ただ、亡くなっている人、転出している人、いろいろなケースがあるので、連帯保証人の現行維持をなささいよということで、私は一般質問等も含めてやっております。実際にもう亡くなっている人、このまま書類が残っているというケースもあるだろうと思えますし、転出しているケースもあるだろうと思えます。そういうことになると、債務の請求行為ができなくなるのではないかという気がするものですから、この連帯保証人の現行維持についてはどのようにされていて、今後どうしていくかということで確認をいたしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 連帯保証人の関係の御質問にお答えしたいと思います。委員おっしゃるように、長い過去の滞納の中で、当時の連帯保証人さんが亡くなっている、あるいは高齢に伴って負担能力がなくなっている方、おっしゃるとおりそういう方々があります。

ただ、先ほど言いましたように、連帯保証人から債務を請求することは法的に合法でございますから、これらの方々に最近では請求をかけている。ただ、先ほど言いましたような、死亡は余りありませんが、死亡、あるいは転出、負担能力がなくなっている、そういう事例にあります保証人については、随時違う保証人を立てるような努力も今現在しておりますが、中には全く保証人になれそうにない方々がいることも確かでございます。これら少々時間はかかりますが、これらの保証人の構成、さらには今現に入っている方の分納誓約も含めた収納対策、これら総合的に進めていく必要があるなというふう理解をさせていただきます。

繰り返しになりますが、新しい入居者については厳格化を既にとり行っているところでありまして、今後そういうことが、10年前の住宅使用料がいまだに滞納になっているという状況をなくするための努力を今進めている最中でございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 41ページ、地域見守り活動推進事業、これは道からの補助を受けて20万円。昨日お聞きしましたら59カ所、110番、子供たちの駆け込みの場所、こういったところをやったのだということで、私はこういう事業というのは本当に必要だと考えますけれども、どうもこれ何というか、つくり放しになっているのではないかと、もう少し行政もかかわりが必要でないかと考えるのですけれども、その点いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

この地域見守り活動推進事業につきましては、平成18年におきまして道の新規事業ということで創設されたわけですが、上富良野町におきましても通学路等の児童の安全対策について実施したいということで手を挙げた事業でございまして、事業の中身につきましては、啓発の看板、のぼり等の設置、それから生活地域安全マップということの作成をしたところでございまして、それらにつきましては、今後も地域の方々とともに地域の安全を図っていくということで生活安全対策協議会でも推進をしているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） そういったことで、今、犯罪もふえておりますし、大変これは必要な事業だと考えておりますが、前に地域の怖いおじさん、それから地域の怖いおばさん、そういったマークをつくりまして、子供さん方の駆け込みとかそういったことも考えてやったこともあったのですけれども、その結果がどのような効果があったのかとか、そういったことが全く知らされてこないという。つくり放しだとか、そこまであれですけれども、取り組みはされるのですけれども、本当に今まだまだじめの問題もたくさんありますし、それから犯罪、事件でもちょっとしたことも起きておりますし、どれぐらいの効果があったのかという、前にたしかそういうのをつくったと思います。

今回もこの事業をやったことで、110番、59カ所つくって取り組んだわけですが、駆け込みの件数とか、そういったものはいかがなのでしょう。ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 地域の安全ということで、啓発、看板、のぼり等につきましては59カ所設定させていただきまして、それらに対して啓

発をやっているところでございまして、これから地域の見守り隊、今、某地域で歩いていただいて、活動していただいておりますけれども、それらとあわせまして、犯罪から守るといふ意識、さらには子供たちに対する啓発、安全マップということで、今後も検証しながら進めていきたいというふうにして考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

10番和田委員。

10番（和田昭彦君） 先ほどの住宅使用料滞納の件についてお伺いしたいのですけれども、昨日出していたいただいたものによりますと、滞納期間別内訳が12年間とか10年というかなり長い期間滞納されているということなのですけれども、これらの滞納している方が現在も入居しているのか、5年以上の方について入居されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 少々お待ちください。

今、資料が手持ちにないということで後ほど。

収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 10番和田委員の御質問でございますが、12年前の81万4,700円の方につきましては、今現在入居はされてございません。退去されております。たしか記憶では2年前かなというふうに記憶しておりますが、12年前の方については、今現在退去をしているという状況です。さらにつけ加えますと、今この方については毎月の分納をしていただいているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 大変申しわけありません。5年以上ということと言いますと、最高額の12年前の方は、今お話のとおりであります。5年前に限って言いますと、今現在ほとんどの方が入居されている状況であります。さらにつけ加えますと、これらの方に全く何もしていないわけではもちろんありませんで、現実に住んでおられますので、少なくとも1年間に新しくかかってくる家賃は当然のことでございますが、それプラス過年度の分の収納を今かけているところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 以上で、歳入の質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、歳出の質疑を行

います。

歳出につきましては、先ほど申し上げましたように、款ごとに質疑を行います。

最初に、1款議会費の60ページから、2款総務費の93ページまで、一括して質疑を行います。

2番村上委員。

2番(村上和子君) 65ページの電算化推進費のところ、L G W A N設備保守というのですか、電算化の推進費のところですけども、ここところが29万2,572円ということで、18年度の予算は48万6,000円、何万ぐらいだったらわかるのですが、19万4,000円、予算は48万6,000円でしたが、今回の保守についてはこの金額で終わっているということなのですけども、どういう理由で、では、ほかのももっと安くできたのではないかと感じてしまうのですが、このところ、この予算に対しまして19万4,000円も、約半分ぐらいの金額で済んでおりますけれども、これはどういったことでこういうあれなのでしょう、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 総務班主幹。

総務班主幹(北向一博君) ちょっと手元に当時の積算資料がございませんので、後ほど御報告いたします。

委員長(長谷川徳行君) 村上委員、よろしいですか。

7番金子委員。

7番(金子益三君) 今に関連して質問させていただくのですが、いわゆる電算化を推進したということで、情報化の推進ということで成果表のほうにも書いてありますが、これの導入に当たっては1,700万円という非常に高価な機械であり、また、その後の保守においても約800万円以上の保守点検料がかかりますが、まず1点目がこの保守料、これは毎年同額、もしくはこれに相当する金額が保守料としてかかっていくのかどうかお伺いいたします。

委員長(長谷川徳行君) 総務班主幹。

総務班主幹(北向一博君) この導入に当たりまして、そのシステムを健全に維持していくためには、折々にある程度、例えばOS側の更新がある周期で来るとか、制度改正などがあった場合、若干のシステムの変動があります。その関係で、保守料も若干の年間変動があるということで、若干数値の増減はあります。

以上です。

委員長(長谷川徳行君) 7番金子委員。

7番(金子益三君) 若干の増減ということは当然あるでしょうが、大幅にソフトが入れかわるとき

は大きく変わるでしょうし、そうでないときはそうでないとしても、約800万円ぐらいの保守料は毎年かかると考えてよろしいですか。

委員長(長谷川徳行君) 総務班主幹。

総務班主幹(北向一博君) そのとおりです。

委員長(長谷川徳行君) 7番金子委員。

7番(金子益三君) それでは、それを踏まえてお聞きいたしますが、いわゆる導入に対しまして1,700万円、また、年間の保守料が800万円強ということと言いますと、簡単に申しますと、導入は別といたしまして年間約1.5人工ぐらいの人工費等々の保守料がかかるということになります。これによってどの程度の人的換算といいたしましうか、人工換算になりまじうか。その効果が図られて、それらが人工費等々にどのような形で反映されていったのかをお聞かせください。

委員長(長谷川徳行君) 総務班主幹。

総務班主幹(北向一博君) この保守料に関しては、いわゆる人工換算できる作業部分と、あと、機械を保守する上の保険料的な要素が含まれた保守料になっています。それで単純に、職員が直接その業務に当たる場合ということに、すんなりイコールという形にはならない部分があります。そして、当然にこういうシステムの関係につきましては、システムエンジニアリングという部分の特殊技能が必要になりまして、それを職員に置きかえた場合という想定が私どもではかなり困難なことかなと。

そして、そういう特殊技術を持っておられる方につきましては、業界の標準単価というものがございまして、我々一般の事務屋の人工計算ということでは、なかなか換算ができない部分があるかなという判断をしております。

委員長(長谷川徳行君) 7番金子委員。

7番(金子益三君) 済みません、私の聞き方がまずかったのか、質問で聞いたことと答えが全く違うのですが、保守がかかるのは仕方ない、わかります、これは技術的なことです。私が言うのはそういうことではありません。年間に800万円かかるわけですよ。さらに、導入にはこれだけの大量のお金がかかったわけですね。一般的な企業で言うと、J Rにしても何にしても機械化をすることによって、そこで切符を切る人は削られるわけですね、それを聞いたかったのです。この機械を導入したことによって、どれぐらいの作業効率が上がって、それが人工換算にするとどういうふうに反映されたかを教えてください。

委員長(長谷川徳行君) 総務班主幹。

総務班主幹(北向一博君) 電子技術に基づきま

すいろいろなシステムにつきましては、新たな需要といいますが、電子技術を持ってして対応する事務というものがございまして、この手法によってしかできないというサービスがかなりあります。それで、それを直接何人分効率化できたかというところが、かなり難しいものがあります。例えば、住基ネットシステムですが、あれでいろいろな交付措置をするなどというサービスがございまして、あれは従来の形の人が行うという想定で、そういう人手で行うという前提で設定されたサービスではございません。同じように各部署、税務とか住民窓口業務、それから介護とかいろいろなシステムを運用する上で新たな電子技術に基づいたサービスというものがございまして、それが果たして何人工の業務改善につながっているかという、そういう効果の検証は行っておりません。かなり難しい部分がありまして、行っていないのが現状です。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子委員。

7番（金子益三君） わかりました。

いわゆる新総合計画行政システムに関しては、このハード及びソフトを用いなくてはできない新たなサービスということで認識させていただいてよろしいですね。わかりました。それはそれでよろしいです。

電算化及び情報化の部分に関して、この款でふさわしいのかどうかわからないのですけれども、いわゆる一般職員のパソコン等々というのは、いろいろな形でノート型でありますとか据え置きであったりとか、それはよろしいのですけれども、その中で今LIGWANを組みながら、各庁舎内のメールを回したりですとか、それから町長なり部局の連絡をしている。これは非常にすばらしいことであり、情報の共有ということではいいと思います。

1点ちょっと気になるのですけれども、あくまでもこれは私物ではなく、公の機械であるということから、まず1点はセキュリティ上の問題で、ネット等々につないでいるということであれば、このセキュリティをしっかりしてもらいたい。間違っても情報共有ソフト、いわゆるウィニーのようなものは入れない、入れていないと思いますが。

もう1点、よく市販の機器というのは、プラスですけれども、ダウンロードをしてゲームができるようになるのですけれども、間違ってもこのようなことを就業中に行っている人はいらっしゃいませんが、休憩時間も含めて、役所のパソコンの中にゲームソフトが入っているなどということはないとは思いますが、その点1点を確認します。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） ゲームソフトの関係ですけれども、実は通常のパソコンを業務用であろうと購入した場合、おまけソフトという形で、若干のゲームソフトが添付されております。これはあえて削除行為をしない限り搭載されたままになっておりまして、昼間の休憩時間しか今現在業務を休む時間はありませんけれども、その時間の余暇で気分転換のために若干の利用があるかもしれません。それは、実は点検しておりません。御存じだと思いますけれども、カードを使用したりするゲームがありますけれども、今後、勤務時間中に業務以外のパソコン利用をしないように徹底を図りたいと思います。

また、私物化と見られるような傾向が見られましたら、適時指導して改善していきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 75ページ、生活安全対策費のところでございます。

ここが797万3,960円ということで、予算に対してマイナス52万40円、こうなっております。これは6団体を統合しまして、ことし18年4月ですか、生活安全推進協議会を設立をしたわけなのですが、その中で1年の成果のほうをいただいておりますが、防犯の発生が逆に昨年と比べまして16件、81件見ております防犯の発生件数が。それでどうなのでしょう、それに統合しますことについて消耗費が4倍ぐらい、これは設置に向けて18万8,183円がかかったかと思うのですけれども、こういった組織を見直すことは必要だとは考えますけれども、この弊害というものが出ているか。弊害というのはどうでしょうか。弊害が出ているのではないかとというような、逆に犯罪件数なんかも起きたりしているものですから、そこら辺はどのようにお考えなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問でありますけれども、生活安全推進協議会に対する負担の関係だと思っておりますけれども、これにつきましては平成18年4月から生活安全推進協議会ということで、各町内から会費を徴収いたしまして、交通安全部、地域安全部、女性部ということで、総合的な生活安全対策に努めていただいているところでございまして、犯罪の件数につきまして今手元にご覧いただけますけれども、これらにつきましては民間ということで独自に活躍されているということで、今後におきましてもますます協力いただきまし

て防犯対策に努めているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 六つを統合されたということですので、1年たったわけですけれども、こういったことをしたときに効果があらわれる、効果的にということもあろうかと思うのですけれども、それによってまた逆に16件もふえているというのはいかなものかということで、今持っていらっやらないということで、後で教えていただきたいと思えますけれども、その検証が必要でないでしょうか。六つを統合したことによって、効果的な面もあるかもしれませんが、この予算から見まして52万40円少なくおさまっているというか、使ったというかあれですけれども、その弊害面をどのように、そこら辺はどうなのでしょう。検証というのは必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 村上委員の御質問でありますけれども、私といたしましては、弊害というようなことでは思っておらないところで、これにつきましても、あくまでも地域の皆さんのボランティアという形の中で推進いただいているということで認識しているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 69ページの庁舎施設等の管理費ということの関連でございますけれども、昨日、平成18年度の施設燃料使用料調書をいただきました。その中で、例えばA重油は、最高と最低のところでは9円9銭の差があります。それから、LPGガスから言えば10円55銭ということでございます。それぞれ入れる時期だとか、入れる場所等によって若干の差異があるのはいたし方ないと思えますけれども、私も昨年の決算特別委員会でLPGガスの関係、一番高い南プロパンさんと、ほかの業者の差というのは11円8銭ありました。これを何とか解消に努めていただきたいということで、17年度の決算特別委員会で申し上げましたけれども、今回も同じようにLPGガスは、南プロパンさんの平均1立方メートルの中では388円47銭、ほかの業者は377円92銭ということで、その差は10円55銭あるのです。

いずれにしても、これを解消するということが、昨年の決算特別委員会で努力をするということになっておりましたが、庁舎管理の関係の燃料費は、

昨年は401万円でしたが、今回は335万円ということで大幅に軽減されてきております。したがって、LPGガスの関係についての昨年の決算特別委員会以降、18年度の予算執行の中でどのような形でされているかということをお聞きをいたしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 9番中村委員の今の御質問でございます。

17年のときにも委員からの御指摘がございまして、実は18年度の決算におきまして、そのままの状況の形になってございます。現実的に町内業者ということで、いろいろな面でお話をさせていただきながら、余りこちらのほうから積極的に単価的なものというお話はされてございませんけれども、本年度に入りまして、実は19年になりましたけれども、いろいろと業者の方々にお話をいたしまして、言葉は適切でございませんけれども、何とか標準な価格で対応していただく方向にならないかということで、実はお話をさせていただいている状況でございます。

その中で、今前向きに進み方も対応していただくように、実は本年度ですけれども、そういうことで調整をさせていただいているという状況でございます。18年度、おっしゃるとおり、その差があったということは事実でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 現実に平成17年度、私は数字を上げて、A重油の関係、灯油の関係とLPGガスの関係を質問させていただき、その方向で何とかするというので、言うなれば価格を統一すれということではないけれども、前は11円8銭の差を何とか縮めるようなということですが、現実には10円55銭ですから、48銭くらいは安くなったかなという感じはするけれども、どうもほかの業者との開きが余り多すぎるものだから、現実の問題として積極的に下げられればとは言えなかった面ということでございますけれども、貴重な財源の中での需用費ということでございますので、何とか今年度はもうちょっと大幅値下げのための最大限の努力をしていただきたいと思えます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） ただいまの御質問でございますけれども、こちらのほうとしても貴重な財産でございますので、最大限努力をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。
3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 65ページ、総務班渉外経費の交際費の部分でちょっとお伺いをいたします。

昨日いただいた資料の中に、慶弔に関する町長交際費の支出基準についてということで、この中に基準が設けられていて、町民に対して3,000円の香典と。これは、以前は、17年度までは香典並びに参列ということで対応していた部分があるかと思えますけれども、18年度に改正されまして、裏表印刷してあるのですけれども、4月1カ月でさらに改正されていると。そういった部分で、どうしてこの部分が1カ月で改正されたのか。ここを見ると、職員の配偶者の同居の父母を含むという新たな項目が追加されている部分かなというふうに理解しております。

それともう1点、町長交際費の支払い調書の中に、町民に対して3,000円の規定があるにもかかわらず1万円の香典が支払われていると。このことに対して、どのような理由でこのようになっているのかお伺いをいたします。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 3番岩田委員のまず一番最初の質問の内容でございますけれども、委員おっしゃるとおり、職員の配偶者並びに父母に関する部分で不合理があったということで、一月間でございますけれども訂正をしたということは事実でございます。

1万円の件が今ちょっと見当たりませんので、時間をいただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 今御質問の1万円の件につきましては、黒塗りしてございますところをごらんいただいていると思えますけれども、近隣の管内市町村関係のおつき合いの中で設定されておまして、同時に、この1万円を支出した相手につきましては上川町の元名誉町民、失礼しました、今見たところ、何件か1万円というのがございます。これは、町村間のおつき合い関係でございまして、その都度判断するという項目を適用して、近隣のおつき合いの中で不均衡が生じないようにという配慮をした香典料となっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 最初の質問ですけれども、どういう理由でこういうふうに盛り込まれたのかということをお聞きしたのですけれども、そういうお答えではなかったもので、再度質問をさせていただきます。

ます。

それから、町民に対しての1万円の香典ということで何件かあるので、町内に住んでいるけれども町外関係の方だということでも理解していいですか。その当時、町外の方で、そういう有識者であったということでも理解してよろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 特例として、金額が定められたもの以外で支払っているものについては、基本的に町外のおつき合いになります。加えて、特別な事情がある限り、町内の方についても配慮が必要な部分、特例として配慮している場合もあります。

それから、5月1日付の改正に伴います配偶者の同居の父母を含むという追記事項につきましては、同居している場合、職員と同一の家計を担っている、また、理事者側としても、直接雇用している職員に対して儀礼を尽くす必要があるだろうということで、この特例的な付記事項を摘要欄に加えて改正をしております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） ただいまの協議して決めるということで、一部理解いたしましたけれども、配偶者の父母を含むということで1カ月足らずで改正されたということは、職員に対して、内部に対しては手厚く盛り込んだと、しかし、一般町民に対しては廃止したと、こういうことで、一般町民の差と職員の父母、子供に対しての差、この点については、一般民間企業であればそのような判断もあるかと思えますけれども、町長として、首長として、どこにその差があるのかという点で、私はちょっと理解できないのですけれども、その点もう一度お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 交際費の支出基準の関係についてでありますけれども、町長は行政長でございますので、町民の方々の関係するおくやみについても、今までは御案内のとおり、その会場まで出向いていたのが実態であります、なかなか結果としてそうできないことについて御理解いただいていると思えますが、決して町民の方と職員の格差をつけるつもりで、私どもはこの基準を是正したわけではありません。町長自身も、実際に町の行政長として職員を雇用、任命権者でございますので、そういう関係で生計の同一の方々に儀礼的に配慮しなければならぬものについては補足するというところでございまして、3月の改正を4月以降適用しましたが、なお、さらに補足するものについて、今申し上げます。

したような付記をもって5月から一部修正をしたということであります。

繰り返しますけれども、この基準は万能でございませんので、今後ふぐあいがあれば、そのふぐあいをどう改善したらいいのかについて十分協議をして、交際費の支出のあり方について適切に対応していきたいというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） ただいま副町長のほうから、ふぐあいがあればということでお話がありましたので、私も通夜、葬儀に参列していて、参列された方から町長はきょう来られるのかと、来られるのか来られないのかという質問に、私も、いや、わからないということ、ほとんどの葬儀参列が町長の席をあかせて待っていると。そんな中で、葬儀員も出席してくれるのかくれないのかわからないと。

そんな中において、町長は一般町民であって、プライベートで参列されていることも当然あると思います。そんな中で、そこをきちっと規定として設けるのであれば、きょうは公務ですよと、きょうはプライベートですよと、そういう線引きをきちっとして、葬儀員にそれを知らせるということをしなければいけないというふうに私は思います。

また、プライベートで出席されるのであれば休暇をとって、私用車に乗って参列すべきではないかというふうに私は考えますけれども、その辺、町長はどのようにお考えか伺いをいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） プライベートは、そのとおりだと理解しています。

私の場合、休暇届だとか休暇というのはありません。特別職の場合は服務規程がございませんので、休暇届だとかそういうものは一切ございません。ただ、私用で動くときは、委員おっしゃるとおりだというふうに思っています。

委員長（長谷川徳行君） 3番岩田委員。

3番（岩田浩志君） 何回もくどくなりますけれども、そこで葬儀員に知らせる知らせないということが必要であると私は考えますけれども、その点についてはいかがお考えなのか伺いをいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 私のほうからお答え申し上げますが、いずれにしてもいろいろ議論の経過がございます、最終的にそれぞれの会場で余り大きな混乱もないようにということで、いろいろ住民会長を通じましてお話申し上げましたり、それから、最終的には町広報で少しお知らせをさせていただいたところであります。

皆さん御承知かと思いますが、町の表彰条例に基づきます自治功労者については、町長が一応公務として出てまいりますということをおもひ申上げてございます。余りこういう内容のものについては、それ以外はないという説明の仕方がいいのかどうか分かりませんが、いろいろな諸般の状況、時代の流れを御理解いただいていると思いますので、今、委員がおっしゃられるように、それぞれの葬儀会場で大きな混乱になっているということであれば、もう少し十分な配慮をするように努力したいというふうに考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 83ページ、自主防災組織育成の関係でございます。

平成17年3月31日に上富良野町の地域防災計画ということが全面改定をされました。したがって、業務の大綱の中で、町民及び事業所の基本的責務ということで、平常時の備えと災害時の対策ということが出ています。したがって、平常時の備えという中では、自主防災組織の結成ということとなっております。私は、地域防災計画の以前のやつが非常に非現行だということで指摘をして、これが全面改正の今、作業を進めているのだというようなことでございました。

したがって、自主防災組織ということで住民会単位でつくるということで、先般の11月5日の住民会長懇談会の中で、この問題の規約だとか、いろいろなひな形が出されておりました。その中で、25住民会のうち23住民会が組織化をされているということの報告がありました。したがって、それであれば、平成17年の全面改定の17年3月31日以降、17年度に自主防災組織結成が何住民会、18年は何住民会、そして今25のうち23ができたということですから、まだ未組織のところは2住民会があるだろうと思いますが、その住民会名もあわせてお願いをしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 中村委員の御質問にお答えいたします。

委員のおっしゃるとおり、現在23の住民会で自主防災組織が組織されております。ただ、この自主防災組織の活動実態はというと、一番最初に組織されたのが、17年改定前の防災計画策定期の昭和62年から平成5年までの期間に、防災計画に基づいて各住民会単位で組織することを奨励いたしました。まず、62年から数年間、これは3年間ほどだったと思いますけれども、補助金という財源を支給いたしました、その財源をもとに住民会単位で自

主防災組織を結成するという奨励をいたしました。その結果、その時点で、平成5年までに23住民会が組織されております。残る2住民会が現在なお組織されておられません。この住民会につきましては、東中住民会、旭野住民会の2住民会がまだ未組織ということになっております。

それで、平成17年の全面改定の計画に基づきまして、現行いろいろな地方で大規模災害が起こっております。その対応なども教訓といたしまして、組織済みの23組織につきましても、新たに活動をもっと明確にして組織力を高めようということで、18年以降ですか、住民会に積極的に呼びかけまして、組織改編、それから未組織の2住民会も加えて全住民会に自主防災組織が結成され、もしくは再編成されて活動を促進したいという趣旨で、住民会の会議の折々にいろいろな資料を提供するとともに、出前講座なども要請があれば出向きますということで啓発を続けております。

今回の11月5日に開催されました住民会長懇談会の折には、さらに具体的に規約のもうちょっと細かい、従来まで本当のモデルパターンしか示さなかったのですけれども、今回示したパターンにつきましては、上富良野町に即した形でもうちょっと加工してわかりやすく、それと同時に、自主防災活動の計画のひな形もお示しして、全般的な見直しに入りやすく、そして新たな二つの組織結成を促す趣旨で今努力しているところです。

その呼びかけにこたえていただきまして、ここの二週間の中で具体的に検討したいので指導していただきたい。それから、住民会の会合を持つので、そのときに資料などを添えて役員だけでもまず説明してくれというような呼びかけがございまして、今のところ3住民会から具体的な動きが始まったという情報が入っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私は、旧の地域防災計画を見ると、いろいろな固有名詞や個人の名前も入ってございましたけれども、それが現行維持されていないと。今回の改定の中では、防災対策委員の役職等が入っていて、名前が入ってなくて、いつでもそういう状態だということでは理解できたのだけれども、今の62年から平成5年までということで23住民会ができたといっても、その後、13年もたっていれば役職は変わるわあれだということで、現行維持がされてないということで、今改めて再編成をしようという動きだろうなという気がするのです。

したがって、非常時の備えということで自主防災組織の結成、もう一つは災害時の対策ということ

で、自主防災組織の活動ができる体制をとっていかないと、ただ形だけ住民会の役職でいろいろ名前をつけるということは適切でないなということでございます。

したがって、今、3住民会が検討をしているということでございますので、一次防災組織が19年度中に何とかしていくための努力、今までの反省の上に立ってやっていただきたいということで要望しております。

委員長（長谷川徳行君） 要望だけでよろしいですか。

総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 今、温かい言葉をいただきましてありがとうございます。

実は25の住民会、19年度中ということとはちょっと困難がある部分がある、実はせんだったの住民会の懇談会でもお話ししております。それで、本年度につきましては、ある程度今回の呼びかけに反応いただいたところを重点的に、今モデル的に組織立てを強めて、できるだけ早急に25住民会すべてに自主防災組織の活動組織を定着化していく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 中村委員、よろしいですか。

7番金子委員。

7番（金子益三君） 今の自主防災組織のところちょっと教えていただきたいのですけれども、18年度と言ったのか19年度と言ったのか、ちょっと記憶ではっきりしないので教えていただきたいのですけれども、旭町地区のほうで自主防災組織を結成されて、非常に頑張っている住民会がありまして、そこに消防を通じてだと思えるのですけれども、いわゆる大きな補助金が採択されまして、行ったのがこの金額だと思っているのですけれども、これは1回だけなのですか。例えば、今言うように、残りある四つが仮にできたとして、全部できて24つで、我々も同様、もしくはそれ以上に頑張るといような事態が生じた場合に、いわゆるこれは宝くじか何かわからないのですけれども、そういう補助金、別立てがあるのかないかちょっと教えていただきたいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 旭住民会のほうで適用された事業につきましては、自治宝くじの財源をいろいろな地域活動に交付するという制度を使って、100万円の交付金をいただいて、町を經由して住民会に補助するという形で支援しております。これは、消防庁のほうで呼びかけている組織育成のための手段なのですけれども、この事業につきまし

ては、年間で全国でもごく限られた対象しかありません。それで、上富良野町は一度受けますと、恐らく二度と受けられないという性質の事業になっております。

また、別に地域活動をいろいろな支援する手だてもありますが、今のところ外部からの財源を当てにしているものはないかなと。それで、可能性といたしましては、今、住民会の活動を奨励する町の単独補助事業がございます。これは、所管するのは町民生活課の自治推進班のほうで所轄する補助事業なのですけれども、これをうまく活用して年間100万円ほどの補助枠がございます。これは執行状況を見ながら、また、運用すべき適切な事業があれば、御相談いただければそれなりに対応できるかなというところで考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。他にありませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 75ページの生活灯電気料補助のところでございます。351万2,900円のところですが、これは84町内会で1,008灯の電気料の補助でございますけれども、これは第2種のほうが七つ新設して、そのかわり四つ撤去したと。今、あさひさんがありますところ、あそこが本当に暗くて大きな事故もございました。それで、予算から見まして40万円ぐらいマイナスになってはいるのですけれども、この生活灯、町内会で少しは補助をしなければ、町内会も一部負担とかはあるのですけれども、生活灯の設置につきまして、1基つけるのにはどれぐらいの費用がかかるものなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問にお答え申し上げます。

生活灯電気料の補助につきましては、町内会で維持管理していただいておりますので補助するものでございまして、第1種、第2種に分けてございまして、特に第2種につきましては、新設につきましては1基約10万円程度ということで補助しております。補助につきましても電気料金は50%、修理、移設、新設につきましては50%の補助ということで、2種でありますけれども866灯で補助しているところでございます。1灯約10万円でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） それでしたら、40万円残っているわけですね、予算の額から見まして。そ

うしたら、1灯ぐらいはつけれるのではないかと、こんなふう考えるのですけれども、何せ暗い、本当に大きな事故がありました。御存じだと思いますけれども。それから、高校とセブンイレブンのあそこの交差点とか非常に暗いところ、優先順位はどのようにして決めていらっしゃるのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹。

生活環境班主幹（服部久和君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

基本的に予算が余ったから、うちのほうでここに付けるという性格の補助金ではございません。各町内会で御希望されるところに、うちのほうは補助金をつけるという形です。ですから、あそこが暗いなど思っている、町内会の皆さんが町内の財政状況を含めて考えて、やっぱりここに付なければならぬといったときに初めてうちのほうに申請が上がってきますので、うちのほうはいつでも間口をあけてお待ちしておりますので、予算がある限りは希望に沿うように補助金を出している状態でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 例えばということで、40万円残ったからどうということではありませんけれども、今つけてほしいという要望なんかは出てないのですか。今のところ、その状況はいかがなのでしょう。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹。

生活環境班主幹（服部久和君） 村上委員の御質問にお答えします。

新設したいという希望があれば、うちの窓口のほうに来ていただければ、その都度補助金いいですよということで設置するような形で進めております。ただ、予算に限りがありますので、そのときは次年度にしてくださいということは言えますけれども、予算のある限りは町内会が申請するとおりに進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 午後1時まで、昼食休憩といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開し、質疑を続けます。

その前にお願いがございます。

当初、一般会計終了後、全体質疑を予定していましたが、今までの質疑の状況を見ますと十分質疑が

されておりますので、各款ごとの質疑を終了し、全体質疑は行わないので、その旨皆さんに御協力を願います。そのために、各款ごとに十分な質疑をされますようお願いいたします。

なお、町長は、他の公務のために午後3時に退席しますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑を続けたいと思います。

先ほどの2番村上委員の質問に対しての答弁をいただきます。

総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 先ほど、2番村上委員からのL G W A Nの保守に関する委託料の支出結果についての御質問がありました。答弁がおくれましたけれども、ただいまから御説明申し上げます。

予算段階で48万6,000円を組んでございました。この予算の内容につきましては、通常の設備保守のほかにUPSという無停電電源装置、これは緊急の電源が断られた場合、多くは事故停電といって電力会社から電力が来なくなってしまうようなときに、かわりに蓄電池を使って安全にシステムをシャットダウンする、安全にとめるための電源補給をする装置がございます。これが鉛を中心とした蓄電池を使っておりまして、御存じの方は多いと思いますけれども、これは時間がたつに従って劣化をしていって、ある時点で供給電力が急激に低下するという性格を持っております。これはメーカー指定になりますけれども、3年ごとに点検をして劣化度を判断して更新しなさいという規定がされておりまして、そのための予算として19万円ほど、例年より上乗せして予算化しております。

ただ、結果として、劣化度試験を行ってもらった結果、それほど劣化が進んでいない。この原因といたしましては、私ども管理所管で知る限りでは事故停電という、急激に電力が供給されて、バッテリー側から、蓄電池側からの供給でシャットダウンとしたという事例がございませんでした。ということは、いわゆる通年の経年劣化、時間がたてば劣化が進むという部分だけだったということで、まだしばらく持つと、そういうことを決断いたしまして、本年度、19年度も交換をしないという、19年度の予算にも計上しておりません。それで、結果として19万3,000円ほど予算額から減額された執行となっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の先ほどの生活安全対策の中で、犯罪発生件数が17年と18年で16件ふえているということでの質問でございますけれども、これにつきましては富良野警

察署からの報告でありまして、内容につきましては、自転車盗み、車上ねらい、自販機荒らしなどがふえているということで、統計上の数字でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） それでは、質疑に入りたいと思います。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 67ページの関係で、情報管理の関係でお尋ねいたしたいと思います。

私、再三、町民の情報提供コーナーを利用して、いろいろな形で資料収集なり状況確認等を行ってまいりました。それで、このことについては、できるだけ現行維持というようなことで、例えば会議が終われば会議録の掲示をするというようなことでお願いをしてまいりました。しかし、今回、例えば教育委員会の会議録、第8回教育委員会が19年7月25日に行われています。この後、8月、9月、10月は恐らく会議録を次の委員会で閲覧し、署名をするということになっているからあれですけども、現実に7月25日の第8回以降の会議録がないということで、その後、開催していなければいいのですよ。その点の確認をしたいのと、それから農業委員会の会議録、平成19年3月28日、第21回の農業委員会会議から以降ないのです。これもそれ以降、開催されていないのいいのですけれども、私、一般質問やそれから議案審議の関係で、これらの情報提供をきちっとやってほしいということをお願いし、それに答えて、町長、それから当時の助役等が課長会議等でその点を徹底しなさいということで、課長会議の会議録に載って、総務課関係はきちんとなっているのです。僕は、ほかのほうは見る時間がなかったから見なかったのですけれども、そういう点で、開催されていないのならいいのですけれども、開催されているのならどういう意味でおこなわれているかということも含めて答弁をいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 9番中村委員の情報提供コーナーの情報提供が不備であるということでございます。

今、教育委員会が来ておりませんが、再三委員から御指摘でございます。情報管理担当は総務課になってございますので、再三の御指摘に対して大変申しわけございませんけれども、今後はその内容を再点検して、また、各教育委員会等にもお話を徹底して、今後そのような体制のないように進めたいというふうに思います。

総務課といたしまして、情報管理担当でございま

すけれども、みずから各担当課のほうで整理をしなければ、幾ら管理班、管理のほうといってもちょっと状況的には難しくなりますので、各担当課のほうに今後徹底して図りたいというふうに考えてございますので、そのような対応を進めたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思いません。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 中村委員の御質問にお答えを申し上げます。

農業委員会といたしましては、会議等を実施しております。その中で、今御指摘がありました公開について、情報等を提出していないということでありますので、今後迅速に整理をした中で提示していきたいと、このように思っております。申しわけありませんでした。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 教育委員会の関係も開催されていると思うのです。今までの例をずっと見てみましたら、毎月1回開催されてということなので、その点、とりあえず所管の課長がきっちり把握をしていかないと、確かに附属機関等も含めて総務課の情報班のほうでやるということは大変な作業のかなという気がいたします。したがって、それらの徹底をしていただきたいということと、もう一つは、会議録はびしょとなっているけれども、いつ情報コーナーに出したかという日にちを何とか入れるような形で、そうすると、例えば教育委員会の関係で、7月から行って毎月なり半月に1回は来てはあそこを見ていても、いつ出されてきたかということの確認ができないのですよ。ですから、あそこの情報コーナーに提供した年月日を入れてもらえれば、この会議はこの日にここへ提示されたのだなということに理解ができるもので、その点、一つの確認方法として、できればお願いをいたしたいということです。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 今の中村委員の御質問でございますけれども、今後その足跡、わかるような対応の措置をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

7番金子委員。

7番（金子益三君） 73ページの自衛隊の基地対策に係る部分でちょっとお伺いしますが、富良野地方自衛隊協会補助並びに上富良野支部の補助がこのようになっておりますが、町長の昨日いただきました歳費等々を見ても、非常に協力体制を十分に

図っているところが見られますし、この部分は非常に大きな成果があらわれていると思いますが、まず最初に1点お聞きしたいのが、この部分が今後とも継続的にしっかりと、町と駐屯地とのかかわり合いをより深いものにしていけるかどうか、まずお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 金子委員の今の御質問でございます。

当然ながら駐屯地とのかかわり方を図っていききたいというふうに思います。ということでございますけれども、ございますというよりも、そういう状況でなければ、今後、町の財政的ないろいろな部分の対応の仕方ですとか、協力関係も当然出てくる部分もたくさんございますので、そういう面につきましては、十分に今後も対応していきたいというふうな考えを持っております。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子委員。

7番（金子益三君） 今の答弁を踏まえてになりますけれども、17年度からだったと思いますけれども、いわゆる自衛隊のあり方、規模が変わって、あときはオール北海道として、北方の守りというか防衛を西方に移さないように、北海道全体として札幌の大会に集まった記憶がありますが、やはりこれからは道内の中でも言葉が適切かはわかりませんが、綱引きが恐らく始まってくると思いますので、私はやはり半世紀以上にわたりまして、基地と町との関係が非常にすばらしく構築できているものと考えておりますし、今後も日本一よりよい関係を目指していく町として、この部分をしっかりと町のあるべき姿として予算措置を今後とも図っていくべきと考えますが、町長その辺はいかがお考えでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 7番金子委員の御質問に私のほうからお答えいたします。

ただいま活動については総務課長から申し上げましたように、この組織の目的が十分効果を残せられるように活動に努めたいと思いますし、今、極めて大変重要な時期でございますので、町長はもちろんのこと、この沿線が足並みそろえた状況、中央行動をとっているところでありますし、それらの活動を十分支えられるような予算の枠組みを当然考えているところでありますので、御理解いただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にありませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 65ページの行政改革推進

に係ってお伺いいたします。

ここで、自治基本条例の検討費用という形で、講師謝礼という予算が組まれています。また、町では行政改革の一環として、出前講座等の住民との情報の共有、あるいは信頼関係を築くという点での出前講座懇談会等が行われています。

お伺いしたいのは、この自治基本条例で検討会議が、この間、決算の書類を見ますと8回開かれたとなっております。また、この間いただいた報告書等を若干目を通して見ますと、やはり今後この自治基本条例をつくる上での多くの問題としては、住民との認識がずれない形で共有できる情報をお互いにきちっと持つ。また、それぞれのそういう中で、住民や行政側もいろいろな知識を取り入れながら、お互いにまちづくりの方向に対していろいろと資質の向上も図らなければならないと、大まかに言えばそんな感じなのかなど。この間、そういう課題があるということで認識していますが、検討した中で改めてお伺いしたいのは、今後どうしてもこういった非常に急ぐということもないような気もしますが、十分住民との合意も必要な問題だと思しますので、課題、問題点が見えた部分があれば、もう一度確認しておきたいと思えます。

それと、出前講座、懇談会等について、町民の方に聞きましたら、最近役場も変わってきているという話もやっぱりされています。いいという人もいれば悪いという人もいるのですが、これは世の中の常とは言いませんが、しかし、町長はこういった出前講座、住民講座を開いてどういうまちづくりを、当たり前の話というか、型どおりの話をしようとされているのか。また、これにかかわって町職員の努力というのはきちっと評価されているのか。特段に持ち上げて褒めたたえよというのではなくて、きちっと評価して意識、あるいは物事を進める上で、お互いがお互いを信頼し合わなければ、こういう問題も住民との関係でも、町長と職員との関係でも成り立たないと思しますので、そこら辺をもう一度、町民の方々からも評価をされていますので、この点どういうふうに評価がされているのか、あればお伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 自治基本条例の関係でありますけれども、この先のことを考えると重要な仕組みであるというふうに思いますし、地域の方々の総意を結集する意味でも、条例の制定については意味深いというふうに思っているところであります。

ただ、今、町民の方も含めまして、町長が成案を得る非常に重要な時期にあります。多くの町民の方と温度差なく価値観を共有できるのには、まだま

だ時間もかけないといけないというふうに思うところであります。これは組織内部についても同じでございますので、十分丁寧に時間をかけながら、しっかり全体で意志統一できるような形で進めていきたいというふうに思います。

職員の取り組みにつきましても、一人一人が同じ方向を向いて言動をとることによって役場全体の組織の評価につながりますので、まだまだ十分でないところにつきましてもそれぞれ努力をするように、内部的にもお互いが声をかけるように努めていきたいというふうに思うところであります。

この自治基本条例の関係については、6名の町民の方で構成する検討会議で一定の意見を町長もちょうだいしていますので、その段階で大きな課題、問題点があるという、まだそこに至ってございません。これから多くの方に町の基本的な考え方を申し上げる中で、いろいろな意見をいただきながら実現できるその度合いも含めて問題等の整理がなされるというふうに思うところであります。

いずれにしましても、職員がある意味ではエキスパートにならないといけませんので、しっかり内部の議論をしながら、また、議会もこの地域づくりの大きな役割の一つでございますので、議会との関係をどのようにしたらいいのかについても、今、内々考え方をすり合わせしなければならないと思いますが、いずれにしましても一定程度時間をかけて、何とか5次総計のスタートにどのようにつなげられるのか、その点を一つ目標にしながら一步一步手順を踏んで前に進めてまいりたいと思しますので、御理解と御協力をいただきたいというふうに思うところであります。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 自治基本条例につきましての米沢委員の御質問でありますけれども、今、副町長が申し述べたとおりであります。

ただ、私、今年度の執行方針の中で、自治基本条例につきましても19年度中に制定するよう努力するという執行方針を述べさせていただきました。その後、検討委員会等々の御審議をいただきまして、答申もいただきました。しかし、検討委員会の中では非常に審議の中で、この自治基本条例の必要性についてはわかるけれども、この条例というのは制定すればいいというものではないと。住民が理解して、町民が理解した上で対応しなければならない条例だということを篤と御指摘を賜りまして、執行方針では今年度中というお話をしておりましたけれども、今、副町長からもお話ありましたように、いろいろな課題の解決をしなければならない部分もありますし、住民との議論もしなければならないと。広報も

しながら、最終的にはパブリックコメント等々も考えてはありますけれども、そういう単純な形ではなくて、住民の理解を得た上で、住民との調整を図った上で制定をしていきたいということで、今、副町長からお話ありましたように、第5次総計に向かってどう対処し、どうつないでいくかということをも視野に入れながら今後検討させていただきたいということで、まず、執行方針で述べておりましたけれども、12月定例議会に、次期定例に提出するという段階にはなっていないということで、そういう気はないということで、ひとつ御容赦いただきたいというふうに思っています。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） まず、簡単なことなのですから、73ページ、企画一般管理費の中の負担補助金交付金の関係です。

前、私は質問したのですが、開発道路白川美唄線の期成会の関係です。それで、主要事業成果報告の中の17ページには、開発道路白川美唄線建設促進期成会、今、参画している期成会ということで載っております。したがって、私は、道や国の関係でこれが廃止になったということでお伺いをし、16年までは負担金があったけれども、17、18は計上していないのです。それで、この中で言っているこの関係の活動が実際にされていたのかどうかということでお伺いをいたしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村委員の白川美唄線についての開発道路の件について、私のほうからお答えさせていただきますが、さきにもお答えさせていただいたというふうに思っておりますが、この期成会はそのまま存続されております。しかし、国のほうとしてはなかなか難しいというようなことでいるわけではありますが、組織的には打ちどめの形をとっておるところであります。ここ二、三年、私も負担金を納めないで組織の会員としては残っていると。この白川美唄線につきましては、清富のところから打ち切りになってしまったわけです。そういうことで、清富から美瑛までの道路につきましては、2車線でなくて1.5車線で終了させるということで決着がついているところでありまして、上富良野町としては2年ほど前からこの負担金は納めないで、対象となっております。東川、東神楽、美瑛だったと思えますけれども、その地域の方々が負担金を納めながら組織としては継続されている。しかし、今、清富までの1.5車線が完了するとともに、この組織というものも再度見直しして解散という方向に進むであろうというふうに認識いたしてお

ります。

そういうようなことで、今、上富良野町としては一切この組織の中には含まれていないということで、活動の中には含まれていないということで御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 主要事業の中では、町の懸案事業の推進、町民などから要望されて、国・道への要望行動を各期成会や町独自で行ったということのだけれども、今はやっていないということで理解していいのですか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 今、町長から申し上げましたように、費用の負担はここ当分の間されていません。ただ、活動については、構成員の一メンバーとして上富良野町も入っていますので、活動は要望等についても調整つく限りは連携してやっているのが実態でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

7番金子委員。

7番（金子益三君） 71ページの車両に関するところで若干お聞きしたいのですけれども、昨年、18年度に公用車両を1台購入されたということで、これは全く問題ありませんし、安全に乗っていただければいいのですが、これはあくまでも特定の人物のものではなく、だれでも乗れますよということでありましたが、昨年度は一般の職員が何回ぐらい乗られたのか、お聞かせ願いたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 大変申しわけございません。その統計数字は出していない状況でございます。1号車ですよ、申しわけございませんが、何人乗ったという部分では、日誌を調べれば出てまいりますけれども、総体的に数字というような押さえ方をしてございません。申しわけございません。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子委員。

7番（金子益三君） 公開日誌ではないですけれども、日誌がもしありましたら、19年度で結構ですので教えていただきたいと思います。

そのことが問題ではなくて、それはよろしいのですが、車両もこれからだんだんと廃止をしていったり売却をしていったりしながら、全く入れかえはないということにはならないと思えますが、原油高のあおりもありまして、非常にガソリン、軽油が値上がりしている現状でありますので、今後において車両を更新する場合のためにちょっとお聞きしたいのですけれども、今、非常に軽自動車の性能もよくなりましたし、安全面も高くなると承知しておりますので、そういった入れかえに関しまして、今後

においては軽自動車などを検討される余地がないのかをお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長、答弁。

総務課長（北川雅一君） 7番金子委員の御質問でございますけれども、今、車両整備計画を立ててございまして、軽車両を含めて普通乗用車も低いクラスをとということで、今、検討・協議してございます。実際今のところ、軽自動車も普通乗用車のccの低いやつも金額的にそう変わらないような状況で、逆に言えば軽自動車のほうが高いという一つの情報も入っているものですから、そのこのところを基本的には町場で走るもの、それから旭川、富良野等を走る部分もございまして、より安全なものを全体的に考えて、その配車ということで今整備して進める状況になってございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他に。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 93ページ、監査委員の活動の関係についてお尋ねを申し上げたいと思います。

主要施策の成果報告書の22ページ、監査委員費ということで、監査で、その中で補助団体等の監査ということがあります。これは当然、上富良野高等学校の平成15年度からの関係等も入ります。したがって、昨日、監査決定書ということで、文書番号16と19について資料提供をいただいたところです。その関係で、まず、18年6月2日に行った文書番号16の監査決定書の関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

監査の結果ということで、それぞれ書いてあります。私が気になるのは、改正、是正、改善、指摘というようなことがなくて、5番目に検討を要する事項というのがあります。例えば、2番目の給食車の扉のレバー、側面に穴があいているので対処策を図りたい。これあたりは、その車両の日誌があって、それで確認してこれがどうなったかということが、監査員の目を煩わす前にこのことが処理されていかなければならないのではないかなという気がするのです。そういう点で、対策を図りたいというのだからあれだけでも、それがあはずだと思うのですが、その点どうなのでしょうかとということで確認をしたい。

それから、確認をする事項ということで、6番目にじん芥車は後日事務局員で確認をすると。この監査決定書の流れをずっと見てみると、車両の関係は必ず職員が利用しているからいないケースもあるので。これはどうしようもないと思うのです。ですから、例えば平成17年6月2日の文書番号28号で

は、出張中の車両3台、週1、1台、これは事務局員で確認をするということなのです。ですから、今回の文書番号第16号でもそういうことになっているのだけれども、それであれば、確認した結果がどうなのかということが出てこないと全然わからないですね。事務局に丸投げして、それでオーケーというような感じが受け取れる可能性もあると思うのです。

したがって、これは絶対に車は動いておりますから、そういう点で、これらの関係について処理することが、言うならば監査結果の中で確認ができなかったので後日あれした。この車両はかれこれどうだったというようなことを出すべきだと思うのですけれども、その点が日誌の関係等も含めて、この第16号について監査委員の答弁をお願いしたいと思います。

それから、文書番号第19、言うならば18年6月9日、これは上富良野高等学校の例の不祥事の問題があって、27万541円が返納された関係です。この中で、口頭で注意したと事項というの中に、支出の領収書のコピーのものが一部あるため、今後、改善を図りたいということとはどういうことなのかということで、もしわかればどういう内容の領収書なのか。今はコピーの性能がよくなってきていますから、極端に言えば上富良野高等学校の元事務長の加藤さんあたりがそういうことをやりかねないとも思うので、私は今回、上富良野高等学校の佐藤事務長があって、今度は旭川商業高校の事務長がまた似たようなケースで業者のあれをもらっていますね。ですから、こういうことを再燃させないためにも、支出の領収書コピーは口頭注意でいいのかどうか、その点の見解をお尋ねいたしたいと思います。

それからもう1点、監査規定というのがあります。この中に、監査等の公表というのが第30条にあります。これは報告のうち、第14条1号から4号までというのが、今言う定期監査、随時監査、行政監査、財産援助団体に対する監査なのです。これについては速やかに公表しなければならない、公表は町村方式公告式条例によるほか、町村広報に掲載するなど、広く住民に周知することができる方法により行うということになっているのです。この点が全然欠けているのです。ですから、せっかく監査をしていても、これらの関係が適切に処理されていないという感じを受けるのですけれども、その点、代表監査委員としての所見をお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 代表監査委員。

代表監査委員（高口 勤君） 今、いろいろと御

指摘のあったことに関しまして、集中管理車の維持管理とか、あるいは給食車の扉のレバー、側面に穴があいていると、この辺につきましては、集中管理車ですからいろいろな部署で使用しているわけで、その辺のところの使用した状況の日誌、その辺が少しきちんとされていないかと、そういうようなことがありました。

それから、側面に穴があいているというようなことにつきましては、使用している途中というのでしょうか、使用している中での車両検査ですから、その修理につきましては考えていたということもありますので、必ずしも管理のほうで手落ちがあったというようなこととして私たちは考えておりませんでした。

それから、じん芥車につきましては、2番の口頭で注意した事項という中で、こちらの車両検査をするという、その通知が各課全体に周知されていないかというようなこともありまして、その検査の日にじん芥車が来ていなかったということもありまして、後日、事務局員のほうで確認をしていただきました。

それから、上富良野高校の振興会につきましての検査ですけれども、大変申しわけありません、どのような領収書がコピーされていたかということは、今資料がありませんし、ちょっと記憶がありませんので、これにつきましてはまた調査して報告したいというように思います。

ただ、こういうことにつきましては、口頭で注意をしておきましたけれども、確かに私も監査委員として事後の指導につきまして、特にまだ確認はしておりませんので、今度、定期監査の折にきちっとした処理がなされているかどうか、確認していきたいというように思っております。

以上です。(発言する者あり)

確認した結果ですとか、あるいは財政援助団体とか、そういうものに関しての監査の結果の報告等につきましては、少し適切な処理というか、報告がなされていないかということは反省しておりますので、今後これにつきましては事務局とも相談し、適切な処理をしていきたいというように考えております。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村委員。

9番(中村有秀君) まず、文書番号19の監査決定書の関係なのですが、支出の領収書のコピーが一部あったけれども、これはどこのあれだかわからないと。私は、監査委員ならメモをとって、何月何日、どこの発行の金額何ぼというようなことぐらひはやらなければならないと思うのですよ。そして、現実に出てきたらそれを確認する、それを速やかに

やらなければならないですよ。今をもってまだわからない、言うなれば今資料がないからわからないということですけども、監査委員の立場としてはそのぐらひやるべきではないですか、まずその点が1点です。

それからもう一つは、集中管理しているといっても、言うならば学校給食センターのあれでしょう、給食車の関係は。そうすると、集中管理からちょっと目の離れたところになって、それが日誌がどうのこうのということがどうなっているのか、総務班のほうに車両の関係についてお聞きをしたいと思えます。

それから、確認の結果ということは十分配慮してなかったということですけども、やはりこれはこうなったのなら、事務局員が確認したらこうこうでございますということが、この文書の中に出てきていいのかなという気がいたします。

それから、先ほど答弁がなかったのです、監査報告の公表の関係です。14条の1から4まではそういうふうに表示しなさいということが、監査の必見の中に明らかになっています。そのことがおざなりにされているわけでしょう。極端に言えば、監査決定書の関係だって、我々が請求したから出てくるのであって、この中には議会でもってちゃんとなっているのですよ。ですから、その点が認識不足なのか、もしくは監査事務局を補佐している職員のある面でアドバイスといいますが、こういう点がこうだというようなことが欠けているのかなという認識をするのですけれども、その点はいかがでしょうか。

委員長(長谷川徳行君) 代表監査委員。

代表監査委員(高口 勤君) 大変申しわけありません。各監査、あるいは検査した結果につきましては、今後ともきちっとした形で議会報告なりしていきたいというように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) 総務課長、答弁。

総務課長(北川雅一君) 9番中村委員の御質問の中にございました教育委員会の給食車の日誌の状況でございますけれども、本来、教育委員が担当してございますので、こちらのほうから申して、後ほどまた御説明をさせていただきたいというふうに思っていますので、しばらく時間をいただきたいと思います。

委員長(長谷川徳行君) よろしいですか。

他にありませんか。

7番金子委員。

7番(金子益三君) 87ページの住民窓口班の部分でちょっとお伺ひしたいのですけれども、毎年お伺ひさせてもらって申しわけないのですけれど

も、住基ネットの状況なのですけれども、18年度10名新しくつくられたということで、17年度が2名ということですから、少し伸びているのかなと思います。何か特別これがふえるような対策というのがとられたかどうか、ちょっとお聞かせください。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 金子委員の住基ネットワークシステムの関係でございます。

住基ネットワークシステムにつきましては、住民に広報等で周知してございますけれども、なかなか利用していただけないということが現状でございます。その関係で、ことしにつきましては、特にこれからe-Taxと言いまして、国税の電子申告ですが、それらも税務署からお願いされまして、今後、町職員、それから住民に周知しまして取り進めようという形になってございますけれども、特に職員にも電子申告をするような形で進めようということで、住基ネットワークの住基カードをこれから少し職員に周知しまして、取得していただくような形で進めてまいりたいというふうにして考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子委員。

7番（金子益三君） まさしく、今、課長がおっしゃったように、e-Taxがこちらの住基カードを使えて報告するというので、若干の普及が期待されるのではないかと思います。実は統計的に言いますと、北海道がこのe-Tax業務、一番悪くて、なおかつ富良野税務署管内が北海道内でも一番悪いということで、ここ富良野圏域の税務署が日本一、e-Taxでの普及率が悪いという現状になっておりますので、法人会などを通じてこれらの普及を町とともに全面的にバックアップしていただきたいということと、もう一つ、御承知のとおりだと思いますが、カードリーダーとパソコンが必要となってくるわけですので、今、町の公の施設にありますパソコンなどで、一般町民でパソコンをお持ちでないような方でも、そちらにカードリーダーなどを接続して気軽にできるようなことなどをされるかどうか、ちょっとお伺いしたいのです。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 金子委員の御質問でございますけれども、その件につきましては、先日、総務課と私どもと税務班と協議を持ちまして、パソコンの活用だとかカードリーダーの関係につきまして協議しまして、有効活用を図っていただくというような形で検討しているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 83ページの防災行政無線の保守点検で、保守等についてという形で載っておりますが、これは家庭についている防災無線かというふうに思いますが、これは何台を想定しているのかということと、1台当たりの点検料がどういうふうになっているのか、その点。

それと、防災関係でお伺いしたいのは、いわゆる耐震性の診断の問題であります。総務省や自治省、あるいは国からこれを早急にしろというふうな指示も出されているかというふうに思いますが、この点、18年度においては、そういった具体的な検討を既に始められているのかどうか。これは非常に重要な点なので、この点をお伺いしておきたいというふうに思います。

現在、小学校等、あるいは病院、あるいは庁舎等でまだされていない部分もあるのではないかなというふうに思いますので、その点がわかればお知らせいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 総務班主幹。

総務班主幹（北向一博君） 米沢委員の質問にお答えいたしますけれども、防災行政無線の点検保守、これは各家庭の個別無線機というものではありません。放送側の送る側のシステムと、あと、屋外の無線放送塔が25基ございます。その屋外にさらされている部分の保守点検ということでございます。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 米沢委員の耐震化の関係について、私のほうからお答えしますが、まだ現在、耐震化に向けた推進計画については持ち合わせてございません。この年度末、もしくは来年度に向けて、推進促進計画を何とか樹立したいということで考えてございます。

御案内のとおり、公共施設、学校施設を含めまして、法に照らすと十分ではない施設がございますので、それらについては今申し上げましたような計画を持って、それぞれ将来に向けて引き続き公共施設を現状のまま使うものであれば、耐震化改修をするよう年次計画につなげてまいりたいというふうに考えているところであります。

あと、個人の関係については、先日も北海道の広報を見ますと、耐震診断をしますということもございましたので、個人の方についてはそういう誘導も含めて全体の計画を樹立したいというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 耐震の関係で、北海道の指導では、図面があればとりあえずやりますよという

ことなのです。ですから、図面を提供して、とりあえずやっていただいて、その結果が出ればまた実質的にという方法があるのかなという感じなのです。最初はお金をかけないようにして、そして最終的になれば、最新の耐震の再検査をして、その結果ということの方法で進めてはどうかという気がするのですが、その点はいかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 中村委員の御質問にお答えしますが、私もそのような気持ちでいますし、今申し上げましたように図面があれば、その図面上で診断指導ができるということでございますので、できるだけそういう方向に町がつけられるように、町民に情報提供をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 以上で、1款議会費、2款総務費についての質疑を終了いたします。

委員長（長谷川徳行君） 説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、3款民生費の94ページから119ページまでの質疑を行います。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 97ページ、国民年金事務費のところ、国民年金の事務の電算機器システム改修の件でございますが、データの保管については大丈夫なのでしょう。届け出の一部のデータの保管につきまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の国民年金の事務費の関係でございますけれども、これにつきましては、年金の免除に係るシステム改修費ということで計上させていただいているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） では、国民年金の記録方法で、どこか変わったところがあるのですか。改修というのはどういうことですか、お尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 資料が今不足していますので、後ほど答弁させていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 他にありませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 95ページ、社会福祉協議会の補助の関係です。

昨日、社会福祉協議会の補助事業実績報告書というのをいただきました。そうすると、決算で、今回の資料では2,072万8,233円、それから決算書の95ページには2,088万5,233円ということで15万7,000円少ないのです。この経過が一生懸命その実績報告書を見て、15万7,000円になる数字がどこかということではわからないので、その点が1点。

それからもう一つは、補助金精算書、きのういただいた報告書の最後のページです。手当の関係が34万8,549円ということで、余った根拠は何なのか。

それから、もう1点は事業補助の関係で、老連運営費10万円のところを7万1,681円支出をして、2万8,319円が残ということで、これを含めて38万2,767円が返納されたということでありまして。私も老連の役員をやっている関係で、運営費がないないと言いつつ、こうやって2万8,319円も余ったというのはちょっと心外なものですから、その経過等を含めて御説明をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 中村委員の質問にお答えいたします。

1番目の15万7,000円の不足でございますけれども、前任者の事務局長から現在の事務局長にかわるといって、試行期間といたしまして1月から3月まで事務引き継ぎ等を含めまして、その引き継ぎの関係で試行期間の賃金といたしまして3カ月分計上して、その分補助をしている数字が15万7,000円で、社会福祉協議会自体の総額の例年の事業と別に補助している実態がございますので、その点で御了解いただきたいと思っております。

それから、2番目以降のことにつきまして、その中身につきまして、ちょっと事務局のほうと確認していない部分がございます、今ここで精算の中身についてこうですということを申し上げる資料というか、記録がございませんので、申しわけないのですけれども後ほど御返答いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 3カ月、1、2、3ということで、見習いで入れるということは私も承知をしております。ただ、これがこの中に入っているかというのは、何か書類上あってしかるべきなのか。ただ、僕は、1、2、3で、1月は年始があったり祝日があったりで、1月分はいいのではないかなという気持ちは持っていたのだけれども、皆さん

方が一つの流れを早くということであればしょうがないなというふうに思っただけなんですけれども、この15万7,000円というのは説明の欄にちょっと入れておいたほうが僕は適切でないかなという気がします。

それからもう一つは、残った金、トータルで38万2,767円、これは後ほど確認をして、また御報告をいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 103ページ、介護保険費です。このところで、上富良野町では介護予防に非常に力、それから在宅福祉、これを主流にやっているところがございますけれども、介護認定者の出現率、これが16年が15.1、17年が14.5、18年が14.6とほぼ横ばい出現率、平均の介護認定者の出現率ですけれども、このところ、何とこのところ、虚弱者の高齢者の方がふえてまいりまして、結構居宅者の方が18.3%ぐらいを占めているわけがございますけれども、介護度1から2のところはちょっと横ばいといいますか、少ないのですけれども、今度3から4、5このところがふえてきているといいますか、ちょっと重度化していると思うのですけれども、この出現率の押さえはどのように考えておられますか。まず、その点1点。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上委員の高齢者の介護に係る部分の御質問の内容でございます。

委員御指摘のように、高齢化が進展する中におきまして、やはり要介護の方々の占める比率というものが高まっていくものというふうに推測されるわけですけれども、そこで町では介護予防という名のもとに、重度化させないという取り組みを展開いたしているところでございます。

将来的数字の推計の中におきましても、65歳以上の高齢者率は年々高まっていく中におきまして、要介護者という率をいかにして上げないかということの努力の中において、過去の率であります15%、16%という数字には至らないものというふうに、14%あるいはそれ以下の数字で推移するような取り組みというものも努力してまいりたいということでもあります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） そういうふうに望んでいるところでございます。日ごろ要介護に力を入れてい

らっしゃるところでございますが、上富良野町独自の在宅サービスなんかあるのですけれども、それを余り利用されていない面もございますので、そういったところも見直しが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 村上委員の御質問でございます。

決算の中で、町単独の在宅サービス等の支出が、ゼロという数字があります。これにつきましては、町の上乗せ措置ではありますけれども、介護保険法によります規定の訪問等を利用者さんが、さらにもっと必要とする場面があった場合に町単独の費用を充てるということでありますが、その分についてのケアプランの中で利用できる範疇でもって利用者さんはおさまっているといいますか、それを超えての利用が18年度におきましてはなかったということと考えているところでございます。この制度をなくしたということではなくて、これからもそういった意味では、そのケースよっての対応というものを十分受けとめてまいりたいと思います。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 介護度がどんどん重症化にならないように、重度化にならないように、いろいろ取り組みをされているところでございますけれども、高齢化に伴いまして生活機能がどんどん落ちてきているということで、要介護、介護度の低い方につきましては日ごろの生活の援助なんか少し削減しましたよね。ところが、また生活機能がどんどん低下してきて、今また訪問介護、これが物すごく伸びてきているところでして、だからその資質を高めるといいますか、その人の生活のいろいろ慣習もあるでしょうけれども、介護度が重度化しないように、何とかそれを支えてホームヘルパーですとか、いろいろ地域でも力を入れていらっしゃるのですけれども、少し住宅の改修なんか、バリアフリーなんか快適な生活を過ごしやすいとか、それから筋力トレーニングとかやりますけれども、80を過ぎて筋力トレーニングはいかなものかといういろいろな面で、そういった健康づくりの今やっというところも、トレーニングの方法なんか、これからまた3年ごとに介護保険料も見直しになりますけれども、出現率が今のところ18人ぐらいにはならないだろうというお話なので、上富良野は大変一生懸命取り組んでおられると思うのですけれども、そういったことで、トレーニングとかいろいろ方法の見直しをひとついかがかと思っておりますけれども、それらについてどのようにお考えなの

か、ちょっとお聞きいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 村上委員の御質問でございます。

委員の御意見のように重度化させない、高齢者が増加していく中において、要介護者の多さというもふえていくものというふうに予想される中におきまして、その段階に入ると申しますか、支援段階におきまして介護予防をするということで、保健福祉総合センターかみんにおきましてデイサービスであるとか、その方々に合った体力をつけるための催しというものも実施した中で、その方の持てる機能を最大限に引き伸ばして、自力による生活を営むことができるように、今後とも我々介護に携わる者一同努力してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 103ページのボランティアのまちづくり事業という形で進められておりますが、状況としては利用回数等も書かれております。実際ボランティアのまちづくりという形の中で携わる人員はどのぐらいいるのかというのと、こういった方々の研修等というのはやられているのかどうかお伺いしたい。

さらに、近年、こういったボランティアの力を生かそうという形のまちづくりが進められております。上富良野町にもNPO法人という団体がありまして、自力で何とかいろいろな事業をしながら地域に貢献しようということが行われています。

そこでお伺いしたいのは、今こういう団体に対する法人住民税の減免制度を取り入れている自治体が多数占めるというような状況になってきております。近隣の町で言えば、美瑛町、中富良野町、あるいは下川、美深町、愛別、上川という形の中で、そういう減免制度を取り入れた条例であったり、運用であったりだとかしながら育てようという機運が高まっておりますが、上富良野町はこういった団体に対する支援策という形でいろいろな支援策があると思いますが、こういう団体に対する法人の減免条例をつくりながら、支援をするというのも一つの方法ではないかなという思います。

この間、補助団体の補助を打ち切ると、減らすと、なくすという形になってきていますので、せめてこういう部分での自立支援を促すという方向での対策も当然やるべきではないかと。それは協働・協力のまちづくりの理念にも合致する話でありますか

ら、この点どういう考えなのかお伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹。

福祉対策班主幹（大石輝男君） ボランティアの関係で、社会福祉協議会のほうに現在担当者が1名おりまして、人数につきましては確認しておりませんけれども、多分、総数で七、八百名程度は登録がされているのかなと思っております。

あと、研修につきましても、このボランティアの関係で委託している中に研修費として使われている部分ありますけれども、まだまだ研修する部分においては不足しているということも考えられると思えます。

また、先ほどの減免制度につきましてもボランティアの関係の普及につきましても、これは全庁的に取り組みをしないとならないことでありまして、ほかの市町村の動きや何かこれから受けとめながら、上富良野町としてボランティアの輪を広げるような努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） ボランティア団体の法人町民税の減免の関係の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

NPO法人を指しておられるのかなというふうに理解しておりますが、実はNPO法案が何年前でしたか、もう四、五年になるかと思えますが、国の議論の中でNPO法人については非課税にすべきだという議論が相当ありましたが、結果、収益事業については課税をせざるを得ないということで、国の法律が決定したというふうに考えております。

したがいまして、上富良野町でありますNPO法人、たんぼぼがそうであります、減免の条例を持っているところ、うちは御指摘のように条例は持っておりません。ただ、条例を持っているところにつきましても、先ほど言いましたようにNPO法案自体が所得税、収益事業で収益を上げた場合には所得税が課税されてございます。したがいまして、所得税が課税されるイコール法人町民税も課税されるといったルールになってございます。

御指摘のたんぼぼの会につきましても、残念ながらいいですか、活動がどんどん広がってきた中で一部収益事業もやっております、これら所得税も実は課税をされていると。したがいまして、私どもはルールに基づいて法人町民税の課税をせざるを得ないという状況でありました。

繰り返しになりますが、ほかの自治体で減免条例を持っていても、そこが収益事業があって所得税がかかった場合には法人町民税をかけないということ

は、極めていかな状況だと考えています。それ以外の、例えば減免をすることができるのか、一定程度課税して減免をすることができるのかどうかというのは、御指摘のように今後他の自治体の状況も見ながら研究をしていきたいというふうに考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ぜひ研究していただきたいということで、研究するということですから、そのことをぜひお願いしたいと確認しておきたいと思えますので、この点もう一度確認をお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 私のほうからお答えしますが、今、担当主幹のほうから申し上げましたように、制度の趣旨を十分踏まえまして取り組まなければならないと思いますが、いずれにしましても、地域の中でNPO法人が課税のことが大きな障害になっているのだとすれば、町もそういう組織ができるように側面的にも何らかの支援策を講じなければならないというふうに思いますので、十分前向きに検討するようにしていきたいというふうに思っているところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 111ページの西児童館事業運営、関連して東児童館の関係でお尋ねをいたしたいと思えます。

主要事業の調書を見ると、来館の述べ児童数が、西が9,540人、東が7,633人、年間の行事数が西が19回、東が22回と。ただ、こういう実績の中で、更生員が西も東も3人ずつと。しかし、今度は更生代替の賃金が、西は11万1,890円、東が7万9,950円と約7倍以上の代替賃金が出ております。ただ、これは西はとりあえずこうなっているけれども、東から西とそういう状況で移動しているかどうかはわかりませんが、ただ、実績報告の中ではこういう形になっております。また、事業の講師謝礼が、西は3,000円、東が4万1,000円ということですよ。

私がここで言いたいのは、上富良野の児童が西児童館、東児童館を利用するのであれば、できるだけ同じレベルの中で児童館の運営をやってほしいと。これを見ると、東と西では格差があるのです。その点でどう判断するかということをお尋ねをいたしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹。

子育て支援班主幹（吉岡雅彦君） まず、1点目の

賃金の件でございますが、東児童館は放課後対策事業を18年度やってございまして、そこで32名の登録があって、その中に1人、障害を持ってお子さんがおりました。その関係で、1人つきっきりの状態になるものですから、その分の賃金が56万6,820円かかってございます。それを抜けば、一般的な代替の賃金は、東児童館では22万7,130円ということで大分下がることにはなりません。ただ、放課後対策をやっている関係で、やはり通常の児童数も東のほうがかなり多くございます。

また、一つ一つの事業をやった場合も、例えば西でしたら30名ぐらいで募集してもおさまると。東ですと50名を超えるというようなことで、自衛隊官舎とかが近く非常に児童数が多いことから、どうしても事業はやっぱり多めということになってございます。特段差をつけているということではございません。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） そういう特殊な関係で56万円余ということで支出をしているということだと、残り23万円と11万円であれば、来館延べ人員から言えば、ある面で妥当かなという気がするのです。

ただ、事業講師謝礼が、これは事業を起こして謝礼を出すということになってくると思うのですけれども、ただその点で東と西の運営の事業の検討だとか打ち合わせだとか、そういう調整だとかというのは、そこにいる言うなれば更生員の考え方でやられているのか、それとも子育て支援のほうで、そういうことで予定計画書を出させて、それに基づいて検討して進めているのか、その点確認をしたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 子育て支援班主幹。

子育て支援班主幹（吉岡雅彦君） その点は、まず、例年予算編成をする前に各児童館と打ち合わせを行います。その中で、新年度はどう考えるかということでやってございます。ちなみに西のほうは、これはカルタのほうの講師謝礼でございます。東は、さらに茶道だとか絵手紙という別なことをやってございます。西のほうは、どちらかという自分たちが教えられる範囲内で工作なんかの教室を開いたりということやってございます。あくまでもこれは各児童館の考えによります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 各児童館の考えということ、ある面で自主的にやるということは必要だけれども、子育て支援班としてやっぱり上富良野の子供

たちが、児童が、できれば同じレベルまではいかなくても、似たような形で活動を展開するアドバイスを子育て支援班として調整をしながら、ある面では指導するなり、ある面で予算措置をするというような体制をつくっていかないと、僕は前回も東と西の児童館の関係であれしましたけれども、今回の決算を見るとやはりその差が歴然と出てきているものですから、その点やっぱり今後これらについての対策について考慮していただきたいと思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいまの中村委員の児童館に係りましての御質問でありますけれども、委員御指摘のように、今、決算上においてこういった差が見られるわけですが、確かに同じ上富良野の子供で格差が生じてはということもある面では懸念されるところであります。ただ、東児童館、西児童館それぞれ地域性もありますし、その特色といいますか、その児童館ならではの行事というものも必要なことというふうに考えますが、その点ではやはり年間を通じての行事のあり方というものも、保健福祉課としても一緒に考えていくようにしたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 住民窓口班主幹、答弁をお願いします。

住民窓口班主幹（高橋司津子君） 先ほど、村上委員から質問ありました国民年金事務電算機システム改修の内容ですが、先ほど住民生活課長も言いましたが、免除申請が学生免除とか全額免除、半額免除とかいろいろ多段階にわたって行えるようになったため、審査機能もあわせて判定するシステムを改修しました。それとあわせて、税との絡みもありまして、所得に応じて全額免除になるか、半額免除になるかと決定するものですから、税とのシステムとの関連で改修しました。

それで、この費用につきましては、全額交付税からいただいております。

以上でよろしいでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 福祉対策班主幹、答弁。

福祉対策班主幹（大石輝男君） 先ほどの中村委員の御質問ですけれども、老連の運営費につきましては、10万円の補助に対しまして通信費が2万8,548円、消耗品ほか4万3,133円ということで、老連の事務費として使用するお金が余ったということで、老連を運営するための経費に充てる

べきではないということで返してもらっているという現状でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 次に、4款衛生費の120ページから135ページまでの質疑を行います。

11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 131ページのクリーンセンターの絡みでお聞きしたいと思います。

クリーンセンター、平成11年からだと思っておりますけれども、当時建設されたときに、ここに載っている一般廃棄物処理施設設置地区連絡協議会、ここへ毎年だと思うのですけれども、ここにありますが100万円を地区にあげしているのですけれども、これは年数を決めてあげしているのか、それとも決めないですとあげしているのか。それと、今現在、地区に該当する戸数は何戸ぐらいあるのか、それを教えてほしいと思います。

それと、ちょっと確認なのですが、草分地区にある医療廃棄物の処理場というのですか、あそこは町はかかわっていないというのか、そういったものは払っていないと思うのですけれども、そこら辺の確認をいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 渡部委員の御質問でございます。

地区連絡協議会に対する負担でありますけれども、地域におきましては地区住民会に加入し、かつ地域において農地を取得し、処理施設を安全に移働できるように協議することを目的に町が応分の負担をしているところでございます。その地域の住民につきましては、戸数は10戸でございます。

以上でございます。次に、草分地区の医療廃棄物の関係でございますけれども、町と地区連絡協議会とのかわりは今のところございません。（発言する者あり）期限につきましては定めていないということで、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 今、お答えいただきましたけれども、19年度もそれは予算を取ってあるのですけれども、来年20年で大体10年一区切りというのですか、それで、あそこも今はダイオキシンもほとんど出ない状態というのかな、住民の方にそんなに公害的なものはないのではないかなという気がするのですよね。

それで、急にやめるといってもあれですから、来年を一つのめどにして少し減額だとかしていくというのか、そういう対応を考えてはどうかと、そういうあれはないのかどうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 11番渡部委員の御質問にお答えしますが、これまでも町長がいろいろこの関係については申し上げていたと思いますが、私も行政のほうからそういう角度の話を持っていく予定は、今のところございません。地域のほうからそういう話があれば承らなければならないと思いますが、今のところそういう考え方でいますし、特にこの種のものについては非常に慎重にならざるを得ないと思いますので、その点ひとつまたこの機会に深く御理解をいただきたいというふうに思っているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 渡部委員、よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私も町長さんと再三このことで、いずれにしてもダイオキシンの問題からこのことが発生しているのですね。前は40万円で、それが一気に100万円ということになったのは事実なのです。それで、一つは、平成5年9月2日に白井弥太郎さんと菅野學町長が交わした覚書があるのですけれども、これはこのままなのか、もしくはダイオキシンの問題が出て、尾岸町長と向こうの住会長、どなたかわかりませんが、そういうことの覚書が交わされて100万円ということも含めてなっているのか、その点ちょっと確認したいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村委員の御質問でありますけれども、覚書については担当のほうでお答えさせていただきます。

基本的に、今、前任者と地域の皆さん方との協定を結びまして、あそこに設置するということの了解を得たと。その当時の了解の対応では、上富良野町の一般廃棄物の処理をすると、焼却と埋め立てをするということで地域の皆さん方との了解を得て、あそこへ建設をさせていただいたところであります。

ただ、その後、さきにもありましたように、ダイオキシンの関係で非常に地域住民に迷惑をかけたというような状況下にありまして、地域住民からするならば、なぜ我々の地域がこのような犠牲にならないのかというようなことが非常に大きくクローズアップされまして、基本的にはいろいろ調整させていただきながら、クリーンセンターの管理運営を厳格に対応して、ダイオキシンの発生を抑える等々の対応をさせていただいて、地域住民の御理解をいただいて、今、設置稼働させていただいているところであります。その後、いろいろな圏

域の流れの中で、富良野圏域から粗大ごみを、あるいは衛生ごみを受け入れるというようなことで、そういったものを対応しているということで、途中状況が変わってきたということで、その都度、地域住民の皆さん方の御理解をいただいた上で対処するという約束事がございます。そういった部分につきましても地域住民の了解を得ながら対応させていただいているということでもありますし、加えまして、基本的には地下水の問題だとか、いろいろな問題を将来的にその地域に残すわけでありまして、東中の埋立地区のように、もう閉鎖して終わっていても今なお水質管理、周辺管理等々を永劫末代に対応やらなければ住民の皆さん方の安全を確保でき得ないというふうに思っておりますので、そういった施設を設置させていただいているということから、そういう約束事をこちらのほうから変更するということは、今までもお答えさせていただいているように、いろいろな過程の中で難しいと。

それからもう1点は、今、既に新聞紙上で委員の皆さん方も承知されていると思いますが、南富良野町が一般廃棄物の焼却をしてくれということで声がかかってきております。基本的には7.5トン、7.5トンの15トンの焼却施設を持っておりますが、今、7.5トン、1炉を何とか稼働しているというようなことで、住民の皆さん方の減量対策の中で非常に減ってきているというようなこともありますし、言うならば南富良野町の焼却部分を引き受けても能力的には何ら問題ないと。しかしながら、このこともやはり地域住民の皆さん方と協議をして、御理解を賜らなければ対応でき得ないというようないろいろな部分がございますので、そういったことで、地域住民の皆さん方がそういう部分についての理解を示していただいているということに私どもとしては感謝申し上げておりますので、ひとつ皆さんの御理解をいただきたいというふうに思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 先ほどの覚書につきましては、下に書類が置いてありますので、後ほどということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 新たな覚書があるということで理解をしていいですね。平成5年9月2日に出された覚書がそのまま続行しているのか、もしくは新たな、言うならばこれは操業前の話で、用地のあれからの関係から絡んで平成5年にあれしていますから、その点ちょっと確認いたします。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えします。

平成5年のときに一番最初に協定が結ばれまして、会の運営に対する補助と周辺の整備を行うという内容の協議書、協定書が交わされたと思います。その後、ダイオキシンの関係で100万円に補助金が増額になっているのですけれども、その100万円に対する新たな協定というものは、記憶をたどりますと新たに協定は結んでいないと思います。協定書という形のものではなく、記憶ですけれども、議事録を双方確認して100万円という形のものを出しております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 議事録の確認ということになると、双方印鑑を押しているということで理解をしてよろしいのでしょうか。はい、わかりました。

それで、それはいつの月日でなっているのでしょうか、議事録の確認は。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹、答弁。

生活環境班主幹（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えします。

現在そこまで記憶しておりませんので、後ほど日にちを確認させていただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 私のところは、平成5年9月2日の覚書の写しがあるのですけれども、その中で町はやることはやるということできしっと書いてあるのです。例えば、先ほど話があった地区住民の飲料水、白井さん、片倉さん、白井さん、白井さんの水質検査を年1回以上実施し、その結果を本人に報告するものとするということで、クリーンセンターの平成17年度までの実績を見ると、それがきしっとされているのです。

ですから、僕は、今、同僚委員が言ったように、100万円というのは大分金額が財政的に苦しい中であれだからということで、それで例えば、今、飲料水をやっている、それから土壌検査も2地区でやっているです。それからもう一つ、ダイオキシンは、法律では年1回でいいのを上富良野町は年2回やって、それぞれ前の数値は夢のような数値で0.000何ぼということで、こんなすばらしい数値は余り、今回、四国のほうを行ってみて非常に感じてきました。

それからもう一つは、河川も上流、下流で検査をしていると。そういうことで、非常に安全性が確立されたかなという気がするし、そのための対策も取っているというようなことで、地域道路の環境整

備のため自動草刈り機を無償貸与するだとか、道路の関係の改良舗装だとかというようなことを含めて、ここにきしっと書いてありますので、言うなれば環境が十分整っているからもう100万円じゃなくて、渡部委員の言うように80万円から70万円か、ある程度減額をしていくというような方法をとっていく状態でないかという気がいたします。

それで、できればこのことは町長の口から、副町長の口からも言えないわ、向こうから言ってきたら応じるかなということだけれども、できればそういう条件整備で我々もこれだけやってきたのだよというようなことを含めて、住民との対話の中でそれらについてお話をさせていただけないかなと。これが平成12年からですね、100万円は、ダイオキシンの問題が出た後です。それは後で議事録の調定月日を見ればわかるだろうと思いますが、できればそういうことで、財政の苦しい中であるから何とか対話をして理解をいただくような努力を、町長もうそろそろ行かなければならないけれども、町長のお話を伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番中村委員から、何度もこの件につきましては御質問をいただいております。

ただ、今まで前任者が、あそこにあの施設を設置するために協定書を結ぶに当たっては、非常な苦勞をして理解をいただいてあそこに設置を決めたのだというふうに思っておりますが、その後、私が就任いたしましていろいろ問題を起こしました。そのことによりまして、地域の皆さん方に多大な迷惑をおかけし、そしてどうしても恐ろしいのは農産物の風評被害、これに対する地域としての責任をどうするのだという、町としての責任をどうするのだといういろいろな御指摘、そして、何で町民の最も嫌がるものをおれのところへ持ってきているのだと、これに対する迷惑料的な、心配料的ないろいろな部分については、やはり行政として東中地域の埋立地に対して対応してきたように、あの地域の人たち、住民の人たちにも町民全体の焼却施設等々の設置をしていただいている、そういった迷惑料的なものは今後も継続していかなければならないし、そういった約束事をまたほごにして、富良野圏域全体のものまで持って行って対応しようかということで今理解を得ている。そういうように、前向きに地域の皆さん方は理解していただいておりますので、今現在、私としては、基本的に地域の住民の皆さん方に、これは財政的に厳しいから、あんたたちちょっと我慢してくれやというような話し合いを今する段階でない。現時点では、また地域の皆さん方に変に

誤解を生み、変な対応で理解をしてもらえなくなるようなことのないような対応を継続して行って、クリーンセンターの経営を存続させていかなければならないということを第一に考えておりますので、今まことに財政的には厳しい中でありませけれども、また、南富良野町の部分も地域の皆さん方と御相談を申し上げて御理解を賜らなければならぬ段階に、この額を減少させてくれというようなことには、私としては今考え方を持っていないということで、町民の皆さん方の理解をいただきたいなど、委員の皆さん方の理解をいただきたいというふうに思っております。

委員長（長谷川徳行君） 他にございせんか。
2番村上委員。

2番（村上和子君） 131ページ、葬祭場管理の件ですが、私、前にも申し上げましたが、火葬があるときだけの管理を考えてはどうかと。これ常時、ないときも東洋実業さんに400万円近い、398万7,900円ですか、これでやっていただいているのですけれども、こういうようなことを御提案申し上げているのですけれども、全く昨年と同じ予算づけで、同じ予算が使われているのですけれども、これにつきましてはどのようなお考えなのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問でございますが、墓地、葬祭場の管理につきましては、これらの管理につきまして平成17年から業務を見直ししまして、休みをふやして委託料を減額したところでございます。

特に火葬のある日は、当日、あるいは前日からの処理になりますことから、通年で管理してございます。また、葬祭場の使用につきましても80件から100件程度ということで、それらの管理につきましては、また施設の延命も図れるということで、年間通して管理しているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 他町村で火葬場を抱えているところをいろいろ調べてみましたところ、常時ではなくて火葬があるときだけというような管理の方向をとっております、大体、今、公共施設の維持管理費も大変なときですし、財政も今は大変でして、予算も毎年削って、先ほど町長がお話されておりましたが、100億円からの予算が60何億円ということで、そんな中で囑託の方なんかで雇用をしますと、草刈りとかそういったことで120万円ぐらいい、これぐらいの金額でやっているところもあつたりしますので、これは少し減額されたとおつ

しゃっていますけれども、まだ398万円、全く昨年と変わりございませんので、400万円近いお金をかけているわけですので、やっぱり今ちょっと改革、あり方についても見直しを考えなければいけないのではないかと思うのですけれども、もう一度、課長、今後につきましてどんなお考えなのか、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の再度の質問でございますけれども、これらを管理することによって延命措置も図られているということをお理解いただきたいと存じます。

また、ことしに入りましても、広域で使用するに当たり、中富、上富とのかなりの協議もやりまして、中富につきましても今かなり老朽化がされまして、ぜひ上富にお願ひしたいというような話も来ていますので、それらの管理等につきましてもまた検討しなければならぬということで考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 他にございせんか。

7番金子委員。

7番（金子益三君） 125ページの保健福祉健康推進班の部分でお伺いしますが、いわゆる健康予防ということで、さまざまな予防に日々努力されていることと思いますが、若干数字で見ますと、17年度に比べまして、がん検等々で数字が減っている部分があるのですけれども、この部分は要因というのは何かあるのかお教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主幹。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 金子委員の御質問にお答えいたします。

がん検診につきましては、検診の対象者の見直しというのが行われまして、2年に1回の検診とか、検診の対象のあり方が変わってきたということで、広報の仕方ですとか、周知の仕方ですとか、その辺に変化があったのが一番減少の要因になっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子委員。

7番（金子益三君） その部分に関しては理解しました。

では、お聞きしたいのですけれども、実際さまざまな予防の検診を受けられまして、具体的に早期発見につながり、効果的にあらわれたという数字というのはつかんでいらっしゃるかお伺いします。

委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主幹。

健康推進班主幹（岡崎智子君） がん検診に関しましては、毎年5名から7名程度の方のがんを発見

しております。多い年は9名とかという年もありませんけれども、累積しますと毎年かなりの人数が発見されております。

やはり最近ふえてきていますのが、肺がん検診ですとか、前立腺がん検診ですとか、さまざまながんも発見されている率が高くなってきています。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子委員。

7番（金子益三君） 非常にすばらしいことだと思います。

127ページの母子保健の中の妊婦健康診査の部分でちょっとお伺いしたいのですけれども、現在これは何週の方の妊婦さんを対象に行っているのか教えてほしいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主幹。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 妊婦検診につきましては週数の指定はしておりませんで、妊娠された方、1回の妊娠に1枚の妊婦健康診査の受診券を発行しております。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子委員。

7番（金子益三君） 上富良野町は、御承知のとおり1.85という非常に出生率の高い町でもありますし、この町の中で出産することはできないのですけれども、近郊の富良野もしくは旭川という非常に医療機関の整った場所にありますが、やはり妊婦さんの体というのは38週を迎えるまで急激に変化したりする場合もございますし、昨今で申しますと、非常にたらい回しになるということ、この辺ではありませんけれども、やはりかかりつけがあったとしても、いざ非常分娩が発生して、受け入れられるときに対してすんなりできるような指導とかもあわせてやっていかなければならないと思うので、少子化で日本全国が困っておりますし、上富良野としても高い出生率守っていかなければならないと思いますので、この辺少し手厚くやっていく必要があると考えますが、その辺いかなのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主幹。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 町の中では、今、妊婦検診で妊婦の方がどういうふうな検診を受けられているのかとか、何週のときに妊娠届け出をすることで、そのときに初期・中期・後期と、必要な時期に必要な検診と相談が受けられているかというふうな実態を少し見ているところです。実態がまとまった上で、次に向けた必要な対策というのを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） がん検診ですけれども、がん検診で3名の女性が大変早期に発見されまして、手術も成功しまして、今元気しております。それで、私も今ピンクリボンの乳がん撲滅運動に参加しておりますが、この啓蒙を大いにもっともっとPR、今、大変乳がんが多うございまして、早期発見で90何%が助かりますので、何といっても早期発見でございますので、今回予算をちょっと余しておりますが、そういったことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 答弁は要らないですか。

他にございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 2点お伺ひいたします。

この事業調査では、ヘルスアップ事業に向けて若干層に対する受診対策を今後強化すると。それが年をとっても健康維持につながるということで行っています。今回見ますと、20代から39歳の受診者数が226名と、前年度が77人という形で3.5倍かそのぐらいになっておりますが、これはアプローチの仕方等を変えたのかどうなのか。相当力を入れていらっしゃると思いますが、この点、具体的に何か改善点がありましたらお伺ひしておきたいと思ひます。

委員長（長谷川徳行君） 健康推進班主幹。

健康推進班主幹（岡崎智子君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

17年度の国保ヘルスアップ事業の結果、若い方、40歳で健診を受けたときに既にもう血管が傷んで、脳の血管などに変化を起こしている方もいらっしゃるりましたので、18年度は何かその方たちがもっと早い時期に予防ができる形を考えたいということで、18年度につきましては個別に御案内を送付したりとか、自分の血管を自分で確認できる場を持つとうというような声かけなどを集中的に行いました。

あと、若いお母さんたちのサークル活動の場などにも出かけてまして、自分の血管の状態を見るための血液データを見る必要性というような集会も行ったという中で、4倍の受診数にふえております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 以上で、4款衛生費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、5款労働費の136ページから137ページまでの質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 以上で、5款労働費についての質疑を終了いたします。

次に、6款農業費の138ページから155ページまでの質疑を行います。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） この事業調書を見ますと、成果報告書です、33ページに遊休農地の対策状況ということがうたわれております。面積的には現在76.6ヘクタールの規模で実際あるという形になっておりますが、この対策等についてお伺いいたします。実際どういう遊休地なのか、どういう条件のもとで遊休地になっているのか、それも含めてお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、遊休農地の現状でございますけれども、委員が今御指摘ありました76.6ヘクタールがうちの町の遊休農地になっております。その中身といたしましては、離農されたときに賃貸、また、売買等がなされないところが遊休農地になっていくのが現状でございます、その中でもこの76.6につきましては、かなり条件の悪いと言ったらちょっとおかしいのでありますけれども、第1種農業地域でないようなところに点在しているのが現状でございます、今後の対応につきましては、その分で農業委員会としては転用ですとか、あと、これはほかのところに転用する場合でも許認可がございまして、農振地域の、これは北海道の許認可行為でございますけれども、これをまず農業振興地域から除外をしなければ山林等に転用できないというようなこともありますので、それも今うちの農業委員のほうで現地調査をかけまして、どういうところにそういう農地が集約されているのか、そして今後どのような形で利用していくのが一番ベストなのか、うちの町を含めまして近隣の中富の農業委員会と情報を密にしながら進めていこうと、今考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 以上で、6款農業費についての質疑を終了いたします。

次に、7款商工費の156ページから165ペー

ジまでの質疑を行います。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 159ページの商工事業補助という形で、商店の活性化等に伴って、この成果報告書も出されておりますが、お伺いしたいのは、基本的に地域の商店の活性化、あるいは改築することによって、それに伴う建築に係るものの効果が上がる、購入できるという形の中でやられました。

また、同時に、商売上もこれを引き金して工夫を行って、商店そのものの活性化ですから売り上げにもつながるような、そういう方策のもとで行われたというふうに思いますが、これが最終年度ということですので、その成果としてはどういうものが得られたのか、販売面、あるいは地元の資材、あるいは物品購入等でどのような効果が得られたのか、この点お伺いしておきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（伊藤芳昭君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、18年度の実績といたしましては4件でございます、この目的、今、委員が述べられましたように、効果といたしましては、町内の建設請負業者の方に限ってこの事業が認められると。そして、そのほかに、今言われた来客者の増加等がいろいろありますけれども、その検証につきましては、地元業者の貢献については当然あったものと承知しておりますけれども、今後、販売の増加ですとか、それについては私どもまだ検証しておりませんので、できるだけ早い時期にそれも含めて検証して報告したいと思えます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 以上で、7款商工費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、8款土木費の166ページから191ページまでの質疑を行います。

7番金子委員。

7番（金子益三君） 169ページの町道舗装維持補修等々についてちょっとお伺いいたしますが、いろいろと傷んでいる舗装の補修、また、未舗装の部分の検討等々があると思うのですけれども、今現在の計画というものがもしありましたら教えていただきたいのですけれども。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 町の中の簡易舗装整備関係の御質問かと思えますけれども、この簡易舗装につきましては、春先に町民に対して砂袋でくぼ地を埋めるような対応という形で御迷惑をかけているところがございますけれども、そういったことで、18年度におきましては1路線という形で決算という形をとってございます。また、19年度におきましては、6月に補正をいただいて、当初2路線を追加させていただいて、今年度につきましては4路線を施行している状況にあります。

また、今後につきましても、本当に路線の数が多いものから一気にはできませんけれども、今年度当初並みの最低でも2路線は計画的に進めていきたいというふうに考えているところがございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子委員。

7番（金子益三君） 計画的に進められていることは承知しているのですが、これはプライオリティというか、優先順位からいって、現在、簡易舗装が行われていて、それで傷みが激しいところを先にやるのか、もしくは交通量等々、また通学路、防災上の拠点の道路というのを優先的にやるのか。また、例えば住宅がある程度張りついている中において未舗装の部分を優先的にやるのかという、その部分が多分まだ見えてきていないと思うのですが、そういうのはどのように考えられているのですか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

所管の考えといたしましては、一番の優先順位といたしましては民家の張りついている部分、生活道路を第一位に上げていきたいというふうに考えているところがございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 189ページから191ページですか、町営住宅の管理費の件でございます。ここが予算よりも132万5,490円ふえておりまして、特に修繕料のところ、ここが217万2,503円ですか、予算より200万円ぐらいふえているのですが、公営住宅は現在438戸、そのうち緑町公住32戸を除いたら406戸かと思えます。それで半数以上が耐用年数を、老朽化していますので、入っている方があっちを直してほしいとか、ここを直してほしいとかいろいろあるかと、そういう声も多いかと思うのですが、ふえましたところ、これはことしどういったところを修理されたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 18年度は担当していたものですから、お答えさせていただきます。

修繕費の前年対比、130万円ほどふえておりますのは、当初予定になかった部分が、1戸空き家の部分があったのです。それで、大規模修繕を要する箇所130万円ほどかけて修繕をかけております。その部分を、6月だったか9月だったかと思えますけれども、補正をいただいてそれを修繕した経緯がございます、当初予算よりもふえている部分でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 町営住宅につきましては、老朽化されて古いところがたくさんございますので、早急に長期計画が必要でないかと思えますけれども、その点いかがでございますか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問でありますけれども、町営住宅の修繕計画ということで、現状での修理につきましては緊急的な部分の補修及び入退去時の部分的な補修で対応しているところでありまして、今後におきましては、職員による技術的な診断に基づきまして修繕計画を作成しまして、財政計画を考えまして年次的に実施していくように考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 関連で。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 緊急的という形で、なかなか緊急に対応してくれないという実態があります。予算がないということで、生活している人にしたら待たないで、この間も聞いていましたら、いろいろな行事があって床が落ちて直してくれたということなのですが、そういう形で腐ってきているのですね、はりが。はりのはり方が本当に細いものですから、そうして腐ると。構造的なものもありますので、そういった意味では早急に対応して、すぐ緊急時対応できるような対策をとらないと、だめになってきている地域がやっぱりあるのですよね。ここに住んでいる人に聞いたら苦情が、言ってもやらないから自分で直したとかあります、実際。それを担当者に言ったら、構造上の問題だからこれだめですと、予算がありませんと言われて、本当に悲しい思いをしている人がたくさんいますので、屋根のふきかえから始めて、この点、決算にもあらわれていない数字の部分もありますので、予算の増額だとかなる必要があると思います。この点を伺いたい。

委員長（長谷川徳行君） 生活環境班主幹。

生活環境班主幹（服部久和君） 米沢委員の御質問にお答えいたします。

現状、公営住宅の状況、老朽化して非常に劣悪な状態であるということは、ただいま米沢委員のほうから言われたとおりだと思います。しかしながら、今早急に対応しないというお話を若干されておりましたけれども、これについては19年度予算執行の中でそれなりの、決して満度の予算額ではありませんけれども増額を図りまして、修理の要望があった時点でそれらの補修をしているところです。

ただ、今後について、場所によっては老朽化だとか湿気により床が落ちるといふような状況は確かにありますので、現在、富町の新築等の計画をしております、その後に続く建設計画等を十分検討していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 今の点ですが、やはり確かに対応してくれる部分もある、全部が全部だと言っていないので、すべて対応してくれないと言っているではありませんので、やっぱり扇町、泉町、特に老朽化しているのは本当にひどいです。カビが生えているだとか、そういう状況になっていますので、1回取りまとめ用紙でそれぞれ状況出してもらって、いつのときからなくなってしまったのですが、次から次から来るものだから、その用紙を取りまとめてまだできなかつたら大変だということで、その取りまとめ用紙がなくなってしまったのですよね。そういうものも含めて実態というのをちゃんとつかむ必要があると思いますが、もう一度取りまとめ用紙をきちっとあの地域の方に配付して、本当にどうなのかという実態調査をすべきではないでしょうか。この点をお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 米沢委員の御質問でありますけれども、先ほどもお答えしましたように、ことしにつきましては、今、職員により緊急的な技術的な部分も考えまして、修繕計画を作成してまいるということで考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山委員。

1番（向山富夫君） 直すとか壊れたという話が出たついてでございますので、ちょっとお尋ねいたしますけれども、175ページ、橋梁の新設・改良のところでお尋ねしたいのですが、現在、町で道河川、町河川を含めて橋梁の耐久度というか、現在の劣化度というのですか、そういうようなのを調査しておられるのでしたらお尋ねしたいのですが。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

過去には島津橋を耐震診断した経緯がありまして、それで診断の結果、補強しなければならないというような形で、ことしも改修といいますが、補強工事を行っているのが現状です。

また、ほかの橋についても今現在、古い橋ですと河川改修や何かで新しくかけかえ工事が進んでございます。また、まだ古い橋も残っているのが現状でございますけれども、今は道のほうでも橋梁の耐震診断、耐久度調査というものを進めるように、そういった話もありますので、目視ぐらいの診断かと思っておりますけれども、そういった形で現況の橋の耐久度といいますが、そういった部分について対応していきたいというふうに考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山委員。

1番（向山富夫君） 最近、外国でも日本でも橋が落ちるといふのがはやってきたそうでございますので、うちの町もそんな例になっては困るので、御案内のように、橋ですからもう50年も60年も使うことになると思うのですけれども、当初、橋を設置した当時の車両の形が、近年は特に大型化ということになってきておまして、選挙の遊説なんかで方々の橋を通らせていただくのですけれども、きょう、あすはないでしょうけれども、今の貨物車の大型化に耐え得るような、そういうようなことを念頭に置いて調査されておられるのか。また、そういうようなことで心配する必要がある、うちの町においてそういうような橋梁があるのかどうか、現在おわかりでしたらお聞かせいただきたいのですが。

委員長（長谷川徳行君） 建設班主幹。

建設班主幹（松本隆二君） 向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、上富良野町において橋梁というのは119橋基ございまして、そのうち木橋は1橋だけ富良野川の上流にかかっているわけでございます。木橋については別個といたしまして、永久橋につきましてはほとんどが、大型車両が大きくなっても平米当たりに対する過重というものは、重さが大きくなって橋に対する、面に対する、大きくなりますから、平米当たりに対して過重はそんなに変わらないのですよね。それで、昔設計したから、今の大型車両が通って壊れるというような可能性は低いと思われる。古いからといってもたないということは、一概にして言えないかなという考えであります。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山委員。

1番（向山富夫君） 当時、何十年も前のことですから、設計のときに当然かかる重量というものを

計算をして設計して施工していると思うのですけれども、それが今の大型車両になっても耐え得るような、そういう余裕を持ったような設計が当時されていたというふうな、そのために大丈夫ですよという理解をしてよろしいのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 建設班主幹。

建設班主幹（松本隆二君） はい、そのとおり、安全率と申しますか、ぎりぎり設計するわけでございまして、2倍、3倍になる安全率をかけてございますので、その点は十分耐え得ると思われま

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 1番向山委員。

1番（向山富夫君） それでは、最後にもう1回確認させていただきま

委員長（長谷川徳行君） 建設班主幹。

建設班主幹（松本隆二君） はい、そのとおりです。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

暫時休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時40分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、質疑を再開いたします。

先ほど、中村委員からありました代表監査委員より、コピーの件の答弁の申し出がありましたので、先にそれを許します。

代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口 勤君） 先ほどですけれども、補助団体等の監査の中で、上富良野高等学校への振興会の補助の件で、その中で支出の領収書がコピーのものが一部あるため、今後、改善を図りたいという監査結果を報告しましたけれども、この内容につきまして、先ほど確認しました。

これは、高等学校に入学する生徒の就学援助費ということで、制服ですとかジャージですとか、そういうものの購入に充てる費用として援助しているものです。その購入した代金の領収書が、コピーが何件あったということでございます。そういうことで御了解いただきたいというように思います。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 父兄のコピーということですよ

委員長（長谷川徳行君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口 勤君） 購入した結果を学校のほうに提出することになっているのですよね。その提出する領収書がコピーであるものがあつたと。それはもちろん父兄のほうから提出された領収書でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それであれば、コピーはそのままののですか。一部ということは何枚があつたということで、1枚ということではないということと、あれは2万円でしたか、補助。そういうことで、何枚なのかわかれば教えてください。

委員長（長谷川徳行君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口 勤君） そうですか、何枚だったかということはちょっと確認してありませんけれども、複数枚であることは確かであります。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それはあれですね、現在の領収書に、本物の領収書に差しかえるということは不可能ということなのですか。

委員長（長谷川徳行君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口 勤君） 恐らくそのようであるというように判断はしておりますけれども。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 現実の問題、それが出てきたら、学校側として受け取る場合に購入費の領収書は本物でないだめだよと、自宅にコピーでも置いてくださいというような指導をしていかなければ、なおこのことがまた再燃するおそれがあるので、そういう点で本来的には領収書は本物の領収書に取りかえてもらって、それを書類として添付しておくのが僕は筋だなと思いますけれども、ただ、時間が経過しておりますから、その点が不可能なのかなという気がするけれども、もしそれであればそれで学校の先生が教頭が事務長でもいいですけれども、確認の印を押してそのまま置いておくという方法があるのではないかと思いますけれども、その点、代表監査委員いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口 勤君） そのことについても学校のほうにきちっと確認をしまして、そして今後そのような措置をとるように指導していきたいというように思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

それでは、先ほどに引き続きまして8款の質疑を行います。

7番金子委員。

7番（金子益三君） 187ページの見晴台公園整備について若干お聞きしたいと思いますが、17

年度から始まりまして約1億円弱の工事になっておりますが、観光の導入を目的とした公園ということで承知しておりますが、これは今後にもなると思うのですけれども、この部分の効果についてどのようにお考えなのかをお聞かせください。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 金子委員の御質問にお答えさせていただきます。

公園整備につきましては18年度で完了いたしまして、19年度から維持管理という形で供用開始してございますけれども、その中で町中に誘導とか地域振興という形の部分では、情報案内所を設けて、そういった中で情報を提供して町中に誘導という形が当初からの設置目的でございました。

そんな中で、情報案内業務につきましては、7月から10月の頭までこういった形で開始をさせていただきました。そんな中で、初年度ということもありまして、指定管理者の観光協会あたりは手探りで運営したというようなことも聞いてございますし、そんな中で案内業務の場所に訪れた方につきましては、月にしますと多い月で700人近くというような数字が残ってございます。その期間中には1,500人余りの方が訪れて、飲食ですとかパンフレットのリーフレットあたりを持ち帰ったというふうなことは聞いてございます。

ですから、そこで完結して町中に何人程度誘導されたのかということ、その辺はまだ未知数な部分がありますけれども、ことしの経験を踏まえまして来年度以降につなげたいというふうにご考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 7番金子委員。

7番（金子益三君） この建設の是非がいろいろあったわけではありますが、やはりつくった以上は最大の効果を図るべく方策をとらなくてはいけないと思うのです。

成果表にもありますけれども、19年度から十勝岳観光協会に指定管理者という形であそこの管理運営を行っておりますが、聞くところによりますと、構造上あそこを富良野地域からの導入というのは非常に物理的にも難しいと。信号があり、見晴らしの悪い状況の中で、小高い丘に車線をまたいで入っていくというのは非常に難しく、旭川方面から来た人に対していろいろな情報提供をしやすい形になっておりますが、小山がありますので、通常旭川方面から走ってきたときには、そこに情報センターがあることは目視では不可能なわけですよ。

駐車帯にとまったお客さんなり観光客を呼ぶための方策をとろうとしているわけですが、あそこは設計するに当たって、いろいろヒアリングを行ったも

う一つの団体等々と協議がなかなかうまくいってなくて、例えば看板はだめ、のぼりはだめと、そんな中で導入していくにはどうやっていいのかわからないと。産業振興課のほうに聞いたら、どんどん産業振興のために完結しないためにも人々を呼んでくれと。しかし、実際呼ぶ方策をとろうとすると、それは景観上だめであるという若干のねじれが起きているのが現状でありますので、その辺で区切るのではなく、もう少し柔らかい発想の中で、あそこを管理運営する部分を柔軟にできるような方策がとれるのかどうか、ちょっとお伺いしたいのです。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 金子委員の再質問にお答えさせていただきます。

そういった案内所を開所してから、小山ですか、丘が邪魔して旭川方面から来る方について、案内所の場所がわからないというような話もありまして、そういったことで看板の設置を駐車帯のわきに、シーニックカフェというような形で案内板を設置しました。今後についても、開発局もシーニックパイウェイの関係で、景観を損なうというような形で、そういった看板を路上に立てることは、許可がないというようなこともございます。

そんなことで、今、シーニック団体のほうから要請がありまして、開発局のほうに公設の見晴台公園の案内所という形で、公設の案内板を設置していただくようお願いしておりますし、開発局のほうも快く引き受けていただきまして、来年度あたりにはつくのかなというふうに感じているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

6番今村委員。

6番（今村辰義君） 先ほどの橋梁で、向山委員の質問の関連事項なのですが、安全係数が2倍3倍あるからいいという話はないと思うのです。安全係数はあくまでも安全係数であって、2倍3倍になっているからそれまで通れるよという話はないと思うのです。例えば、5トン積みのトラックに実際は10トンまで積めるから、10トンまでいいという話はないですよ、それと同じで。

あと、大型でも新型になってくると大丈夫だと、多分、接地圧、接地面積の話だと思うのですが、これもダブルタイヤを履いているとか、シングルタイヤとかいろいろな型の車があると思うのです。だから一概には言えないと思うのですが、そこら辺はどうなのですか。

委員長（長谷川徳行君） 建設班主幹。

建設班主幹（松本隆二君） 今の質問についてお

答えいたします。

今、委員おっしゃるようなことは言えると思います。ただ、橋によって設計、これからそういう調査を義務づけられると、将来的に全橋梁ですか、それがそういう調査をしなければならぬと義務づけられると思うのですけれども、上富良野町においてもこれから全橋梁において目視なり、古い設計書などを参考にしまして再度チェックいたしまして、例えば通れない、危ない橋がそういう調査でわかれば、直ちに荷重の規制をかけるなりをして安全に通れるようにはしたいと思います。

また、調査の結果、調査は地質だとか時間も経費もかかるわけでございますけれども、ある程度近隣の地質、ボーリングなどを考慮いたしまして調査いたしまして、安全に通れるような橋を確認したいとこれからも思いますので、よろしくお願いします。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 先ほど、村上委員、米沢委員のほうから出ていました公営住宅の修繕管理費の関係なのですが、米沢委員のほうは実態調査の取りまとめを早急にして改修計画を立ててはどうかということだったのですが、そのことが出てこないで、改修計画を進めるということですから、私は一つは、所管が変わって町民生活課は大変だろうと思いますけれども、できれば実態調査をして、そして改修計画を立ていくというのが筋道だろうと思うのですが、現在、実態調査をされたものがお手元にあるので、それをもとにして改修計画を立てていくという形での答弁なのか、その点ちょっと確認したいと思うのですが。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 中村委員の御質問にお答え申し上げます。

実態調査の関係でありますけれども、実態調査の結果はございません。それで、私たち職員におきまして実態を調査しまして、職員による技術的な診断に基づきまして、修繕計画なり改善計画なりこれから作成していかなければならないというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） それでは、実態調査の関係は、先ほど米沢委員のところでは出したところもいるし、出していないところもいるというようなあれだったけれども、一応、町民生活課の中ではその実態調査はないとことですね。改めて職員が実態調査をして、それに基づいて修繕計画を立てていくということで理解してよろしいでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま、私、申し上げましたように、うちの町民生活課におきまして実態調査をしまして、それで修繕計画を立てていきたいというふうにして考えております。今はございません。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 職員がということで、建設水道課の技術屋の専門家も含めてやるのか、あくまでも町民生活課の今の職員体制でやるのか、移管した経過もありますので、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 中村委員の御質問でありますけれども、技術的な部分につきましては、技術職員にお願いしまして実施したいというふうにして考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 道路の整備で、バリアフリーの点でお伺いしたいのですが、全般にちょっとお伺いいたします。

上富良野町の場合は、高齢者、あるいは車いす、あるいは乳幼児を車に乗せた、そういう人たちがなかなか歩きにくいという状況があります。これは、都市計画において、きちっとその対応がなされる部分があると思います。

今、御存じのように、汚水ます出ていたり引っ込んでいたりだとか、歩道の幅そのものが狭いものですから、それを改良して歩きやすいまちづくりを目標に、もっと改善すべき余地があるのではないかなというふうに思いますが、この点、他の地域を見ましたら、歩道そのものを掘り下げている部分もありますし、低くしている部分もありますし、そういった改善ができる部分からやるという必要があると思いますが、見直し等、これはどうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（早川俊博君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

町道が何本かあるうち、バリアフリー対応という道路につきましては、東2線道路は我が町最初で何年か経過しているわけですがけれども、その間、そういった対応を図っていないところがございますけれども、バリアフリーに対応するためには点字ブロックですとか、車いすが交差できるような歩道の幅が必要な部分が出てきます。現状の歩道でそういった対応をするという場所は、本当に限られた場所となっております。

ですから、今後につきましては、公共施設周辺で

すとかそういった経路につながる、例えば駅からバス停から、そういった部分を計画的に整備しなければならないという認識は持っていますけれども、実施計画にのっけるまでといたしましては、なかなか今現在の財政事情からして、本当に厳しいものがあるかなというふうに考えてございます。

確かにバリアフリー化の対応は本当に必要という感じで、今後の5次総計についてもそういった位置づけがなされるのなかというふうに感じてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 副町長、今後そういうものも含めたまちづくりというのは絶対必要になってきていますし、また、なっています。町の人たちに聞いても、上富良野はどこでもそうなのかもしれない、特に歩道、あるいは車道の出っ張り引込みがあって歩きづらいのだという声があります。そういうものを改善することを目標としたまちづくりというのがとても大切です、その点、担当課長がおっしゃったように、5次総合計画の中にきちり位置づけるという取り組みというのは絶対必要だと思います。この点どうでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢委員の御質問にお答えしますが、考え方は私も同じ気持ちでいるところであります。ただ、今、整備済みのところを全面的に大々的に改良するという点については、財政的にも不可能だろうというふうに思いますが、部分的に修繕が必要だとか、そういう機会を通じまして今申し上げられますような、できる限り高齢者の方々にも歩行にできるだけ支障のないような形で部分的な対応されていますので、それらをもう少し進めるような形ができるのかどうかについては十分検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） それでは、さきの9番中村委員からの質問がありました4款クリーンセンターの覚書の件で、環境衛生班主幹から答弁があります。

生活環境班主幹。

生活環境班主幹（服部久和君） 9番中村委員の御質問にお答えいたしたいと思っております。大変時間がかかりまして申しわけございません。

協議会のほうに100万円を出すようになったのは、御存じのように13年度からでございます。そ

れで、平成12年12月7日の会議において、迷惑をかけた部分に対して協議会の補助金を見直しするという地区からの要望がありまして、それについて会長とその会議の後、増額するように進めるという会議録を双方承認、判こを押しして確認しているところです。金額については、その後、うちの誠意として100万円という形で協議会のほうに提示したということです。

先ほど言ったことに違う部分がありまして申しわけございません。今言った話が正確な話でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 再度確認します。

協議会との会議録は平成12年12月7日。そして、その中には100万円という字句は入っていないということで、その後、話し合いで100万円ということですね。はい、わかりました。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

以上をもちまして、8款土木費の質疑を終了いたします。

次に、9款消防費の192ページから193ページまでの質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 以上で、9款消防費についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

（説明員交代）

委員長（長谷川徳行君） 次に、10款教育費の194ページから245ページまでの質疑を行います。

その前に、さきの中村委員から質問がありました給食配送車の件につきまして、前田課長より答弁があります。

教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 先ほど中村委員のほうから御質問がありました給食配送車の修理の件でございます。

18年修理の件でございますけれども、6月の車両検査の際に監査委員の方から、後ろの荷台のドアの破損について御指摘がございました。ただ、その御指摘の際に、直ちに修理ができればよろしいのですけれども、毎日の配送という稼働の中でちょうど夏休みに入る、給食車が休み期間を利用して、18年8月にドアの修理をさせていただいてございます。なお、その修理以降につきまして、監査で指摘を受けておりながら、修理後修理をしましたという最後の報告を怠っていたということもございます。

そういう意味も含めまして、今後については遺漏のないように努めてまいりたいと思います。

大変申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） それでは、質疑に入ります。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 197ページ、特別支援教育事業のところでございます。

これは、西小と上小に特別支援の助手の方のあれだと思いますけれども、上富良野中学校にも特別支援をする授業が一番よろしいのですけれども、助手なんか必要ではないかと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 御指摘のとおり、今現在、特別支援教育指導助手につきましては、上富良野小学校、それから西小学校に1名ずつ配置をさせていただいております。ただ、上富良野小学校、西小学校、それぞれ複数の対象児童がおります。その中で、特別支援教育の担当、特殊学級とかいろいろな形の中で担当教員もおります。ただ、その担当教員の指導助手ということで配置をさせていただいております。

その中で、上富良野中学校については、対象生徒自体がまだ少人数でございましたし、またその対応についても学校とも協議はしておりませんけれども、その形の中で配置していないという状況にございました。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） やっぱり中学校にも何名かの方が、こういった特別支援を要する方がおられますので、そちらのほうにも目を向けていただいて、今回、予算に比べまして18万2,573円マイナスになっておりますね。それで、上富良野中学校にひとつ何とかお考えを、教育長、いかがですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 2番村上委員の御質問がありますが、先ほど課長のほうからお答えをさせていただきました。

西小学校には複数の特別支援学級がございます。その中で、多くの児童がいます。上富良野小学校におきましては、ことばの通級学級や何かというようなことで、道教委のほうから担当の職員が配置されているわけですが、それでは不十分だということがありまして、そこに配置をしていたところがあります。

なお、平成18年度の上富良野中学校の実情とい

たしましては、知的学級1学級のみであります。そういうことで、当然、道教委のほうから担当をする教諭が派遣されておりますので、その者で十分というようなことで平成18年度は終えているところであります。

今後につきましては、学級や何かの増減に基づいて、また対応を図っていかなければならないとは考えるところでありますが、今のところ学校との打ち合わせでは大丈夫ということで押さえているところであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 195ページ、教育委員会活動費の交際費の関係でお尋ねいたします。

昨年は年度末ぎりぎり、我々の理解のできないものの購入等が若干あったのですけれども、今回、情報コーナーで見ますと、適切に運用されているなという感じをいたしました。

まず1点目は、今回の決算委員会で交際費の支出基準を出していただきました。これは平成16年4月1日改正です。ところが、情報コーナーにある教育長交際費、一番最初のページは平成11年4月1日付なのです。ですから、教育委員会の会議録の関係も別な中でちょっと申し上げましたが、これが適切にされていないと。それから、16年4月1日改正からの中身を見ますと、例えばスポーツ振興審議会は18年3月31日で廃止になっている。それから、給食センター審議委員は19年3月31日で廃止になっている。それから、議長・副議長、総務常任委員というのは、今度の議会の改正で厚生文教常任委員になっている。ですから、その時期に応じた、これはもう条例でも何でもないので、皆さん方の事務方でやれる作業だと思いますので、まず、そういう点を直していかなければならないのではないかと。

それからもう一つは、教育委員会各賞受賞者となっていますけれども、各賞受賞者というのはどこまでのものを指すのかということで、ちょっと疑問を感じました。

それからもう一つは、町長のほうは祝儀等と含めて、もう一つ別欄で設定されているのですよ。今回の教育委員会のあれ見ると、香典、生花、見舞い本人それだけで、あとは注意事項の中で書いてあるのですけれども、現実に平成18年度の支出の状況を見ますと、会費15件、祝儀9件、負担5件、香典2件、贈答品2件、食事代1件ということで、実質的には町長の交際費と似たような形で支出をされているから、祝儀等ということをもう一欄設けてび

しっと整備をしたほうが、皆さん方もやりやすいし、我々も見た場合に、今度のこれは3,000円だな、5,000円だなということでわかりやすいので、これはぜひ直していただきたいということで、町長部局と同じような形でやっていただきたいと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

情報コーナー等におきましては、適時に提示をしていないということにつきましては、まず最初におわびを申し上げたいと思います。

なお、交際費の基準についてでございますけれども、まず教育関係表彰者ということでございますが、対象としては、文化賞、スポーツ賞、科学奨励賞、それからそれに伴う文化奨励賞、スポーツ奨励賞等の教育委員会が行う表彰の対象者であります。

それから、基準についてでございます。委員御存じのように16年4月からの適用での運用を18年行ってまいりましたけれども、今、委員御指摘のとおり、19年4月からにつきましては新たな基準を作成をして、その中で町長交際費とあわせた形というのはちょっとおかしいのですけれども、そういう形で、ただ違う部分、教育委員会独自の部分がございますが、そういうもの以外につきましては、町長交際費にあわせた形で基準を改正しながら、今、運用を図っているところであります。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 201ページ、上富良野小学校の管理運営費の中の消耗費でございますが、私、小学校開放授業ですとか学園祭とかに行かせてもらうのですけれども、トイレが非常ににおいまして、以前ほどではないのですけれども、今、大変いい消香剤もございますし、家庭では和式でなくて今ほとんど洋式を利用いたしておりますし、中学校には一つ洋式がありますけれども、小学校につきましては第5次総合の中で建てかえるのか改築するのか、これから計画に入ってくるかと思うのですけれども、消香剤ぐらいはもうちょっとおいの、毎日子供たちは利用しておりますので、私はたまにしか行かないのですけれども、トイレが本当ににおいのですけれども、これらについて何かいい手法が何かお考えございませんか。ちょっとお願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 今の村上委員の御

質問にお答えさせていただきます。

上小のトイレの臭気につきましては、本当に私どもも建築の担当者も含めて、技術長も含めて何度も現場へ行きながらそれぞれ対応を考えているところでございます。ただ、私どものほうでも、今のところ本当に原因が見えないという形の中で、委員御指摘のとおり消臭剤ですとか、あるいは芳香剤ですとか、いろいろなパターンを利用してはいるのですけれども、なかなかその解消に当たっていないというのが現状であります。そうした形の中で、さらに現状を確認しながら、対策等についてはまた考えていきたいなと思っております。

それから、次にトイレ、和式トイレが多うございます。ただ、各学校等確認を私どももしてございすけれども、各学校トイレそれぞれの箇所に、必ず洋式のトイレを1カ所は用意はしてございます。ただ、1カ所だけ、江幌小学校の男子トイレだけが和式トイレしかございません。そういう形の中で、今後に向けては計画的な改修も含めて考えていかなければならないということで、私どものほうで今計画を進めていきたいとは考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） どうなのでしょう、アンモニアがこびりついているのでしょうか。お掃除、生徒さんがされているわけでして、清掃の仕方なのか利用の仕方なのか、何かちょっと考えて、理由がわからないとおっしゃったのですけれども、何かいい方法がないか、その点お願いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 答弁は要りますか。

教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 清掃については、児童がそれぞれ当番を持ちながら清掃をしていただいております。ただ、原因自体は清掃の仕方だということでは我々もとらえてございません。やはり構造的なものも含めて、建築担当者の御意見を聞きながらその解消に向けて検討をしていきたいとは考えております。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 207ページの消耗品学校管理費活動です。振興費等に係って、消耗品や学校図書、教材等に係ってお伺いいたします。

決算を見ますと、比較的山城だと学校協会等の消耗品や学校関係の教材が比較的多いように見受けられます。上富良野町と他の購入の実態はあるのかということをお聞きしたら、そういう統計はないということだったのですが、確かに価格的に地元で買うよりは大きいところで買ったほうが安いというの

もあるのかもしれませんが、しかし、全面的でなくても地元でこれだけ景気が後退するという中では、一定努力もされているという話も聞きましたが、やはり地元で買う努力をもっとする必要があるというふうに思いますが、地元と上富良野町と町外の実態統計というのはとられているのかどうか。あわせて改善できるものは改善する必要があると思いますので、この点お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 今の米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、消耗品の購入等でございますけれども、基本的にここで上げている消耗品につきましては、各学校で使用する教材ですとか、そういう部類のものに当たります。ただ、各学校に予算配当をしながらそれぞれ使用している金額でございます。そういう意味では、既に御存じのように、厳しい予算財政の中で各学校においても予算的には厳しい状況に置かれている中で、町内業者育成も含めた場合、町内での購入を最優先すべきではあるかと思っておりますけれども、そういう形の中で実勢単価も含めて、安いほうに行ってしまう傾向にはございます。

ただ、学校図書等につきましては、当然これは各学校の図書等を取りまとめの上、全体で町内業者を含めて、町外の業者もまぜながら5業者でそれぞれ見積書を提出していただく。要するに随意契約ではございますけれども、厳格な見積もり合わせの中で購入をさせていただいて、当然、町内業者も参画していただくという状況でありながら進めているということでございます。

今後においても、地域振興も含めたときに、地元業者のかかわり方等についても考慮していかなければならないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 教育長にお伺いいたしますが、担当の課長は今後十分配慮も必要だということと言われておりますが、私もそうだと思います。これは住民の皆さんのお金ですから、他の町村に流れていく部分も確かにあるのですよ、今の社会ですから。しかし、それをなるべく地元で還流できるような環境づくりというのは絶対必要だというふうに思っていますので、この点、そういう方向で進めるという形で考えがあるということによろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 5番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

課長のほうからお答えをさせていただいたとおりであります。そういう中で、我々といたしまして

は、校長会とか教頭会、また事務担当者の会議等において、やはり地元業者についても配慮しながら使ってもらおうよということ、要請をいたしているところであります。

ただ、先ほど課長が答えたように、やはり安いところから買っていくということも学校の防衛意識とありますが、今、予算が厳しい中でそういうものがありますので、バランスある購入に今後も努力をしてまいりたいというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

6番今村委員。

6番（今村辰義君） 図書館運営についてお聞きしたいと思います。

17年度から18年度までに処分というか破棄をした本の数、それと破棄をする基準、あるいはその破棄の権限をだれが持っているのか、現場の職員が持っているのか、そういったところ。

次いで、購入の方法でありますけれども、購入につきましてもどの図書を購入しようかと決定するのはだれが権限を持っているのか。現場の職員が決めるのか、あるいはアンケート等をとってやっているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 6番今村委員の御質問にお答えしたいと思います。

図書館の本の廃棄でございますけれども、手元に平成19年の資料がございますので、その分だけになります。平成18年度の廃棄処分ですけれども、6,414冊を廃棄してございます。この冊数につきましては、平成17年に図書館を改築いたしまして、その後、図書の整備を進めるということで、老朽化した本ですとか新しい本を購入するに当たって整理を進めた関係がありまして、例年に比べて多い数字になっております。ちなみに、今年度は2,118冊処分してございます。

それと、新しい本の購入につきましては、住民からの希望ですとか、あとは図書館の職員が今まで来館者等の希望を聞きながら、それと社会情勢等も聞きながら判断して購入しているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） まず、だれが権限を持っているかというお話をしてほしいと。それと、破棄をした、あるいは購入した本の題名だとか作者名、破棄するのを掌握するのは非常に難しいとは思いますが、そういったものを掌握しているのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 6番今村委員の

御質問にお答えいたします。

済みません、先ほどの答弁漏れがございました。

本の処分につきましては、損傷の激しいもの等について廃棄処分をするということで、最終決定権は図書館長の判断を仰いで決定しているところでございます。同じく購入についても、図書館長の判断によるところです。

それと、廃棄のリストですとか購入のリストについてなのですが、ちょっと小さくて見えにくいのですけれども、今、図書館の本はすべてコンピューター管理されておりまして、1冊1冊すべて本の名前、それから発行者、それから著作者、発行年月日と購入年月日をすべて記載されて、それに基づいて廃棄処分、それから購入の手続を行っているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 6番今村委員。

6番（今村辰義君） どうもありがとうございます。非常にすばらしい管理だというふうに思います。

私、この質問をした趣旨は、今から2,200年ほど前、中国の清の時代に焚書坑儒という事件がありました。現代の平成の民主主義の世の中で、気に入らない本、思想を弾圧するような本を燃やすというようなことはないと思いますけれども、例えば日本のある県では、ある図書館員が自分の思想に基づいて、それと反対の本をその作者の1冊ぐらい残してすべて破棄したという事案がありましたよね。そういったふうになっていくと、どういうものでも知る権利を持っている人に対するものが偏ったことになるというふうに思いましたので質問させていただきました。

どうもありがとうございます。答弁は要りません。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。
9番中村委員。

9番（中村有秀君） 今の関連でございますけれども、図書の廃棄ということで、ブックランド的な形で私も何冊かいただいてまいりました。富良野の図書館にも、私、行ってまいりました。

ただ、僕は、上富良野の図書館で本をもらって、リストに載ってあれているものが、ただ、図書館のところ黒く塗りつぶしているだけです。それから、富良野へ行けば、ちゃんと富良野図書館廃棄という判こを押しているのですよ。というのは、極端に言えば、図書館から本を黙って持ってきて塗りつぶせば、それで通用するのかというような感じを、富良野のちょうど10月の末ですから行ってきて、何十冊かもらってきたのだけれども、そういう処分の廃棄の仕方、僕は適切でないという感じを受けて

いたのです。あくまで上富良野の図書館、そして廃棄というようなゴム印が何かでもつくってやっていた方がいいかというのが1点。

それからもう1点は、文庫本があるのですけれども、これは蔵書の記録やあれも何も入っていないのです。ということは、閲覧用にしていなかったのかどうなのか。現実、私はもらってきてうちにありますから、それも七、八冊あるのですけれども、そうすると、この本はどこにあってどうなったのかという疑問が出てきたのです。それで、その点を2点お伺いしたいと思うのです。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 9番中村委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のブックランド等で廃棄等の処分をしたものについてなのでございますけれども、先ほどの今村委員の御質問ともちょっと答弁漏れがございましたけれども、ブックランドで廃棄する本については、ことしは文化祭のときと、その1週間前の図書館まつりというのがありまして、そのときに6,000冊余りの本を町民の方々にも再利用していただくということで処分させていただいております。そこでも引き取っていただけなかった本については、劣化のひどいものについては、最終的には廃棄処分ということで処分させていただいております。

それと、中村委員の御指摘がありました本の廃棄についてでございますけれども、廃棄処分の本については、廃棄済みという判を押すことになっておりまして、その処理をしているはずなのですが、漏れたということであれば、おわびしたいと思います。

それと、塗りつぶしについてはバーコードがありますので、その部分については塗りつぶししているということでございます。

それともう一つ、文庫本等で登録がされていないというような御指摘がありましたけれども、それらの本につきましては、図書館に毎年御寄贈いただく本がございます。その中に、文庫本等で大量にいただくことがあるのですけれども、既に図書館に収蔵している本ですとか、文庫本以外に正規のハードカバーの本があったりということで、それらのものについては申しわけないのですけれども、いただいたのですが、図書館には収蔵しないでそのまま処分させていただきますというか、ブックランド等でまた還元させていただきますというような、事前に寄贈者をお願いして、そのような形をとっている本がございます。それについては登録はしていないということでございます。現在、図書館にある本について

は、全て登録済みとなっております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 関連でございます。

図書館の開館時間です。今、9時半から6時になっておりますけれども、富良野は9時からあいているという状態で、この時間を9時からできないか、または後方のほうで6時半ぐらいにできないものかどうか、こういうようなことをお尋ねしたいのですが、どのようにお考え。この見直しにつきましてはいかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 2番村上委員の御質問にお答えしたいと思います。

図書館の開館時間の延長ということでございます。委員御指摘のとおり、今、6時まで開館してございますけれども、利用者の希望の中には、当然もっと遅くまで開館をしてほしいという声もございます。それについては、それこそ職員の配置ですとか、さまざまな条件をそろえた上での対応をしなければならぬということから、現在まだ延長していないというのが現状でございます。今後においても、延長については検討させていただければと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 197ページの上富良野高等学校振興会の関係でお尋ねをいたしたいと思えます。

先ほど、代表監査委員の関係等の報告等で質疑を交わしたところです。それで今回、この問題で228万円ということですが、昨年の中で私は上富良野高等学校の振興会の体制を変えなければだめですと。平成16年の振興会の臨時総会の際に、堀内さん、こんな不祥事が起きるのは教育委員会の責任ですとということで、はっきりしてきているのです。言うなれば、会長が教育委員長で、そして事務局、会計等も含めて教育委員、学校関係ということで、それでいずれにしてもある面で、平成18年の総会の折に役員規約等も含めて変えなければならぬというようなことが言われておりましたので、平成19年5月29日に教育振興会の総会等があったということで承知しております。そういうことで、この中で規約の改正、それから役員の体制はどうなったのかということで1点お伺いをいたしたいと思います。

それから、次に成果報告書の中で資格取得助成ということで、一応564件がされたということで報告を受けております。したがって、その内容につい

て、どのような資格を何名習得をしていたのかという、それに対する費用はどのぐらいかということを含めて報告を。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番中村委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、18年度において、いろいろと御指摘を賜ったところであります。その中で、特に規約、それから役員構成のあり方、また監査のあり方、いろいろなことの御指摘を賜ったところであります。そのようなことを受けまして、平成19年の総会時において規約の改正、また、役員構成のあり方、また、監事の教育関係以外の方たちの就任をいただいた。また、そのほか、教育委員会の事務監査のあり方についても御指摘を賜っていたところであります。年間1回、事務監査をするということでしたが、それも回数をふやさせていただいて、18年度から年2回監査をさせていただいております。その中で、すべてパーフェクトにということとはなかなか大変なところもありまして、そういうことも是正をさせてきていただいているところであります。

なお、3点目の御質問の資格取得助成の件につきましては、課長のほうからお答えをさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 中村委員の資格取得の関係についてお答えをさせていただきます。

それぞれ資格取得についての助成を今後の振興会の補助金の中からするというので、18年度については実施をさせていただいております。

まず、どういう資格を取っているかといいますと、実用英語技能検定、これにつきましては5級から準2級までそれぞれの段階の資格に挑戦していただいております。それから、漢字検定、次に食物調理技術検定、硬筆書写検定、ワープロ実務検定、情報処理検定、それからパソコンの入力スピード認定試験ですとか日本語ワープロ検定、さまざまな検定というのですか、そういう資格に生徒たちに挑戦をさせていただいております。

なお、学年についても就職間近な3年生だけではなくて、1年生から3年生まで全体にわたってそういう資格に挑戦するよというので、学校のほうにも推奨していただいた形の中で、延べ受験者数については564件に至っております。費用につきましては、総体で86万1,630円の助成をしているところでございます。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 資格取得で564名が受験

をしたのか、受験のために助成をしたのか。

もう一つは資格習得者は何名かということで聞きたかった。どのぐらいの成果が上がったのか。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 564名の方が受験されて、すべての方が合格されているわけではございませんけれども、申しわけございません、全体の集計をしていない中でお答えをさせていただきますが、まず、英語技能検定につきましては5級から準2級ということで、4段階の挑戦をしてございます。その中で、例えば英語検定5級につきましては50名の生徒が受けてございます。1学年21名、2学年29名ということで、その中で合格者については43名、4級については16名の挑戦をして12名、3級につきましては25名の生徒が挑戦して8名、それから準2級につきましては3名の生徒が受験をしまして、2年生ですけれども1名が受かっているという状況でございます。

それから、漢字検定につきましては、上のほうからいきますと、2級につきましては10名の挑戦をしていますけれども、合格者につきましてはゼロであったと。それから、準2級につきましては17名挑戦して5名、3級につきましては63名が挑戦をしているのですけれども10名の合格者、それから4級につきましては30人が挑戦してございますが5名、5級につきましては31名が挑戦して6名、6級につきましては35名が挑戦しまして5名、7級につきましては5名のうち1名、8級につきましては11名のうち6名というふうに、すべての答えを出したほうがよろしいでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 223ページの子供の教室実行委員会の補助という形で出ております。

単刀直入に伺いますが、いわゆる小学校、上小、西小という形で利用されているかというふうに思います。どの教室見ても確かに上小の場合は体育館、あるいは空き教室を利用しているという形で、比較的人数の割にはそう狭隘な中で放課後生活せざるを得ない。西小に至っては、さらに料理教室、図書室を使うという形でさらに狭隘になって、いすがあったり障害物がたくさんある。やはりこういうものはストレスになります。子供にとっても指導される側にとっても、こういう改善というのは必要かというふうに思いますが、今後のあり方等も含めて、今すぐどうなるかという話ではない部分もたくさんありますので、将来に向けて子供たちが伸び伸びと暮らせる環境づくりのためにも、どうするのかという立場から改善する必要があるかと思いますが、

この点お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

今、19年度から放課後子供プランということで事業をしています。18年度については子供教室ということで実施をさせていただいております。その中で、会場につきましては、上富良野西小学校、上富良野小学校、それから東中、江幌等がございます。西小学校につきましては、委員御指摘のとおり、図書室、あるいは調理実習室を子供教室のメイン会場という形の中で運用をさせていただいております。

この子供教室そのもの自体も、既存の学校施設を有効利用しながら空き教室等を利用できれば、そういうところを利用し実施をしていくという趣旨がございますが、その中で、どうしても西小学校につきましては空き教室もなく、実態としてメインルームとして使える場所が図書室、あるいは今年度であれば人数が多くなってきてございますので、調理実習室とか、そういう形の中で何とか運用を図っているところでございます。

ただ、委員御指摘のとおり、子供の安全面、あるいは環境整備等々を考えると、できる限り広い場所、あるいは何も無い場所であるというのが理想的ではございますけれども、なかなかハード上の中で解消ができない。ただ、その教室の中ですべてが進んでいるのではなくて、例えば遊びのゲームですとか、そういうときにはプレイルーム、あるいは体育館があいていれば体育館であるということで、それぞれの事業を実施しているというのが現状でございます。

今後についてもできる限り、子供が安心して遊べるような環境づくりについては、さらに進めていきたいというふうには考えてございます。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 教育長がいつも言っているのですから、一般的な答えではだめなのです。私、これは緊急必要性があるから聞いているのであって、将来どうするかのことを聞いていますので、この点を明確にさせていただきたい。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 5番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、課長のほうからお答えをさせていただきました。今、本当に我々が想像する以上の申し込みがある、また、文科省とか厚労省やのほうで言っている中では、当然、空き教室や何かが学校にはあるもの、それは子供たちの数が減ってきているからとい

うような押さえの中でやられているわけですが、今お話ししたように、実際は西小学校等については空き教室はないと。そして、例えば安定した場所に移動するということになれば、足の確保はどうするのだというような大きな課題等もあります。

ただ、この事業に対する地域の要望等は非常に大きいものがありますので、平成20年度に向けても我々は当然これからそういう状況を解消すべく、課題を解決すべく、そして安定した運営をどうとっていくべきか、そういうようなことで今議論を重ねているところであります。

学校としては、低学年は授業が終わります。でも高学年はまだ授業をしている。そういう中で、低学年が子供教室や何かに来て遊んで大きな声を出せないというような学校での問題点や何かも当然ございますし、そういうことを解決するには本当に学校施設だけでできるのかという課題も、我々には現実に課せられているところであります。そういうことも含めて、どのような形で今後運営していったらいいか、また皆さんの意見を聞きながら我々も対応を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） ぜひその対応を図っていただきたいというふうに思います。

次に移りたいのですが、引き続き229ページの図書の運営についてお伺いいたしますが、この間、事業調査を見ましたら、成果報告書ですが、17年度から比べまして図書の購入費が比較的落ちて、100万円ぐらい落ちているのです。そんなにしょっちゅう多額の費用をかけて図書を購入するということにならないとは思いますが、上富良野町と他の町村の実態を見ますと、いろいろと多いところもあれば少ないところ、富良野は大体約倍ですね、人口から比較してみればそうなのかなというふうに思いますが、美瑛、あるいは近隣の町村から見ても若干落ちる場合もある、上富良野の場合。そういう場合、現場をいろいろ見ましたら、緊急に趣味の本だとかそういった専門的な雑誌の購入はないかというような、行ったらないというような話も聞いています。すぐ購入できるような話ではありませんけれども、それに対応するような予算というのは一定額必要な部分もあると思います。そういった実態も含めて、現状はどういう雑誌を購入してほしいのかという要望が多いのか、それも含めて近隣の実態がわかればお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹、答弁。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 5番米沢委員の

御質問にお答えいたします。

専門書等の購入についてですけれども、現在、趣味等で切り絵ですとか、絵手紙ですとか、これからのシーズンですと年賀状ですとか、夏になるとリースですとか花壇づくりの本ですとか、そのような形で常に新しい形の雑誌の購入等を図っているところです。ただし、農業関係ですとか、園芸関係の専門書については、なかなか予算の関係で購入できないところもあるのですけれども、一般的に皆さんが読まれているような実的な本については、順次購入していったらいいところがございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 比較的借りたい本があるという、満遍にはいかないと思いますが、そういう予算というのはある程度確保できると。

行きましたら、子供たちも読み聞かせの広場で畳の上で遊んで、お母さんと一生懸命になって本を読んでいる。また、読み聞かせも成果を上げている部分もありますので、ぜひこの点、次の予算に生かせるような財政措置も含めた検討をぜひしていただきたいというふうに思っています。これはとりあえずそういうことで、答弁は要りません。

次にお伺いしたいのは、このページに分館活動の補助という形で載っております。聞きましたら、各地域の公民館の分館で、江幌・静修であれば憩の家だとか、そんなふうに一応かかわっております。その予算のあり方なのですが、今の住民会活動と並行して行っている団体もあるという話も聞いています。

そういう意味で、補助部分の削減ということであれば、こういった部分も見直しができるのであれば住民会の補助金と統合しながら、やはり少しでもその部分を住民のほうに還元したりだとかできるような体制できないのかどうなのか。確かに分館長さんは努力しておりますから、その点は評価もしております。ただ、歴史的な経過もありますから、一遍にこれを見直すというわけにもいかない部分もあるという部分も感じておりますので、そういったことも踏まえて、実態として、現状として課題と問題点があると思いますが、この点どういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

分館活動費についての補助、活動費、それから補助の中身としては分館活動費の補助、それから管理費の補助という形で、2本立てでこの補助金については構成をさせていただいてございます。

ただ、今、委員御指摘のとおり、私どものほうも実は分館活動についてのあり方等々も含めて、今後のあり方についてもこれから検討していかなければならないと。ただ、各分館におかれましても、さまざまな活動をしていただいております。そういった形の中では、町全体としてのコミュニケーションの場も必要でしょうし、それぞれ各地域において、その地域間でのコミュニティーの場が必要ということで、この分館事業そのもの自体も大変大切であるというふうにも我々は認識しております。

ただ、委員御指摘のとおり、それも地域活動の一環であるということをとらえたときに、今ある統合補助金の中での運用も当然視野に入れていかなければならないというふうには考えてございます。ただ、分館をなくすためには、私どもも社会教育委員さんですとか、教育委員さんですとか、組織、あるいは諮問機関等にお諮りをしながら、今後については諮って検討していくような形で積極的に進めていきたいというふうには考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 233ページ、体育指導員の報酬の関係でお尋ねいたします。

昨日、資料等を閲覧させていただきました。そうしますと、体育指導員の活動費ということで、報酬の関係が年2回に分けて支払われているのです。それで、例えば18年12月19日、伝票115375、起票が18年12月19日、支払いが18年12月27日、振り込みです。この内容を見ますと、5月9日から11月27日まで6回の報酬が一括で払われている。それからもう一つは、今度は後半の関係は、起票番号、伝票番号154885ですけれども、起票が19年3月23日、支払いが19年3月31日ということで、これは12月19日から2月4日までのということなので、課長に聞いたら、それぞれ話し合いであれしているのかというようなこともあって、会計から聞けば、それはあくまでも伝票が起きてくれれば私のほうは支払うのだと。ただ、原則的には、その月の報酬は遅くても翌月ぐらいには処理をしたほうが望ましいのではないかとというようなお話も聞いたので、そのほかのやつを調べてみたらきちっとなっているのです。ですから、この点がどうなのかと。どういう理由で年2回払いの報酬の支払い方をしているのかということでお尋ねしたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主査、答弁。

社会教育班主査（林 敬永君） 中村委員の御質

問にお答えいたします。

体育指導員の報酬につきましては、御指摘のとおり年2回に分けて支出させていただいております。その運用につきましては、体育指導員の方々とお話をさせていただきまして、いわゆる活動が頻繁にある部分について事務の繁雑を招くということで、それを年2回程度に分けてもいいのではないかとということで、体育指導員の皆様方に了解得まして実施しております。

ちなみに、その関係につきましては、今年度後期から開催ごとに支出をさせていただいております。事務の事務上の問題でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） ただいま体育指導員と話し合いの中で、事務の簡素化ということで基本的には進めたけれども、現実19年度は、その月のものはその月か翌月で処理をしているということですね。はい、わかりました。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 235ページ、クロスカントリースキー大会のスキーのことでございますけれども、今回、日の出のスキー場が昨年と比べまして1,400人ぐらい利用が減っておりますけれども、これはリフトを少し修理したときにそんなのもあったのかしらと思ったりするのですけれども、1,400人ぐらい利用が落ちているのですけれども、ここでスキー教室、何か夜しかしていないということで、しかも1週間に1回水曜日の夜から、それと土曜日は午前中ということで、町民の方もお子さんにつきましても昼間の教室、こういったものもあればというような声が出ておりますけれども、これらに対する対応をお考えいただけないかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 社会教育班主幹。

社会教育班主幹（菊池哲雄君） 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

スキー教室の関係でございますけれども、上富良野町に、今、スキーの指導員の方がおられるのですけれども、皆さんお仕事をされているということで、なかなか日中スキーの指導ということはできないということがございます。

それと、日中については小学生等がスキー授業等で利用している関係もあるのと、それから幼児にスキーを教えるとなると、なかなか指導員の方々の人数の確保もできないというようなことから、現在のところスキー教室等は日中は開いてない状況でございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

2番村上委員。

2番(村上和子君) 指導員の関係だとかがあるということでございますけれども、できましたら昼間の教室、町民からスキー教室といったものがあればという声もたくさん出ているわけでございますので、よく現場を知っていただいて、何とか対応についても考えていただけないかと思うのですけれども、もう一度よろしくお願ひいたします。

委員長(長谷川徳行君) 社会教育班主幹。

社会教育班主幹(菊池哲雄君) 2番村上委員の御質問にお答えいたします。

今年度これからスキーシーズンに入りますので、今、委員御指摘のとおり、日中でのスキーについてもお願いしている指導員の方々と調整させていただいて、実施可能かどうか検討した中で、できれば実施してみたいと考えております。

委員長(長谷川徳行君) 他にございませんか。

9番中村委員。

9番(中村有秀君) 235ページ、負担金補助金の関係のスポーツ教室の開催の補助です。

きのう開催補助金の支出の伝票を見させていただきました。そうしますと、例えばバドミントン教室4万円、伝票起票19年3月27日。そうすると、開催の月日が載っていないのです。したがって、10回のスポーツ教室開催の伝票の中で、日にちが入っているのはバレーボール教室、3月27日。それから、護身術教室、健康運動教室、インドアゴルフ、言うなれば19教室のうち6教室の部分が開催月日が載っていないのです。これは載せなくていいのかどうかということで、代表監査委員も監査をした立場があるから、その点は何と照合して開催日時等の確定をするのかなという点も含めて、ちょっと答弁をいただきたいと思ひます。

委員長(長谷川徳行君) 社会教育班主査。

社会教育班主査(林 敬永君) 中村委員の御質問にお答えいたします。

伝票等につきましては、おっしゃるとおり記載してございません。スポーツ教室等につきましては、補助申請で期間を入れていただいております。その後、実績報告をいただいておりますので、その実績報告をもって実施というふうに理解してございません。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) 9番中村委員。

9番(中村有秀君) 我々が見た場合、いつ何を開催した、我々はそれしか見えないわけだから、現実に監査の人も実績報告書を対査しながら見ているのかどうか。私はわかりませんけれども、10教室のうち4教室はちゃんと書いてあるわけだから、で

あれば監査がしやすいように、いつ開催したかということが入っていたほうが僕はベターだなと、入れるべきだという考えで書類を見させていただいたので、その点いかがでしょうか。

委員長(長谷川徳行君) 社会教育班主査。

社会教育班主査(林 敬永君) 中村委員の御質問にお答えします。

確かにそのとおりでございますので、事務の書類で今後明記していきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

委員長(長谷川徳行君) 他にございませんか。

5番米沢委員。

5番(米沢義英君) 学校給食の点で、243ページなのですが、今回ボイラー等を整備しました。逐次老朽化する部分については整備するという方向で進められているかと思ひますが、当面はこれでいいのかなというふうに思ひますが、今後どのような計画の中で改善、老朽化の部分を図ろうとしているのか、この点。

さらにお伺ひしたいのは、事業報告の中でアンケート調査をしながら、子供たちの給食の人気メニューを選んで継続しているという話になっておりますが、どういうものが一番人気の給食になっているのか、その点。

さらに、アレルギー対策という形の中で、実態等がかなり詳細に書かれておりますが、これは上富良野だけではなくて、例えば広域でやっている富良野あたりの実態はどうなっているのかという点と、食材等の使い方だとかそういったところにも、かなり地元の食材、上富良野のを使っていますが、富良野圏域においては地元の食材の調達割合、あるいは既に調理すれば、揚げればいいというようなものを使う自治体も結構多いわけですが、しかし、上富良野はやっぱり人の手をかけて、皮むきから始まってそれから揚げるだとかという、上富良野独特の食材に対する、給食に対するこだわりを持った献立を計画しているというふうに思ひますが、この点どのような形で食材提供をしているのか、その点も含めてお伺ひしたいと思ひます。

委員長(長谷川徳行君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(前田 満君) 米沢委員の御質問にお答えしたいと思ひます。

まず、ボイラー等の設備の今後の方法、あるいは方針でございます。基本的にボイラーにつきましては昨年度更新をした中で、今後も運営を図っていくという考えでございます。ただ、施設設備等老朽化の激しい部分はございます。そうした中でも必要最小限、保守・修繕を努めながら、今後も安心して安全な給食の提供のための安全管理、衛生面ですとか、

あるいは対食中毒ですとか、そういうものに対する万全の体制をしきながら設備の保持に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、人気メニュー、それからアレルギー対策等につきましては、担当の給食センター主査のほうでお答えをさせていただきたいと思えます。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、2項目めのアンケート調査で、どういうものが好まれているかというようなアンケート内容でございますけれども、その質問につきましては、一般的にラーメン、カレーライス、ハンバーグ等が1番の人気かなというようなことでアンケート調査が出ている次第でございます。

それと、3番目の食材の関係でございますけれども、我々もできるだけ食材につきましては地場産品を使いながら、さらには手をかけるというような内容から、ゴボウ一つにつきましても機械むきでなく、自分の手でおばさん方が愛情を込めたものなるべく提供したいというのが基本でございます、地場産品につきましてもなるべく地元のものを使うというようなことで、今、野菜、果物20品ございますけれども、それと地場の肉を合わせまして地場産割合というようなことで、約80%ほど地場産品を使用しながら給食の提供をしているのが実態でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主査。

学校教育班主査（阿部あき子君） 米沢委員の御質問で、アレルギー対策等についてですけれども、うちの施設でできることということで、牛乳をお茶にかえる、また、つけ合わせのものですけれども、加熱処理した食材のものをつけるということで、ちなみに18年度につきましては25名の児童・生徒に対応しております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） 先ほど、アレルギーの沿線の実態はどうかという部分を聞かれたかと思えますけれども、大変申しわけございません、沿線の実態につきましては把握していないというのが実態でございますので、御了解していただければというふうに思えます。また、知りたいということであれば、後ほど資料提供をしてもいいのかなということだと思っております。

よろしく申し上げます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 上富良野と富良野の給食セ

ンターで調理の方法をいろいろ聞きましたら、やっぱりレトルトを使っているといろいろあるのです。上富良野のよさというのは、こういったところに給食のよさがあらわれていると思うのです。こういうものを広域の中でむしばまれては困るので、こういったものは少しでも長く残すという方向も当然必要だというふうに思えます。

現場の話をいろいろ聞きますと、本当に血のにじむ努力をされて、給食のあり方、給食指導もされているということですから、そこを最大限に、上富良野の給食はこんなにすばらしいのだぞという形で、子供たちも本当喜んでいまして、話を聞いたら。おいしいよと。好き嫌いは当然ありますからあれなのですが、やはりそういうものを最大限に生かす努力というのは今後とも追求する必要があると思えます。この点、さらに感想、教育長は実際食べているかと思えますが、お伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 5番米沢委員の御質問にお答えをさせていただきます。

今、委員からお話がありましたように、うちの町の学校給食については、本当に自信を持てる安全で安心、おいしいと、そして喜ばれているところであります。ただ、うちの町の給食が100%パーフェクトであるということではないと思えますし、また、他の施設や何かでもすばらしい運営をしているところもございます。そういうところと切磋琢磨しながら、さらに安定した学校給食を提供していきたいというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

9番中村委員。

9番（中村有秀君） 学校給食の関係で、収支状況等を含めてお聞きをしたいと思います。

昨日、平成18年度のの上富良野町学校給食会の事業報告、それから収支決算報告書を見させていただきました。この中で、一つ、平成17年度の決算報告の町の補助金210万円の中で炊飯の加工賃の関係。例えば、17年は単価12円70銭掛ける9万5,843食云々となっているのですが、片や今年度の配付された資料を見ますと、単価26円63銭、9万7,690食というようなことで、炊飯加工賃が恐らく210万円に合わせる値段と、それから403万9,000円の中での210万円に合わせる資料で、この単価の操作をしているのかなという感じがしたのですけれども、その点まずお聞きをいたしたいと思います。

それから、平成18年度のあれでは未収が30万8,503円とあります。17年度の決算で未収が20万8,308円で、前年度のやつ等を含めて8

万6,052円入っていたので、未納のトータルは17年末では12万2,256円になると思うのですが、18年度の未収30万8,533円にこの数字の金額がどのような形で入ってくるのか、それから繰り越しの未収金があるのかなのか、その点お聞きをいたしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主査。

学校教育班主査（阿部あき子君） 中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

最初の1点目の炊飯加工費の町補助金についてですが、17年度と18年度の収支決算報告の数字が違う点でございますけれども、この加工賃については道の基準で給食費の中で加工賃を抑えております。17年については、16年に値上げしたときの加工賃で試算しております、18年の加工賃について道の基準に1年おくれで合わせて、給食費の値上げとともにその内容が加工賃の値上げとなっております、その関係で数字が違っております。（発言する者あり）

委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

午後 5時21分 休憩

午後 5時28分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事が5時30分以降に及ぶことが考えられますので、あらかじめ延長したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認め、よって本日の会議時間は、あらかじめ延長することに決しました。

教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田 満君） まず、中村委員の1点目の米飯給食の単価等についての御質問にお答えしたいと思います。

16、17年度と前年度等につきましては、基本的に北海道給食会の中で、それぞれ米飯の場合の給食単価というのが定められてございます。その中でも、私どもと学校給食会と米飯の受託者との契約の中で、その単価よりかなり低い金額で正直17年度までについては契約をしていたというのが実態でございます。ただ、道で決められている米飯単価に合わせると言ったら変ですけれども、より近づけるための方策として、18年度につきましては単価が上がってきているということで御理解を賜りたいと思います。

なお、未収等につきましては、担当のほうからまた別にお答えさせていただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） 2点目の未収金の関係の御質問でございますけれども、平成17年度におきましての未収金でございますけれども12万2,256円で、平成18年の未収金ということで30万8,533円という内訳でございます、今現在の残りにつきましては11万5,774円ということでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） そうしますと、累積の未収金というのは、今言った11万5,000円何ぼということで理解をしていいのかということで、その中で卒業した児童・生徒というのが含まれているかどうか。というのは、私、先ほど保育料の関係でお話をしたのです。卒業、卒園されていくと、このことがなしというような感じでいかれる可能性があるものですから、学校給食会としてまた負担をしなければならないかという心配があるものですから、その点ちょっと確認をいたしたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 学校教育班主幹。

学校教育班主幹（藤田敏明君） 先ほどお答えしました11万5,774円の中には、これが今現在のすべての残でございます、この中にはもう在籍している生徒はいない、卒業した人は、確認をしていないのが実態でございます。（発言する者あり）大変申しわけございません。卒業しているか否かの実態につきましては、ちょっと把握していないところでありますけれども、今現在、ここの精査につきましては、保護者のほうに徴収に歩いているという実態でございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） そうすると、今、11万5,000円何がしの未収金は、まだ上富良野町に在住しているから、生徒が在籍しているかどうかは別にして、そういうことで未収金の収納に努力をしているということで理解していいですね。わかりました。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 以上で、10款教育費についての質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度として、延会にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 御異議なしと認めます。

本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

本日は、これにて延会といたします。

今後の予定につき、事務局長から説明いただきます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 今後の日程について御説明申し上げます。

11月19日は、本委員会の3日目で開会は午前9時でございます。定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。

なお、本日の予定の日程が延会となりましたので、11月19日も引き続き平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算の一般会計歳出11款公債費からの質疑を継続していただくこととなります。

以上です。

午後 5時33分 延会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

決算特別委員長 長谷川 徳 行

平成19年上富良野町決算特別委員会会議録（第3号）

平成19年11月19日（月曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

議案第 1号 平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件

議案第 2号 平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件

出席委員（12名）

委員長	長谷川徳行君	副委員長	渡部洋己君
委員	向山富夫君	委員	村上和子君
委員	岩田浩志君	委員	谷忠君
委員	米沢義英君	委員	今村辰義君
委員	金子益三君	委員	中村有秀君
委員	和田昭彦君	委員	佐川典子君

（議長 西村昭教君（オブザーバー））

欠席委員（0名）

遅参委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	副町長	田浦孝道君
教育長	中澤良隆君	代表監査委員	高口勤君
会計管理者	佐藤憲治君	議選監査委員	岩崎治男君
総務課長	北川雅一君	産業振興課長	伊藤芳昭君
保健福祉課長	岡崎光良君	農業委員会事務局長	
建設水道課長	早川俊博君	町民生活課長	尾崎茂雄君
ラベンダーハイツ所長	菊地昭男君	教育振興課長	前田満君
関係する主幹・担当職員		町立病院事務長	大場富蔵君

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	主査	大谷隆樹君
主事	廣瀬美佐子君		

午前 9時00分 開会
(出席委員 12名)

委員長(長谷川徳行君) おはようございます。
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は12名であり、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会第3日目を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程について、事務局長から説明をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御説明申し上げます。

本日の議事日程につきましては、第2日目の11月16日が延会になりましたので、本日の議事日程を変更し、11月16日に引き続き、町長が途中退席しました、平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算の一般会計歳出第8款土木費の町長への質疑から継続していただき、以下、さきにお配りいたしました日程を進めてまいりますので御了承いただきたいと思ひます。

以上でございます。

委員長(長谷川徳行君) これより、平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算、一般会計の歳出8款土木費の町長への質疑から行います。

8款土木費の町長への質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) なければ、以上で8款土木費の質疑を終了いたします。

次に、9款消防費の質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 以上で、9款の消防費の質疑を終了いたします。

次に、10款教育費の質疑を行います。

ございませんか。

9番中村委員。

9番(中村有秀君) パークゴルフ場の運営の関係についてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

委員長(長谷川徳行君) よろしければ、ページ数と資料を。

9番(中村有秀君) 241ページです。

それで、CSTから指定管理者ということで、平成19年5月7日に開催要望等が来ております。それから、もう一つは住民の中で開設時期の問題、それらについて、できれば時期的に早く、それから条例では4月29日から11月3日までということに

なっています。それで、お金を払ってでもいいからやっていただきたいという要望が、パークゴルフを愛好する皆さん方から出てきております。

今後の考え方も含めて、実際にそういう要望があったのだけれども、それらの体制ということで可能なかどうなのか。一応指定管理者ということで、平成18年から21年3月までなっております。したがって、それらの関係で、実際に運用の中でどのような形かということで、ほかの町村では、特に富良野の金満あたりは11月の中旬までオープンをしているということで、非常に収益を上げております。

CSTとしても、できるだけそういうことを努力したいのだけれども、条例の壁、それからもう一つは指定管理者等の協定の中でできないということなのですけれども、それらの関係で、町長としてそういう要望を受けているというのは当然承知しているだろうと思ひますけれども、その点でどう判断をされていたのかという点でお尋ねをいたしたいと思ひます。

委員長(長谷川徳行君) 町長。

町長(尾岸孝雄君) 9番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的にはパークゴルフ場の運営管理、すべては教育委員会の所管事項でございますが、私が直接関与する問題ではありませんが、指定管理者のほうから要望事項等々が上がっていることも承知しておりますし、私は当初からいろいろな対応の中で、条例等々で細かく足かせ手かせをつけて指定管理者に管理させるということは、指定管理者の管理運営に当たる発想的な、あるいはいろいろな対応に支障を来す、基本的な部分だけ条例で制定し、他のことにつきましては、応分のことにつきましては協定の中で対処していくべきというふうに認識しておりますので、このことにつきましては教育委員会のほうにも是正するように指示をいたしているところであります。

委員長(長谷川徳行君) よろしいですか。

9番中村委員。

9番(中村有秀君) というのは、10月19日にそれらの打ち合わせを仕上げて、できれば何とかならないかというような話だった。あくまでも18年度の決算ということですが、一つはことしの9月28日の課長会議の中で、副町長は指定管理者制度はサービスの向上と費用効率化が主目的であるが、仕事の間をつくり雇用機会を活用する意味でも意義があると。それから町長は、条例規則等の厳

しい規定や指定管理者協定書が指定管理者の自主性、経営意欲を損なわせていないか、また、経営努力が事業者収益に反映できるようになっているか、点検を加えて改正を含めて検討してもらいたいということで、ことしの9月28日の定例課長会議で、町長並びに副町長はこういう会議録に残っているのです。

私は、この指定管理者をする段階で、特にパークゴルフ場の関係は3年間の協定と、それから1年ごとの協定書もありますよということで、自治体のこの中に指定管理者が特集になっている中でそのことが出ているのです。そのことも私は言ったのですけれども、あくまで3年ということでした。

したがって、今後もこういうことが出てくると思いますので、3年間なり5年間、いろいろな管理者に任せる期間がありますけれども、そういう点で単年度全体の協定と、それから1年協定という二通りの方法等が今後も考えられるのではないかとこの点がございませぬ。

確かにパークゴルフ場については教育委員会でございますけれども、根幹になる指定管理者という関係については、町自体がある程度責任を持つ立場でやっていかなければならないということなので、その点で今後、全体の協定と1年協定という二つの方法でいく考えはあるかどうか確認をいたしたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 3年なのか1年なのか、受ける側にしてみれば1年1年で変更されては対応も困るということ、私は受ける側の立場を考えるならば3年というのが適当であるというふうに認識しております。

ただ、3年で契約しているから契約内容は一切変更できないということではありませんので、契約内容は逐次1年1年変更できますので、そういう観点から、私としては短期契約ではなく長期契約で受託した業者の発想が継続されて生かされていく、そういうような問題がなければ、そういうような契約を進めていくべきであるというふうに考えております。

委員長（長谷川徳行君） 9番中村委員。

9番（中村有秀君） 僕は1年契約をなささいと言うのではなくて、基本協定書というのは3年なら3年がいいのです。そして、あと年度協定書という形のものがあってはいいのではないかとこのこと言っているのです。確かに1年1年短期であれば、雇用体制からいろいろなものが大変だろうと思っておりますので、基本協定書は3年でも5年でもあれですけれども、そのうちまた年度契約協定というのがあって

もいいのではないかとこのことなのです。その点いかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） そのとおりで答えているつもりであります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

以上で、10款教育費の質疑を終了いたします。

次に、11款公債費の246ページから、12款の諸支出金、13款の給与費、14款の予備費、15款災害復旧費の251ページまで一括して質疑を行います。

4番谷委員。

4番（谷忠君） 246ページから7ページの公債費について、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

実はこの公債費、減債基金の積立金も含めてですけれども、18年度の歳出の総額はおよそ69億円というふうになってございますけれども、この中の8.3%、12億5,000万円余り、これが公債費だというふうに認識をさせていただいております。

一般会計の中で町債と言われるものが100億7,000万円余り。これをすべて含めると、特別会計あるいは企業会計も含めると153億円になるということになっております。

この中に、いわゆる民間からの借り入れ、縁故債と言われるものが、先日伺いますと18億1,700万円余りあると。これは153億円の内数だと私は認識しているのですけれども、この中でこれは間違いはないか、まず1点お尋ねをさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 総務課長。

総務課長（北川雅一君） 4番谷委員の御質問でございます。

今の谷委員の御説明の内容のとおりになってございます。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） バブルが崩壊したのが大体平成2年ぐらいということになりますから、この内容を精査しますと、その当時のものについては多少少なくなっているというふうに認識をいたしてございます。

その中で、多少残っているものもありますから、当時の金利状況からいくと、縁故債のものについては国が発行する地方債から見ると割高になっているのだらうという認識をさせていただいておりますけれども、当時7%台、あるいは8%台のものもあつたかと思っておりますけれども、これは平成7年ごろになると3%から4%ぐらいになっていると思いま

すけれども、現況は今どのぐらいになっているのか。ここ一、二年は多少上がってきているかなという状況でありますけれども、これらのいわゆる利息の高いもの、繰り上げ償還が可能なのかどうか。

あるいは、政府が発行している地方債というものは、それぞれ借り受けの内容等で条件等もあるのだらうと思っておりますけれども、これらについては固定金利制が引かれているというふうに存じておりますけれども、繰上債については変動制なのか、あるいは5年なり10年なりで見直しをかけられているものなのか、その辺についてお尋ねをさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 今の高金利の繰上債の残債等についての御質問かというふうに思いますけれども、高金利の繰上債につきましては、基本的に平成9年あたりから四、五年の年月をかけて低金利のものと借りかえをしてきた経緯がございます。

今、委員のおっしゃるように、7%台、8%台の金利につきましては過去の残債の中でそういうものがありましたけれども、今現在そういうものは残っていないところであります。

また、政府系の資金の関係ですけれども、それらにつきましては5%以上の高金利のものもまだ残っておりますけれども、特別18年の決算とは関係しないのですけれども、昨年度の地財計画の中で5%以上の高金利のものにつきましては補償金なしの繰り上げ償還の関係の制度が措置されましたので、町長におきまして、それらにつきまして条件の許す範囲で、高い5%以上の金利のものを19年度から3年間かけて繰り上げ償還をしていきたいということで、国のほうとも調整をしている最中でございます。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 18年度の町債の関係ですけれども、これは4億円台に抑えているということですから、極めて以前から見るとこの部分については、国が景気のいいときといいますか、バブル最盛期のころについては、こういうものを市町村によく借りるようというふうな指導もあったと思います。

その中で、借りなければペナルティーもあったのだというような話を聞いていますけれども、現在は4億円台に抑えているということですから、そのことが歳出の削減を図るということについては極めて有効な手段だらうというふうに思っておりますけれども、それがかえって町の活性化につながらないという部分もあって、相反しているというよ

うなこともあります。

であったにしても、私はやはり歳出の削減を図って健全化に持って行くということが第一の目的だらうというふうに思っておりますから、町長にお聞きしたいのでありますけれども、ぬれたタオルを絞ることはだれでもやるのでありますけれども、乾いたタオルをもう一絞りするというような歳出の削減方向について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） ただいまの4番谷委員の御質問にお答えさせていただきますが、谷委員おっしゃるとおり財政計画を立てまして、起債の一般財源負担金に4億円以内の起債ということで今まで財政運営をさせていただきました。

行財政改革等の実施を伴いながら歳出の抑制を図って、今、谷委員のおっしゃるように、現在はぬれたタオルでなくて乾いたタオルを絞っているような状況で、そのことが地域経済に及ぼす影響というのははかり知れないものがあるということは十分認識しておりますが、財政運営を第一に私は考えながら町政運営をさせていただいているところであります。今現在計画を立てております行財政計画におきます歳入に見合った歳出構造の財政運営ができる、そういうような財政運営に持って行くために今努力をいたしております、そのことが私の財政運営の基本的な考え方であるということで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 11番渡部委員。

11番（渡部洋己君） 今の関連でお聞きしたいことがあるのですけれども、先ほど国の起債、この金利の件で5%以上という話なのですけれども、当時我々がしろがね事業で随分と国に交渉した件もあって、あの当時5%だったのでありますけれども、この5%というのは法律で変えない限り変わらないという話をされて非常に大変な思いをしたのですけれども、今、19年度から変えて、切りかえとか、そういう話があったのですけれども、これは5%以下に今はなるのですか。その辺をちょっとお聞きしたいなと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 率が変わるということではなくて、5%以上の政府系の資金についての繰り上げ償還の措置を昨年度の地財計画で措置されたということで、率が変わるということではなくて、今までは政府系の資金の繰り上げ償還については補償金を支払わなければ繰り上げ償還できなかったものが、その補償金をなく繰り上げ償還できるようなことが地財の中で盛り込まれたということ

で、条件が整えば繰り上げ償還ができるということです。町としても条件の整うものについては、そういうものはすべて手を挙げていきたいという考えでございます。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

1 番向山委員。

1 番（向山富夫君） 私もその公債費のところでお尋ねをしたいのですが、現在、上富良野町に対する交付税の中から公債費の償還に充てることを目的とした、そういう交付税算入がなされていると思うのですが、ことし幾ら、積み立てを別にいたしまして。元金と金利とで約 10 億円ぐらい償還しているのでしょうか、10 億円ちょっと超えていますか。そのうち、償還費の中で交付税で手当されて支払われている金額というのをお知らせいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 交付税での算入につきましては、約 4.5% ぐらいが交付税で算定されているものであります。

委員長（長谷川徳行君） 1 番向山委員。

1 番（向山富夫君） 例えば、その中には減税補てん債だとか臨財債のように 100% というものもあると思うのですが、大体臨財債だとか減税補てん債はこれからもずっとあるというふうには考えられませんので、これからおしなべて平均的に交付税の中で見ていただけるパーセンテージというのは、今 4.5% とお聞きいたしましたけれども、大体それぐらいの数値というのはこれからも見込んでいけるのでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 企画財政班主幹。

企画財政班主幹（石田昭彦君） 交付税につきましてはおおむね 4.5% ぐらいの算入をいただいているということで、今後におきましてもしばらく 10 億円から 11 億円ぐらいの年度の償還額があるかと思いますが、ここ数年 5 億円ぐらいが交付税で算入をいただける数値というふうに承知をしているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 1 番向山委員。

1 番（向山富夫君） ということなら、歳入側から見れば、逆に四、五億円は借金払いのための交付税だという解釈になるのですが。それと、さらに近年、三位一体改革に伴って補助金、負担金の中で一般財源化されてきているものもあって、その影響額もあるというふうに示されております。

そういったことで、大ぐくりになりますけれども、大体 2.8 億、9 億の交付税の中で、最初から借金を払うために手当されている額というのはどれぐらいというふうに認識しておけばよろしいのでしょ

うか。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 1 番向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

今の御質問の正確な答えになるかどうかちょっとあれですけども、基本的には一般会計の起債総額は 100 億円近くあるわけでありまして、そのうちの 4.5% 前後は交付税算入をしていただけるものというふうに認識しておりますので、毎年の支払いにつきましてはそれ相当の交付税の中で見られていると。

それともう一つは、近年、町は起債を起こすときに有利な起債でないと起債を起こしていない。基本的に予算のときに皆さん方に起債の明細を提示させていただいておりますけれども、交付税算入率が非常に高いものでないと町は起債を起こしていないというようなことでありますので、これからおきましてもそういう体制、対応でいきたいと思っておりますが、大体 2.6 億円ちょっとぐらいの交付税のうち、起債償還が約 1.1 億円から 1.2 億円でありますから、そのうちの 4.5% は交付税の中に含まれていると。ですから、その起債がなくなれば、その額だけは交付税額は減額されるということで御理解いただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 1 番向山委員。

1 番（向山富夫君） 今、町長にお答えいただきましたけれども、私として心配するのは、せっかくの決算の委員会でございますのであえてお尋ねしておきますけれども、交付税自体が年々減少されてきている中でさらに国も、私は国の責任だというふうに思いますけれども、国の財政計画の見通しの甘さからこういう地方にまで影響が来ているのだというふうに思うのですが、ただでさえ少なくなってきている交付税の中に、さらに公債費に向けなければならないウエートがだんだん高まってきていると。ましてや、補助金、交付金の一般財源化に伴っての影響額もさらにそれに重なってきているという中で、ざっと考えますともううちの町で 5 億円ぐらいの、最初から交付税も 5 億円ぐらいはもう用途は決まっているというような、そういうような状況かなというふうに認識できるのです。

それで、先ほど同僚委員のほうからも若干触れておられましたけれども、そういう財政が非常に窮屈な中で町の活力を落とさないようにしていくために、やはり投資的経費というのは、これは絶対必要だと思っております。これから町長において、平成 20 年度の予算編成以降の、強いては 5 次総に向けて、こういう財政の歳入がタイトになってきている中で非常に財政運営は苦慮されると思っておりますけれども、

しかし国においても近い将来プライマリーバランスをゼロにというふうに、そういうことも言っておりますので、非常に御苦労でしょうけれども、投資的経費に充てられる財源をどのように将来確保して、町の活力を落とさないでさらに5次総に向けて町民に明るい期待を持っていただけるような計画プランをどうやって練っていくのか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 1番向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

さきにも委員の御質問にお答えさせていただきましたが、今、町は財政運営にいかに対応していくかということ的前提とした町政執行をさせていただいているところであります、そのためにやはり投資的事業向けの総額予算、従前は投資的事業に約40億円から45億円を毎年投資していたと。しかし、今は15億円ちょっとと非常に大きな金額が落ちております。それは、基本的には100億円の一般会計予算が62億円の予算になったということで、その落とすべきものは、経常経費でどうしても賄い切れない部分は投資事業で全部予算化せざるを得なかったと。

しかし、今、平成20年度を最終年度として計画しております行財政改革が着実に実行されれば、歳入イコール歳出の財政運営ができるのだと。そのときには、第5次総計からの対応の中で、私としては第5次総計に向けて健全な財政運営ができるような行政執行をさせていただいておりますので、第5次からはスクラップをした予算はビルドに向けていけるようになるだろうと。そういう状況の中で、限られた60億円前後の総予算の中で移行されると思いますけれども、その中でいろいろな新たな投資財源というものをスクラップすることによって生じてくる。

そしてまた、今までのように歳入不足のために基金を使うのではなくて、新たな事業を展開するために基金を使うというような状況が可能になってくるであろうというふうに思っておりますので、今しばらくは厳しいですけれども、決してこのまま厳しい状況がいつまでも続くということではないというふうに、私はそういう財政運営に向かって努力させていただいているということで御理解いただきたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 以上で、11款の公債費、12款の諸支出金、13款の給与費、14款の予備費、15款の災害復旧費についての質疑を終了

いたします。

これをもって、一般会計についての質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、特別会計につきましては、審議の進行上、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、ラベンダーハイツ事業特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の順で質疑を行います。

最初に、国民健康保険特別会計全般255ページから291ページまでの質疑を行います。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 263ページ、国保の関係でございますけれども、不納欠損額が481万1,300円ということで、昨年に比べまして約500万円という非常に大きな額を不納欠損として落としているのですけれども、その28件につきましては後ろにいろいろと詳細をつけていただいておりますけれども、亡くなられた方2件につきましては仕方ないとしても、居所不明、こういった国保税を使用しながら、上富良野にもいらしたと思うのですけれども、重複3件を除いて11件が居所不明があるということで、この居所不明の方についてどのような調査をされているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 2番村上委員の御質問にお答えを申し上げます。

この不納欠損につきましては、従来から財産調査、住所等の調査結果、特に無財産、それから生活困窮、居所不明等の理由によりまして徴収困難ということで判断した場合につきましては、地方税法に基づいて滞納処分の停止、資産状況の回復を見込めないなどの停止が3年間継続した者につきまして、特に分納や納付指導を続けた徴収権の時効が完成したものを中心に不能欠損をしたところでございます。

それで、この居所不明につきましても、所在、財産がともに不明ということから不納欠損をしたところでございます。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） そういう調査をされているのはわかるのですけれども、生活困窮者ですとかそういう実態はわかりますけれども、この居所不明の人についての実態調査をどの程度、ここにいらっしゃるというわけですから、毎年そういった状態で不納欠損として落とされるのですけれども、その調査実態をどこまで居所不明者に対して、非常に

11件という件数も多いわけですので、そのところをちょっとお聞かせいただければ。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 2番村上委員の居所不明の搜索の方法についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず、居所不明の方は、まず町外に転出された方、町内の情報はほぼ水道の開栓状況や何かを見ながら、町内についてはほぼ掌握をしております。いわゆる転出をされた方がこの居所不明に該当しますが、まず転出時点では住民係で滞納者が転出した時点で私どもに連絡が入るようになってございます。

そこで、大体的場合は、代理で来られる方以外はほぼ本人と面談をその時点ではさせていただいております。そこで請求をいたしますが、大概の場合はその場で払っていただけない状況があります。

したがって、もちろん住民票の転出先を確認後、分納等の確約をとるわけですが、そこから以降納入がされませんと、その住所に督促、あるいは催告状を送付する、それが実際には届かずに返って来るという場面であります。

したがって、そのときには転出先の市町村に照会をかけます。住民票を送ってもらうような手続をしますが、住所が移転されていますと当然その移転先に請求をかけるのですが、実際にはそこに届かないという状況がまた発生をします。

先日もお話ししたかと思いますが、特に今の若い方は、現実に今住んでいる住所に住民票を置かないという事例が相当数ございます。転出先の市町村に対して住民票の送付を求めて調査をかけ、もちろんわかればどんどん何力所も市町村を転出されていれば調査をかけますが、それでもなお請求行為自体ができないというような事例を、この居所不明として地方税法に基づいて不納欠損をしている状況でございます。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） ただいま詳しく御説明いただいたのですが、転出先を住民係と連絡を密にして督促をしているということで、それが届かないということもございますけれども、今回のこの欠損で500万円近く落とすわけですが、これは若い方が多いですか。今、若い方がその住所に住まない傾向があるというのですが、ではこの居所のわからない人の11件につきましては、大変若い人が多いというわけでございますでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 村上委員の御質問ですが、特に若い方ばかりではもちろんありま

せんで、国保の被保険者の構成を見ますと、委員御承知のとおり農業者、自営業者はもとより、いわゆる現役世代を終えた退職者、あるいはパート、無職も含めてですが、そういった方々の構成で成り立っているという状況からすると、言い方は適当ではないかもしれませんが、いわゆる収入の不安定な方々が相当数構成されているという現状があります。

したがって、払いたくてもなかなか払えない状況、いわゆる生活に困窮している方々の収納対策が非常に困難になっているという現状が一方であります。さらに、御指摘のあるような、特に若い方々の納税意識の低下というのも非常に課題になっているのも事実であります。

したがって、ここに内訳がございますが、いわゆる生活困窮で払えなくなってしまった方、プラスそういう住所を住民票のとおり置いていかない、いわゆる若年者が多いですが、そういった方々が一方でふえている現状があって、この480数万円の不納欠損に至ったという現状であります。

さらに付け加えますと、今、私どものところでは強力な収納対策を進める一方で、不良債権化になっている債権の整理を今始めているところであります。今回480万円という大きな数字を欠損させていただいておりますのは、それらの整理も含めて進めているという現状でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。

4番谷委員。

4番（谷忠君） ちょっと関連させていただきませうけれども、その不良債権化されているものなので、これは企業では当然そういうものはリスク管理上、簿外で管理するという手法がとれるのですけれども、行政の場合そういうことが可能なかどうか。積立金でやるのかどうかはちょっとわかりませんが、引き当てしていくというような状況。

それは、提示して載せてあるということについては、分割納入されているのだと私はすべて理解していただいておりますけれども、不良化になってきて、それが当然過去のものについては居所不明であったりということも含めた場合に、放棄をしようということではなくて簿外で管理する、貸借対照表から外して管理をする、別で管理をするという手法がとれるのかとれないのか、その点についてお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 4番谷委員の御質問にお答えをしたいと思います。まず町の徴収金全般について、二つの性格を有する徴収金がご

ざいます。一つは、いわゆる公法上の債権と司法上の債権に大きく分かれます。

税金などは、まさに公法上の債権でございます。地方税法あるいは国税徴収法の規定に基づく徴収金になってございます。時効を迎えるものについて、公法上の債権については自動執行になりますので、先日お話ししました三つの時効をとめる技は別といたしまして、この時効を迎えますと自動的に徴収権が消滅をいたします。したがって、簿外で管理するようなことはあり得ないというふうに御理解をいただきたいと思っております。

一方、司法上の債権につきましては、時効は時効として、ただしその請求権を失うわけではもちろんありませんので、それらは簿外の管理として管理し続けることは可能です。

税金につきましては、先ほど言いましたように公法上の債権になりますので、先ほど課長が説明いたしましたように、例えば滞納処分をする財産がない、あるいは滞納処分をすることで生活困窮を招いてしまう、もう一つは居所不明により請求行為ができないと、この三つの理由により執行停止をしながらこの欠損を法的には認められているという状況でございます。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） これは後のことになって、企業会計のほうに当たりますけれども、この企業会計のほうについては強制執行ができないから、その分については司法上の債権、金銭の債権に当たるということで、そういうことは可能だという認識でよろしいですか。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 谷委員の御質問ですが、司法上の債権につきましては谷委員のおっしゃるとおりでございます。

委員長（長谷川徳行君） 4番谷委員。

4番（谷忠君） 結果的にお金がないのだから、引き当てして積む金もないということになるから、現実的には不可能というふうに判断をさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。
5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 保険証の短期交付と資格証明の交付。短期は49世帯、資格は20世帯が交付されているという状況にあります。

お伺いしたいのは、それぞれ世帯数でいえばどのような世帯、どういう所得階層、職業、いわゆる所得階層別、職業階層別に分けたらどうなるのか。また、年齢構成別で見ますとどういような、一世帯一世帯説明いただきたいのですが、どういような

年齢の方々が、世帯主がどういような年齢なのか、これをちょっとお伺いしておきたいと思っております。

次にお伺いしたいのは、国民健康保険税が近年高いという状況があります。上富良野町は町長が言うように、一人当たりの調定額が少なくなってきていますということが言われておりますが、この一人当たりの調定額が低い要因というのはどういふうに考えておられるのか、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢委員の御質問でありますけれども、まず短期証と資格証の関係でございますけれども、短期証につきましては過年度滞納者すべてに交付ということで、先ほど言ったような件数でございます。

また、資格証につきましては1年以上滞納で、特に悪質な滞納者に対しまして弁明の機会を与えた上で、審査会にて協議しまして交付しているところでございます。

この弁明の機会につきましては、納付相談がある者につきましてはまだいいのですけれども、税への自覚が薄れがち、特にうちの町におきましては資格証を交付することによって納付相談の機会がふえまして、一定の効果があつたというふうにして考えてございます。

特に、生活状態を把握した上において、悪質な滞納者のみに資格証を交付しているところでございます。

年齢、職業別につきましては、主幹のほうから御説明をさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 収納対策担当主幹。

収納対策担当主幹（田中利幸君） 5番米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。まず、短期証と資格証の交付世帯の内訳につきましては、今、手持ちにございません。これら一人一人を公表することにはもちろんなりませんので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

ただ、どうい方にかこの資格証を交付しているのかという点について御説明をしたいと思います。

まず1点、短期証の交付につきましては、基本的には過年度の国保税を滞納されている方全員に対してこの短期証を交付してございます。その理由は、少しでも面談の機会を確保するという観点から、3カ月に一度、3カ月間の短期証を交付して、その更新のときには最低でも面談、あるいはその生活状況に変化がないかどうか、これらをつかむために短期交付をしてございます。

一方、資格証を交付する方につきましては、私ども具体的な事例をつくり、マニュアルをつくってご

ざいます。こういう方について、悪質な定義として、その方には先ほど課長が言いましたように行政手続法に基づく弁明の機会を当然与えまして、その滞納になっている理由等を述べる機会を与えて、さらには審議会で個人の判断ではなくて、組織的な判断のもとにその資格証を決定しているという現状でございます。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 5番米沢委員の先ほどの御質問の中でちょっと答弁漏れがありました。失礼しました。

調定額が低い要因でございますけれども、医療給付の状況を見ますと、一般被保険者では前年対比95%、前期高齢者では前年対比80%、老人保健につきましては前年対比98%でありますけれども、退職者では前年対比107%と伸びておりまして、さらに前期高齢者の退職分につきましては、前年対比126%と伸びておりまして、この調定につきましても今後もさらに医療費の動向を見きわめなければなりませんけれども、このようなことから特に生活習慣病の予防検診の充実を図りまして、保健指導の実施によりまして医療費の削減に努めなければならないというふうにして考えております。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） もう1点確認しておきたいと思いますが、この短期資格証明書を交付されている方については、75歳以上の方というのは入っているのかどうか、ちょっと確認したいと思します。

この間、21世紀の国保のヘルスアップ事業によって、町のほうでは一定の医療費削減の効果も出てきているということとされておりまして。調定額が低くなっている要因は、はっきりおっしゃられないのですが、いわゆる所得にかかってくる部分があります。そうしますと、この国保税が高いのだという理由が出てくるわけなのです。

前回、資料をいただいた中でも、国保加入者の世帯の多くは100万円以下、あるいは200万円以下という世帯が8割を超えるという状況になってきています。平成18年度のこの資料を見させていただきましても、算定規則のある所得割額が3年前から見ても低くなってきている。また、高額医療費は一定その年度によって変化がありますが、高齢者ほど高くなってきている。いわゆる循環器系が傷んで高額になるという、そういう現象になってきているわけです。そういう中で、今、国保税が高いというのは、やはりこの長引く経済不況の中で所得が下がってきている原因と、給付で言えば若干医療費の

削減の予防効果も出てきていると同時に、私はこのように考える。

今、国の制度が変わりまして、入院すれば医療費が、あるいは救助費が実費負担という形になってきています。こういう中で聞きますと、やはり今まで行く回数を減らした、あるいはなるべく我慢して病院に行かないという高齢者の方が一部聞かれます。全部とは言いませんが。そういうものがおしなべてこの医療給付費の減額の感じであられたり、その年によってはいろいろな病状でふえたりしますが、そういう要因だというふうに感じていますが、この点はどのようなふうにお考えなのか、担当者にお伺いいたします。

私が常日ごろから述べたいのは、国保加入者の世帯数が減るという状況で高齢者がふえて、所得階層がどんどん低所得者階層に移行していくという状況に、いかに国保税の担税能力が、負担する能力が減少してきていると。また、担当者が言われたように、生活環境悪化の中で支払い能力がない方も一部ふえてきていると。これは数字で見れば明らかなのです。

ですから、今回こういった部分に国保税の軽減策を町長はとって、こういう国保加入者世帯の多くは自営業者であったりするわけですから、季節労働者であったりするわけですから、こういったところに軽減策をとって引き下げを図るといことが今必要だと思しますが、町長この点はどのようにお考えなのかお伺いしておきたいと思します。

委員長（長谷川徳行君） 町民生活班主査。

町民生活班主査（及川光一君） ただいまの米沢委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、税の調定額のお話ですが、国民健康保険税の税率につきましては平成15年度から据え置いている状況にあります。その中で、16年度の一人当たりの平均調定額で言いますと8万4,000円余り、そして17年、18年度につきましては7万8,500円というふうになっている現状にあります。

この状況につきましては、委員おっしゃられるとおり現役世帯の退職者、あるいは老人世帯、そして国保の構成といたしましては農業者の方が含まれております。その中で、16年度の前年ではあります、15年度につきましては7万8,000円余り、16年度が若干突出して一人当たり平均が多い状況になっている内容でございますが、この部分につきましては主に15年の農業収入が反映する、16年度の農業者の所得が大きかったという要因がございました。それも含めまして、15年度からは若干減少傾向にはありますが、ほぼ安定した一人当た

りの平均税収になっているのではないかというふうに思っております。

さきの御質問の資格証明書の関係なのですが、75歳以上の資格証明の交付者についてでございますが、資格証明の交付要件の中に75歳以上、あるいは65歳以上の方でも一部障害者の方については老人保健受給対象者として認定をしております。この老人保健受給対象者につきましては、資格証明の要件から除外することで要項を定めております。ということで、老人受給者につきましては資格証明の対象者はいない現状です。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 国保税の軽減の関係については私のほうからちょっと説明申し上げますが、この問題については幾度となく御意見をいただいているところでありますが、委員も御承知かと思えますけれども、国保の制度については法律によって、その被保険者については地縁をベースにして成り立っている保険であります。

法律の中で被用者保険等については除くということでございますので、今、委員がおっしゃられるように限られた自営業者、それから結果として季節の労働をされている、いわゆる所得の低い方が被保険者の階層に多くいるのが実態であります。

と言いながら、この国民の総医療費については、国保、それから被用者保険にかかわらず総じて増高している実態でございますことから、いろいろな制度を駆使しまして医療費の抑制を図っているところであります。それらを町としましても受けまして、私どもの町においても保健、それから特に予防を重視しまして、長期的にはそういう仕組みの中で医療費の軽減を図ることによりまして国保税総額の軽減を講じてまいりたいというふうに考えているところでありますが、いかんせん町におきましてはこの制度、公的保険制度の枠組みが今申しあげましたようなことでございますので、裁量を発揮する部分というのはなかなかないわけであります。

しかしながら、短期的にはいろいろ申しあげられるように、今現行の枠の中で軽減の仕組みをどうしたらいいのかについて鋭意研究をしながら取り進めてございますので、なかなか十分被保険者の方々には満足いただけるような大きな軽減策を講じることにはつながりませんが、何回も申し上げますように、制度の根幹がそういう枠組みになっておりますことについて繰り返し申し上げるわけであります。

長期的に予防の取り組みをしまして、何とか地域の方が幸せに生活できるようなことで、結果としまして国保税についても軽減につながるように鋭意また努力してまいりたいと思っておりますので、御理解をい

ただきたいというふうに思います。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 医療制度がそういう枠だからということで、町長や副町長は逃げられます、いつも。私は、今そういう事態では、現状ではないと思っているのです。だから質問をするのであって、やはりこういう今の不納欠損を見ても不均衡が生じている、細かく言えば、転出していった者がどんどん居所不明でいなくなってしまって、その分全部私たちや住民の負担になるという不均衡が生じている。こういう不均衡を是正しようと思ったら、居所不明だからわからないと、滞納制度もそこに及ばないというような状況になっているわけですから、何よりも生活実態をきちっと見ていただきたいということです。

基金の取り崩しを行うだとか、何とかして、やはり軽減策をとることは可能なのです。医療費の動向がわからないから基金の取り崩しはできないというふうに言われます。取り崩しはしている部分もありますが、そういうことをやらないで、ただ収納率が低くなった、滞納者がふえたというだけを追ってしまっ、町のこういう実態、国保税を少しでも引き下げて負担軽減を行うということもやって、この税のあり方ということを考えるべきなのにもかかわらずやらない、ここが僕は問題だと思っているのです。もう一度、この財源もありますから、そういうものを活用すればいいのです、こういうところに。ここをどう思うのですか町長。ここをもう一度お考え、町長の見解を求めたいと思います。

それと、国保のヘルスアップ事業について、予防医療については大いにやるべきだと私は主張しておりますし、また、この間、資料を見させていただいても、やはり若年層の健診についても受診率がどんどん上がってきているということが、成果として、取り組みとして、こういった点は誇るべきところだというふうに思います。

一方で、そういうものをやりつつ国民健康保険税の引き下げもやらないと、私はこういう問題というのは解決できないのだと思うのです。同時に私が言いたいのは、国の補助率の引き下げというものもありますが、また同時に、国だけではなくて地方自治体がこういう現状を踏まえてどうするのかということも、こういう医療面から今求められているというふうに思うのですが、この点もう一度町長に確認しておきたいと思っております。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

収納率の問題、あるいは保険税の額の問題等々の

御質問であります。私も保険税額は少しでも軽減したいと思っておりますし、収納率は少しでも上げたというふうには思っております。

経済的に非常に厳しいから収納率が落ちるということではありますが、そういうようなことも含めながら、私としては基本的にこれらの改善に努力しなければいけないと思っております。

今状況を見きわめると、北海道180自治体の中で、上富良野町の国保の税額につきましては平均以下の率で徴収させていただいておりますし、収納率も決して悪いほうではないと、それだけの対応を図りながら努力をいたしているつもりでございます。あたかも上富良野町の税額が非常に高いということではないというふうには思っております。

このことは、今、ヘルスアップ事業等々の対応の中で、老人療養給付額一人当たりの平均額につきましても、一般国保の療養給付額につきましても、全道の平均よりもずっと下にいるというようなことが保険税の軽減化につながっておりますし、そういった状況を見きわめながら収納率も向上させていただいている。ただ、厳しい状況の中で、我が町の収納率が低下しつつあることは事実であります。

いろいろな形の中でいつもお答えさせていただいておりますが、これはあくまでも目的税ということで対応しておりますので、必ず町民の人口の3分の1相当が加入している国保会計に一般会計から税のつぎ込みということは、私としてはこの国保の性格からしても似つかわないというふうには思っております。

ただ、今の我が町の税のあり方が他のところより応能割と資産割等々の対応をさせていただいておりますけれども、それらの税の方法、あるいは低所得者層に対する軽減の方法、これを高所得者が負担していくという基本でありますけれども、下のほうに薄く上のほうに厚くというような税の方法等も十分見きわめながら対応していかなければならないというふうに思っておりますが、さきにお答えさせていただきましたように平成15年に税率を改正させていただいて以来、今日その税の中で対応させていただいておりますので、そういった部分につきましては今後の課題かなというふうに思っているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） もともとこの国民健康保険は社会保障制度でできているわけであり、別に町民の税金を使ったからといって、町民の皆さん方がこれを批判する何者もないのだと思います。

町長が絶えず言うことで問題だなと思うのは、そういうことをおっしゃるのだったらこれ以外にも特

定のものというのはたくさんあるのではないですか、補助団体やらいろいろなもの。数限りないのです。けれども、補助を出しているということは、それは社会性があったり、公共性あるいは必要性があったり、この町の生産を上げるためにやはり当然必要だと認めて出しているわけですから、そういう理由にはならないわけで、こういったところをきっちり押さえればこういった国民健康保険税の引き下げにも十分お金を投入しても私はいいのではないかなというふうには思うわけですが、この点、町長どのようにお考えなのか、もう一度伺いたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問にお答えします。

考え方が違うのかなと思っておりますが、私としてはさきに申し上げましたように、他の町民、3分の2の町民の皆さん方は共済保険なり厚生年金、社会保険なり、自分の医療のための保険料を支払っております。それに加えて、国保の分も税をかけて支払っていただいている方々に負担させるということではなくて、この国民健康保険の目的というのは、国民健康保険に加入した人たちが自分で福祉のために、相互の医療の保障のために対応しているということですので、その中でどう対応していくかということをも十分考えていかなければならないというふうに思っておりますので、ちょっと委員とは考え方が違うのかなというふうに思いますが、私はそう思っているところであります。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、国民健康保険特別会計の質疑を終了いたします。

次に、老人保健特別会計全般の311ページから325ページまでの質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、老人保健特別会計の質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計全般の349ページから377ページまでの質疑を行います。

2番村上委員。

2番（村上和子君） 371ページ、地域支援事業費の中の介護予防費ですが、通所型予防事業、これは当初の予算の70%ぐらいを評価しているのですけれども、訪問型介護予防事業につきましては、その予算額の27%ぐらいしか執行されていないわけです。335万4,000円の予算に対しまして93万2,518円ということですのでございますから、

それで、この予算を立てられるときにもしっかりお考えになって計画を立てられたと思うのですけれども、この事業につきましてはどういうことであつたのか。介護保険の進捗状況の報告書の中では、当初の計画よりも大変大幅に下回つたということが出ておりますけれども、予算額の30%、27%ぐらいしか執行していないということにつきまして、この事業はどうであつたのかちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主幹。

介護保険班主幹（川鍋マサ子君） 2番村上委員に対してお答えいたします。

この制度ができて、平成18年度から介護予防制度ができたことによりまして利用者が減少、当初は17年からの継続で6名の方が利用してございましたけれども、介護予防制度ができたことによりまして、そちらのほうに移行された方がありまして、今現在は2名の方が利用している現状でございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） 18年度、そういったことで地域包括センターをつくりまして、しっかり介護予防に取り組んでいこうということで、目玉事業と申しますが、地域の支援事業であつたかと思うのですけれども、これが参加者が少ないとか、いろいろ課題もとらえておられますけれども、余りにも計画に対して確かに利用者が少なくなったということでございますけれども、では、町で計画した介護予防プログラムは適切でなかつたのかどうか。

これは、社会福祉協議会とかラベンダーハイツとか、サービス実施事業と打ち合わせなんか、横の連携を密にしましていろいろとり合つて実際に計画に打ち込んでこられたのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主幹。

介護保険班主幹（川鍋マサ子君） 2番村上委員に対してお答えいたします。

18年度から月に2回、地域ケア会議を行ひまして、こちらのほうで申請書を出してケアマネージャーだとか民生委員さん方だとか、そういう方から意見が出た方に対してこちらのほうで審査決定をして行っている事業ですので、利用者がこぼれるとか、そういうこともなく進んでいるのではないかと申されます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 2番村上委員。

2番（村上和子君） それにしましても、非常に当初の計画に対して27%しか執行しなかつたとい

うことは、そこら辺のところをしっかりと踏まえていただいて、これは初めて取り組んだ事業であつたかもしれませんけれども、やはり先ほど副町長が介護予防には大変力を入れて医療費抑制につなげたいというようなことをおっしゃってございましたけれども、逆に介護支援サービス、給付のほうは非常に上回っているわけです。

こちらのほうは全然予算が、参加者が少なかつたということですが、それであれば給付のほうも、367ページのほうでは介護支援サービスの給付が393万円、400万円ぐらい昨年に比べましてふえていますので、初めて取り組む事業、国の制度もいろいろと変わるのでしょうけれども、その取り組み方としてこの計画を立てるときの予算額が今まで3割しか使われないということは、ちょっと私はこの事業はどうであつたのかと、こういうふうに思われます。

そこで、これから保健福祉課、介護班の方も、こういった事業、ことしはこれを踏まえて19年度は一生懸命連携を強化してやられるということですが、この計画、地方で計画した介護予防プログラムそのものを、もう少ししっかりと実態を踏まえた取り組みをしていただきたいと思ひますけれどもいかがでしょうか。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 2番村上委員の御質問でございますけれども、委員の御意見のように、この単年度予算で見ますと、消化率といいますか予算に対しての考え方はどうであつたのかという指摘になりますけれども、介護保険計画は18年度から20年度までの3カ年間のスパンの中での事業でありますし、やはり単年度ごとに見るとそういった当初の予測と異なる結果かという事態も出てくる場面もあるかと思ひます。

いずれにしましても、介護保険の中ではやはり介護予防、この部分についての取り組みというものをこれからも念頭に置いて鋭意取り組んでまいりたいというふうにお考えしております。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） よろしいですか。

他にございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 何点が質問をさせていただきたいと思ひます。

保険給付費の不用額が全体で3,000万円出ております。この中で居宅介護サービス、訪問介護サービス（「米沢委員、ページ数を伝えていただけないですか」と発言する者あり）367ページ全体で言いたいのです。1,450万円、施設介護サー

ビスの給付費等々が比較的多く不用額が出ている。この不用額が出ている中身はどういうふうに分析されているのかお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の御質問でございます。

18年度決算におきまして、介護保険計画に基づいて実施をしているわけでありまして、当初の見込みよりもやはり施設介護サービスという給付は下回っているという状況にあります。

この要因としましては、やはり介護予防、そして在宅志向という中で施設入所の伸びというのは、そういうふうに大きな伸びには至らなかったというふうに考えているところであります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 担当の課長もおっしゃるように、この年度から新予防給付が始まりました。国は総体的にこの介護の費用を削減しようという形で、要介護1を要支援に振りかえる、要支援を要介護1に振りかえるだとか、こういうあらわれなのです。

現場はどうなっているかと、そう多くはないのですがいろいろ現場を見てみました。訪問回数が減った、あるいは食事をつくってもらう時間も減った。泣いているのです、困っているのです、実際現場は、在宅を受けておられる方。こういう現状がこういう数字になってあらわれているのです。

もう一つ、ちょっとお聞きしたいのは、375ページの上乗せサービス費が全く今回使われていないという状況になっています。上乗せの特別給付のやっているやつです。この資料を見ましたら、在宅サービスの進捗率を見ましても明らかなのです。訪問介護は平成18年度でいえば、回数でいえば1万371に対して8,561なのです。あと、訪問介護が逆に2,675に対して3,170にふえているのです。これは、施設介護から在宅に移しなさいという形のあらわれなのです。訪問リハビリもふえているのです。

こういう現象が、いかにこの訪問介護を受けている方にしわ寄せが来ているかということをお話しているのではないかなど私は分析するのですが、この間のケア会議や居宅支援の会議の中でこういう実態というのは報告されていませんか。ちょっとお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主幹。

介護保険班主幹（川鍋マサ子君） 5番米沢委員に対してお答えいたします。

ケア会議等を毎月2回実施しております。こう

いう中で、それぞれの担当部署の者がいろいろ打ち合わせを行いながら連携で行っております。

その中で、やはり医療費制度、この数字に当たっては医療費制度が一部改正になったことによって、在宅重視ということではないのですけれども、病院に長いこといられないということもありまして、こういう形で通所リハだとか、そういうリハビリや何かの部分はふえてきたのではなからうかと考えられます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 私はこの18年度の決算を見て、やはり実態調査というのはやるべきだと思うのです、今もう一度。現場は居宅で訪問介護の受けている方の実態はどうなっているのかということ、どれだけ今の医療費制度の抑制の中でこういう人たちが本当にどう変わっているのかということの調査をやれば、今後の上富良野町の訪問介護や居宅サービスのあり方という点でも大事な資料になりますから、これをやる必要があると思いますが、この点お伺いいたします。

それともう一つは、これだけ不用額が上がっていると、介護保険の未納者もふえてきていると。毎回言いますが、私はこの不用額が出るのであれば、介護保険料の引き下げに使うべきだと思います。

町長は、また同じことを繰り返すのだらうと思うのですが、特定の人たちということになるのかもしれませんが、そうではないのです。これはすべてが社会保障ですから、こういったところにこの不用額があつて保険料の軽減につなげる。ただ不用額が出たから、ただ積み増しをする、一般会計に繰り戻しをするというのではなくて、こういったところに使うことが必要だと思います。

もう一つは、答弁されていないのですが、特別給付が全くゼロというのは、前年度は実績があつて18年度全く使われていないのです、これは。知らされていないか、また同時に、その保険、ケア計画の中で十分足りるのかどちらかだと思うのです。だけれども、実際、前年度実績があつて、今年度18年度が全くゼロだというのは、私は腑に落ちないと思うのです。もしもこの制度が実態にあわないというのであれば、町長、これをかえて別な給付のところに軽減策をとるとすることも私は一つの方法、手段だと思うのですが、今この使われていない実態というのはどういうところから発生しているのかということをお伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 5番米沢委員の御質問に、

私のほうで質問を受けた分に答えさせていただきます。次のほうに続いては、担当のほうからお答えさせていただきます。

こういう余剰金が出てくれば、介護保険料の軽減につなげるべきであるという委員の御質問、私もそのとおりであると。このことにつきましては当然にして、今後、介護保険料の見直しの段階で、この余剰金は介護保険料の軽減につないでいくということでもあります。

これは、委員も御承知のとおり、3年ごとに見直しをするということでもありますから、次の見直しの段階でこの余剰金すべてに余剰金が出たとすれば軽減策につないでいくと、他のものに流用することは全くないということでお答えさせていただきます。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

現場実態はどうなっているのかという、その状況をということでございます。訪問サービス、それから在宅におられてサービスを受けている方々の利用者の声というものにつきまして、やはりケア会議の中で利用者の声を反映すべく、その実施事業者の方々の連携を密にいたしまして、今後それらの意見を十分吸収いたしまして事業実施を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、特別給付の18年度実績はゼロであったという内容で、これは町の単独の施策でありまして、介護給付で不足だと、足りないという部分があった場合、上乘せの策として何回かの回数を利用できるという制度でありますけれども、この制度周知は当然ケア会議でもなされているところでありますけれども、18年度においては所定の介護給付の範囲内でおさまりまして、この制度の利用がなかったということで実績はなかったということでもあります。

以上であります。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 知らされていないという事実はないですね、そうしたら。この点。

今後、こういう制度というのは残していく必要性があるというふうに思いますし、もしも使われないうことであれば、実態に見合ったものにかえていくとかということは考えておられるのか、お伺いいたします。

例えば今回、訪問リハビリ等がふえてきているという実態もあります。また同時に、こういったところに使うとか、この間、町が補助軽減策をどんどん削ってきた部分があります。そういった部分にこういったものがきちっと予算化するとか、そう

いったところが必要だと思いますが、この点もう1回お伺いいたします。

この介護の認定者数と給付数のあらわれなのですが、平成18年度の一人当たりの給付数は13万円で、17年度が13万7,000円、18年度が13万3,000円なのです。ここと介護の認定者数は一目瞭然、見ればわかるのですが、介護度が認定者数がそう伸びていない。これは、国が示している水準でとどめておこうということで、上富良野だけではないと思うのですが、他の自治体もそうだと思うのですが、やはり在宅に抑えるというあらわれになってきているというふうに思っていますが、こういう分析をされたことはありますか。

介護給付費の抑制をしようという形の最たるものだと思いますが、もしくは実態がそこまでいっていないからという形で、そのサービスの範囲の中だというのであればそうなのかもしれませんが、どういうふうな認識なのかももう一度お伺いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の2点の御質問でございます。

最初の上乗せ策の継続につきましては、18年度はなかったということではありますが、だからといって即もう事業をやめるということは考えていないというふうに、今のところそう考えてございます。

また、介護給付の中で在宅を、給付費の抑制の意図的なところがあるのではないかということに関しましては、全体として介護予防であるとか、そういった重度化をさせないという考え方のもとに全体の事業を進めているという状況でございます。決して意図的な介護費給付の抑制というような見地からではないというふうに考え、事業を進めているところであります。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 18年度の認定者状況の計画と実績を見ましたら、要介護1、122に対して実績は106という形になっております。

もう一つは、大体この要介護1、2あたりを全体的に要支援に移ったかというあらわれです。そういうものが給付費の抑制につながってきている部分が、この数字を見れば一目瞭然、明らかになってきていると思うのですが、この点どうでしょうか。

それと、これとあわせて、在宅のここにも書いてありますが、福祉用具の貸与の問題でお伺いしたいのですが、この制度が改正されたと同時に福祉用具の貸与の利用者数が減ってきているのです。多くは福祉用具の購入、1割負担で購入する方が逆にふえてきている。これも利用者の方からしたら、いろいろ

るな戸惑いがありました。今まで貸してもらったものがどうして1割負担になるのだらうかだとか、そういう実態が伺えます。こういう実態というのはケア会議の中でも出されていないのかどうなのか、お伺いいたします。

また、居宅支援の中で連携が必要だということが言われております。いわゆるケアマネジャーの資質を向上する、あるいはそこで起きている問題を介護支援センターがきちりと指導、援助するというような内容で、この包括支援センターというのが設置されました。

ここの進捗状況の中にも書かれていますが、いろいろジレンマがあって、現場のケアマネジャーの方の意思だとか疎通が図れなかったり、あるいは介護の現場でなぜ私は1から2になったり、2から1になったり、1から下がったりだとかするということの戸惑いもあったということが報告されています。現在はおかわれてきているということで聞いておりますが、この18年度にはそういうふう書かれております。こういう実態というのは、受けている方の問題だとか疑問だとかというのが、もし細かくわかれば教えていただきたいと思っております。

もう一つ、施設介護の中で入所されている方が1週間、ショートだとかを利用してれば、経過を利用者さんに報告する義務があるかどうか分かりませんが、比較的もらわなかったりもらったりだとか、どういう一日、1週間の中でAという方はこういう経過で過ごしていましたよだとか、排便が何回ぐらいありましたよとかというのを利用者さんに知らせる報告書というのがあると思っておりますが、それが一部見ましたら、出されなかったり出したりという経過があります。介護計画とは別ですよ、これは。そういう実態があるのかどうなのか、これは報告義務があるのかどうなのか、この点もお伺いしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番米沢委員の何点かの御質問にお答え申し上げたいと思っております。

介護予防重視の中で要介護者が要支援というふうに、こういったこれも一つの効果なのかなというところがあります。決して意図的な給付を制限という見地からではないということで先ほどもお答えしたところでございます。

また、居宅給付に関しまして、関係機関との連携であります。ケアマネジャーとか我々のほうの包括支援センターが中心となって、全体の事業者との連携のもとに事業を進めているということでもあります。

18年度におきましては、スタート直後間もな

かったということもありまして、いろいろな戸惑いもあったかというふうに、一つそういった実態もあったかと思っております。

今後におきまして、連携を深めた中で、円滑で効果的な事業の推進を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（長谷川徳行君） 介護保険班主査。

介護保険班主査（岩崎昌治君） 5番の米沢委員の質問に答えたいと思っております。

福祉用具貸与から制度改正によって一部借りられない用具、介護度の軽度者の方から借りられないものが出てきたという中では、改正後の制度の中で現場と利用者との話し合いの中から福祉用具購入できるものはしていただきましたし、貸与できなくなったものについてはそれぞれ自費購入なり、ほかのもので介護が受けられるような状況で、混乱もないような形で組みかえといいますが、利用者の介護状態に合ったものを用意して行ってきております。

施設介護の利用者についての結果報告ですけれども、義務ということではなくて、利用者がショートなどの施設の中で適切に過ごされたかという経過は報告しているというふうに思っていました。されていない事実があるとすれば、町のほうからも適切に改善するように指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 他ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、介護保険特別会計の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間は10時55分からといたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開し質疑を続けます。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計全般の381ページから401ページまでの質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、ラベンダーハイツ事業特別会計の質疑を終了いたします。

説明員が交代しますので、少々お待ちください。

次に、簡易水道事業特別会計全般の295ページから307ページまでの質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、簡易水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

次に、公共下水道事業特別会計全般の329ページから345ページまでの質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、公共下水道事業特別会計の質疑を終了いたします。

以上をもって、各会計歳入歳出決算についての質疑を終了いたします。

続いて、企業会計の質疑に入ります。

最初に、水道事業会計全般の質疑を行います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、水道事業会計の質疑を終了いたします。

次に、病院事業会計全般の質疑を行います。

ございませんか。

12番佐川委員。

12番（佐川典子君） まだまだ勉強不足ですが、気になるところがございますのでよろしく願いいたします。

18ページのところに載っております委託料の中なのですが、毎月148万円の事務計算費が支払われております。これは主婦感覚ですと、とても高いと思うのです。年に1,776万円になるのです。

以前は計算できる職員がいらっしまったということだったのですけれども、自分たちにはちょっと無理だというお返事をいただいております。ここにいらっしやる皆さんも、運営委員会を立ち上げたり、まちづくりトークなどで本当に大変努力しております。そして、町民の皆さんも、町立病院の経営改善や経費の削減に注目しております。そして本当に心配しているところです。

これが適材適所ということで委託料が軽減できるのであれば、財政運営の健全化と適正化を目指すという面におきましても、決算の意義においてもいいことですし、今後の前向きな対応として行っていくべき一つだと思いましたが、どのようにお考えなのか教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務長。

病院事務長（大場富蔵君） ただいま佐川委員の医療事務等に係る委託料の件についてでございますけれども、この業務は平成12年に初めて委託を行いました。

当時、全部職員がやっていたのですが、経営改善の中から試算をいたしまして、職員がやるよりも委託をしたほうが600万円ほど安く済むとい

うような試算結果から委託を始めたものでございます。

その委託によって、窓口を含め医療事務の請求等を行っていた職員3名を町のほうに異動をいたしまして、そして当時窓口業務、それから医療の請求業務、それとレセプトの関係、これらの業務を行ってもらったところです。

そのスタートの時点におきましては、窓口でお金をいただく会計の部分を病院の職員がやったところです。それで、それにつきましても人件費を少しでも減らすというようなことから、その分も含めて委託に今なっております。当時ざっと概算ですけれども、職員が3名で諸手当を全部含めまして、共済費とかも含めまして1,800万円、それが委託で1,200万円ということで、ここで600万円が浮くという試算でございました。

それで、平成15年だったかと思えますけれども、ずっと職員が会計事務をやっていたのですけれども、その部分も含めて委託をすることになりました。それでまた事務職員が1名減、そして委託料はふえましたけれども、それらを考えたときに職員がやるよりもはるかに安いということで現在委託を行っているものでございますけれども、委員おっしゃるとおり、まだまだ詰めていく部分がないかということについては、今後またさらに検討を加えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。

10番和田委員。

10番（和田昭彦君） 病院経営のあり方について御質問したいと思えますけれども、病院は町民の健康と生命にかかわるということで、赤字になってもしょうがないのではないかというような気持ちが関係者の中で、町とか病院の職員の間でありはしないか。今まで健全経営について鋭意努力されてきたかと思うのですが、そういう気持ちが少しでも心の隅になかったかということをお聞きしたいのと、我々農業者も人間の生命にかかわる仕事をしていると思っているのですけれども、赤字経営では私たち生活していけませんから、できるだけ黒字経営になるように努力しております。

しかし、それでもやむを得ず赤字になる場合があるのですけれども、そういうときは減価償却費を生活費に充ててやっているのが現状なのですけれども、そういうことで先日、厚生文教常任委員会で四国のほうに町立病院を視察に行ってきたのですが、そこではやはり病院といえども赤字ではいけないという姿勢で、町も病院自体も、病院の院長が

先頭になって取り組んでいる姿を見てきました。

そういうことで、急に黒字ということにはもちろんできないでしょうけれども、先日、医療機関別医療費集計表というのを出していただきました。これによりますと、町外の病院にかかった医療費はかなりあります。町立病院の診療科目にない科目、医療費も結構この中の大半だとは思いますが、そうではなくて、町立病院で十分対応できる患者も町外に流れているのではないかなというふうに予測されます。

そういったことで、そういった患者を町立病院に引き留めるといふ努力がこれまでなされてきたかどうか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務長。

病院事務長（大場富蔵君） ただいまの和田委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の病院のあり方につきまして、赤字になっても仕方がないという、いわゆる甘えがあったのではないかというような御指摘かと思えます。

確かに私ども救急部門とか、そういう不採算と言われる部門をやっているわけでございまして、そういう中では委員おっしゃるとおり親方日の丸といいますが、その甘えという話がなかったとはいき切れないうふうに思えます。これからは十分そういう点も反省をしてみたいと思えます。

次に、さきに提出の資料に基づきましての御質問ですけれども、委員おっしゃるとおり町外が非常に多いという中で、私どもも見てはいるのですけれども、委員がおっしゃられたようにうちの病院には内科と外科の2科だけでございますので、この診療科にない部分で大多数が行っているものというふうには思っているのですけれども、確かにうちの病院で診療できるものも相当数はあるのかなというふうには思っております。

ただ、何と申しますか、町立病院のほう、件数で見るときには、例えば金額で比較をすると17%とかという部分ですけれども、件数で比較をすると28%とかということで、この件数による比率と金額による比率に10%ぐらいの開きもあるところでございます。

これは何から発生するかというと、恐らく単価の高い高度な医療は総合病院で当然行ってくるわけでございまして、そういう面からうちの病院を利用されている方は安定期に差しかかった、単価的にも安い方の利用ということが大きいのではないかと考えているところでございます。

十分なPRといえますが、広告をしてきたかということになりますけれども、確かにその部分では弱いものがあつたなというふうに今思っているところ

です。

今後につきましては、十分町の広報とか、あるいは独自のチラシとか、それから出前講座とか、あらゆるものを利用してPRに努めていきたいと、うちの病院でもこういうことができますよと、例えば、今、医大のほうから平日の午後毎日のように出張医師が来てくださいます、それぞれ得意とする分野がございますので、そういう部分のPR等を十分に行い、そして医大にわざわざ行かなくてもうちの病院でできるということを強くアピールをしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 副町長。

副町長（田浦孝道君） 今、事務長から申し上げましたとおりでありまして、と言いながら、委員も御承知かと思えますけれども、公的病院については多くが赤字の実態であります。

私どももいろいろな努力をしながら、現金収支のバランスが図れるように最低限努力をしたいと思えますし、一番大事なのは、私どもの公的病院も町民側から見ますと赤字で閉鎖するという選択肢は多分ないだろうと、住民感情からしますとそういうことでありますので、私どもも使命感を強く持ちまして、今申し上げましたようないろいろな諸対策を講じながら収支の改善を図ってまいりたいと思えますので、御理解をいただきたいというふうに思えます。

委員長（長谷川徳行君） 10番和田委員。

10番（和田昭彦君） これからも自治体病院として存続していこうというのであれば、やはり町、病院が一体となって、またそれに町民も病院を信頼し、頼れるような病院にしていくという努力が大切でないかなと思えますので、今、答弁いただいたようなことをぜひ実行して町民から信頼され、病気になるたらまずは町立病院にかかるといふ、そういうふうに行って行っていただきたいと思えますのでよろしく願います。

委員長（長谷川徳行君） 答弁は要りますか。

10番（和田昭彦君） 一言。

委員長（長谷川徳行君） 病院事務長。

病院事務長（大場富蔵君） ただいまの和田委員の御質問でございますけれども、十分意にとめて努力をまいりたいというふうに思えます。よろしく願います。

委員長（長谷川徳行君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） これをもって、病院事業会計の質疑を終了いたします。

これで、企業会計についての質疑を終了いたします。

す。

これより、分科会ごとの審査意見の取りまとめを行います。

分科会ごとに審査意見を検討し、取りまとめるので委員長まで提出願います。

会場等について、事務局長より説明をいただきます。

事務局長（中田繁利君） 分科会の会場でございますけれども、第一分科会は第2会議室、第二分科会は議員控室といたします。

なお、分科会で審査意見の取りまとめが終了いたしましたら、議事堂で全体の成案作成を行います。

説明員の方は、理事者の所信表明から議事堂にお入りいただきたいと思っております。

それでは、移動方よろしくお願いたします。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） 暫時休憩いたします。

午前 11時14分 休憩

午後 1時52分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

報告と委員相互の意見調整を行います。

初めに、第一分科会の審査意見報告をお願いします。

第一分科長村上和子君。

2番（村上和子君） それでは、第一分科会のほうから御報告させていただきます。

一般会計。

1、町税及び税外収入について。

1、滞納額、収入未済額については、滞納者の状況分析に基づいたきめ細やかな督促と納税相談を実施するとともに、分納誓約書の活用、保証人制度の厳格な適用と悪質な滞納者には強制執行を含め、一層の解消に努められたい。

2、不納欠損については、その内容を明確に区分するとともに、十分精査の上実施されたい。

2番目、委託業務について。

指定管理業者を含め、委託業務についてはその内容をよく精査し、十分効果が高まるように努められたい。

3、物品の購入について。

物品の購入は、町内業者を利用するよう進められたい。

4、燃料費について。

燃料費については単価の是正を図り、経費節減に努められたい。

次、国民健康保険事業特別会計。

その1です。短期保険証及び資格証明書の交付については適切な対応を図られたい。

としまして、保険税の軽減を図るよう努められたい。

介護保険特別会計。

在宅介護、介護予防を含め、介護のあり方についてさらに改善を図るとともに負担の軽減に努められたい。

次、病院事業会計。

1、病院運営については、将来を見きわめるとともに、今後の病院のあり方を十分検討し、さらに経営改善に努められたい。

2といたしまして、町民に信頼される病院であるように努められたい。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 以上で、第一分科会の審査報告を終わります。

次に、第二分科会の審査意見報告をお願いいたします。

第二分科長中村有秀君。

9番（中村有秀君） 決算特別委員会第二分科会の審査意見の報告をいたしたいと思っております。

本分科会が担当した各会計歳入歳出決算及び企業会計決算の審査について、次のとおり結果を報告する。

平成19年11月19日、第二分科長中村有秀。

決算特別委員会委員長長谷川徳行様。

記。

一般会計。

1、町税及び税外収入について。

滞納額、収入未済額は減少傾向にあるが、より一層の収納率向上に努められたい。特に、悪質な滞納者については、強制執行を含め一層の解消に努められたい。

不納欠損処分については、不納欠損処分に至る前に十分な方策を図り対処されたい。

保証人制度のある未収金については、保証人の現行維持と保証人制度の活用を図られたい。

2、需用費について。

経費節減に努め、特に燃料費については節減に努められたい。

3、学校教材費等の購入について。

学校の教材、備品等の購入は、町内業者を利用するよう進められたい。

4、防災について。

自主防災組織の計画的な組織化と、その活動の促進に努められたい。

5、公共施設整備について。

生活道路及び公共施設の改修促進に努められた

い。

国民健康保険事業特別会計。

短期保険証及び資格証明書の交付については、適切な対応を図られたい。

病院事業会計。

病院運営については、地域医療を守るとともに経営意識を高め、企業の経済性を発揮されるよう努められたい。

以上でございます。

委員長（長谷川徳行君） 以上で、第二分科会の審査意見報告を終わります。

ただいまの各分科会の審査意見報告を一括して意見調整を行います。

意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） なければ、成案調整を行いますので、暫時休憩といたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時59分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

意見書の整理を行いましたので、事務局長に朗読させます。

事務局長（中田繁利君） それでは、意見書案を朗読いたします。

平成18年度上富良野町決算特別委員会審査意見書（案）。

一般会計。

1、町税及び税外収入について。

滞納額、収入未済額については、滞納者の状況分析に基づいたきめ細やかな督促と納税相談を実施するとともに、分納誓約書の活用、保証人制度の厳格な適用と悪質な滞納者には強制執行を含め、一層の解消に努められたい。

不納欠損処分については、処分に至る前に十分な方策を図り対処されたい。

2、需用費について。

経費削減に努め、特に燃料費については単価の是正を図り、節減に努められたい。

3、物品の購入について。

物品の購入は、町内業者を利用するよう進められたい。

4、委託業務について。

指定管理業者を含め、委託業務についてはその内容をよく精査し、十分効果が高まるように努められたい。

5、防災について。

自主防災組織の計画的な組織化とその活動の促進に努められたい。

6、公共施設改修について。

生活道路及び公共施設の改修促進に努められたい。

国民健康保険事業特別会計。

短期保険証及び資格証明書の交付については、相談を受けながら対応を図られたい。

介護保険事業特別会計。

在宅介護、介護予防を含め、介護のあり方についてさらに改善を図るように努められたい。

病院事業会計。

病院運営については、地域医療を守るとともに経営意識を高め、企業の経済性を発揮し、さらに町民に信頼される病院であるように努められたい。

以上です。

委員長（長谷川徳行君） これより、意見書案の調整を行います。

意見書案について、御意見はございませんか。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 国民健康保険と介護保険の料の負担軽減というところが抜けていますが、そちらで調整したということだと思うのですが、これについてお伺いします。

委員長（長谷川徳行君） 現に、今、2割、5割、7割ですか、ちょっとはっきり覚えていないですけども、そういう軽減もされていると。それが十分とは言えないけれども、ある程度の軽減もされている。その軽減されている人たちが多くいる。5,500万以上のあれになっているということもありまして、各分科長と私と副委員長で精査した結果、排除させていただきました。

また、それについては、いただきました資料をごらんいただいて考慮していただきたいと思います。

5番米沢委員。

5番（米沢義英君） 今言われたのは法的に決められた減免制度ですから、私が言っているのは、それでもいわゆる一般の方、軽減以外のされている方というのが一番大変になってきているわけですから、この部分の軽減なくして本来の軽減というのはあり得ないわけですから、この点、私は介護にしても国民健康保険にしてもあったほうがいいのではないかというふうに思いましたものですから、この件です。

委員長（長谷川徳行君） 私たちの案としては、その軽減のときの財源のことも少し話が出ました。どこからその財源を持って行くのかと。先ほど理事者も言っていましたけれども、国民健康保険だけではない、介護保険の場合は皆入っていますけれど

も、先ほどの国民健康保険のところを出ていたので削除の結果になったのでございます。

介護保険のあれは出ていなかったのです、意見書として。（「いや、出ていた」と発言する者あり）介護でしたか。一緒になっていましたか。ちょっと勘違いしていました。

暫時休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時15分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

5番米沢委員の質問に対しまして、介護保険の軽減については先ほど理事者側も答弁にありましたように、軽減に努めるという発言があったと思います。また、国民健康保険の軽減につきましては、国民皆保険制度の維持のため、また、町の国民健康保険の維持のため、そして町の財政の厳しい中、今の現状の軽減でいいのではないかという第一分科長、第二分科長、また、副委員長と私の案で削除をさせていただきます。

以上でございます。

介護保険のほうについては、先ほどの理事者側の答弁で軽減に努める旨の発言があったと思われるので、それを考慮しまして文言を入れなかったということでございます。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 以上で、決算意見書の調整を終わります。

理事者に意見書を提出いたしますので、暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時36分 再開

委員長（長谷川徳行君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

理事者より所信表明の申し出がございますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま、決算特別委員長、副委員長さんにおいていただきまして、特別委員会の委員の皆さん方が御審議いただきました過程でのそれぞれ審査意見書につきまして拝読させていただきました。

それぞれに町税及び税外収入について、あるいは歳出等々の対応について、また加えて防災の対応、

あるいは公共施設の改修等々、また、国保特別会計、あるいは介護特別会計、病院事業、企業会計等々におきます意見書につきましては、私も執行者として御意見ごもっともであるというように認識をいたしている項目ばかりでありまして、ただいま特別委員長からちょうだいいたしました審査意見につきましては、今後も行政執行上におきまして十二分に配慮した行政運営を図っていきたく。

また、委員の皆さん方が15日からきょうまでいろいろと審査を賜りまして、それぞれの御意見を賜りましたことにつきましても、審査中の御意見につきましても十分に配慮してまいらなければならない御意見であるというように認識しておりますし、加えまして監査をいただきました監査委員からの監査意見書等々も十二分に呈した中で、今後の財政運営、行政運営を図っていくように努めてまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしく皆様方の御理解を賜りまして、18年度各会計並びに企業会計におきます決算の認定を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。よろしくお願いいたします。

委員長（長谷川徳行君） お諮りいたします。

ただいまの理事者の所信表明により、今後の町政執行において十分その意見を尊重し、最善の努力をいたしたいとの確認が得られましたので、討論を省略し、議案第1号平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第2号平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件を採決いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（長谷川徳行君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、議案第1号平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件及び議案第2号平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件を起立により採決いたします。

最初に、議案第1号平成18年度上富良野町各会計歳入歳出決算認定の件は、意見を付し、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 起立多数であります。

よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第2号平成18年度上富良野町企業会計決算認定の件は、意見を付し、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（長谷川徳行君） 起立多数であります。

よって、本件は意見を付し、原案のとおり認定することに決しました。

お諮りいたします。

本委員会の決算審査報告の内容については、委員長及び副委員長並びに各分科長に御一任願いたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(長谷川徳行君) 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の決算報告書の内容については、委員長及び副委員長並びに各分科長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は全部終了いたしました。

終わりに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

18年度決算特別委員会が、委員各位並びに理事者の皆様方の協力をいただきまして無事終了することができました。まことにありがとうございました。

また、進行上、不手際も多々ありまして、皆様に変御迷惑をおかけいたしましたことを、ここでおわびを申し上げます。

町においても非常に厳しい財政の中、18年度執行された決算に際しまして、多くの委員からの意見、または質疑があり、それに対する答弁もありました。委員と執行者がお互いの立場に立って議論を多く交わしていただきました。これも委員と執行者が両輪となって、住民のためのよりよいまちづくりを考えての議論でなかったかと思えます。

19年度の予算は執行されておりますが、今委員会で出されました意見を十二分に反映されまして、執行部におかれましては少ない財政の中で最大の効果を出せるように、20年度の予算編成に向けてぜひ反映していただきたいと思えます。

委員の皆様、そして理事者の皆様の協力によりまして委員会運営がスムーズに運営されましたこと、感謝申し上げます。お礼の言葉にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 3時43分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容
の

正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

決算特別委員長 長谷川徳行